

文律の傍に不文即ち默契的憲法發生したるなり。英人か一公人の行爲に就き合憲又は違憲なりと云ふときと或る行爲を合法又は違法なりと云ふときは全く其意味を異にす。庶民院嘗て時の輔弼諸大臣は該院の信任を有せず。故に其職に留まるは憲法の精神に違ふと宣言したる案を一大政治家の動議に依り通過したることあり。數代の間公人の據り來りたる因襲の原則に依れば彼の決議の正當なるや争ふべからざるなり。然れども斯の如き教義を英國成文律中に索むるも決して得べからず。彼の動議の提出者は違法行爲即ち下級裁判所に於ける訴訟問題となり又は國會其物の高等法院に於ける彈劾の問題となるべき行爲ありたりとして時の政府を責めんとしたるにあらず。彼の提出者の意は國王の愾慮に適ふ期間任せられたる大臣等が國王の之を免せんと欲する時の至るまで其職に居ることを以て、一の法律違反なりと云ふには在らざりき。其意大臣施政の方針か大體庶民院多數の見て策の得たるもの又は國家の利益なりと爲さざる所なり故に成文律と同様に世に知られ且つ同様に有効なる默契的經典に従ひ大臣等は宜しく庶民院が最早彼等に適任ならずと認むる職を辭すべしと云ふにありし

なり』と。

右默契的憲法の説明に對して唯少しく異論あるは成文律と不成文憲法とを相對して論じたるの一點なり。眞に相對せしむべきは既に論じたるが如く其成文なると不成文なるとを問はず、正當に法律と稱すべきものと通常世に遵奉せらるゝも正當なる意義に於て決して法律と稱すべからざる冥合又は慣例との間に在るなり。併しながら此欠點は僅かに言語上の精密を欠くに過ぎざれば吾人は喜んでフリーマン氏の言を以て憲法的道義の一團を組成する諸格言の本性即ち普通性を講究するの起點と爲して可なり。

左に掲ぐるはフリーマン氏が謂ふ所の憲法的道義の教戒格言の例にして英國に於ける公生活を支配又は支配すと假定されたるする經典に屬するなり。「政府は庶民院に於て投票上敗を取るときは多くの場合に於て其職を退かざるを得ず」。「内閣重要な問題に就て多數票を得ざるるとき一回は國會を解散して廣く國民に訴ふることを得」。「選舉人に訴へたる結果尙ほ敗を取るときは執政大臣は其職を退かざるを得ずして再び國會を解散するの權利なし」。「内閣は國務の執行に就き



國會に對し一躰として責任を負ふものとす。内閣員は或る程度迄其同僚の爲したる任命即ち更に明瞭に云へば一閣僚の獻議に依り國王の爲したる任命に就き責任を負ふ、但し其の責任の程度は明確に定まり居らず。其當時庶民院に於て多數を制する政黨は通例其の主領等を任官せしむるの權利を有す。此等主領中最も勢力ある者通例首相即ち内閣長となる。已上は内閣の位地并に組織に關する教戒なるか他の事項に關する憲法上の格言も亦尠からず。外交條約を締結するには國會の法令を待たずと雖も國王即ち實際は國王を代表する政府は他日國會の承認を得ることを得ざるか如き條約を締結するを得ず。外交政略宣戰講和は國王即ち實際大臣の手に委せざるべからず。然れども外交上の事に就ても内治に於けるか如く國會兩院若くは兩院意見を異にするとき庶民院の希望に従はざるべからず。若し内閣にして庶民院の希望に反して戰を宣し和を講ずるが如きことあらば内閣の處置甚しき違憲たるべし。若し貴庶兩院所見を異にするときは貴族院は或る段階に於て讓らざるを得ず而して若し貴族院讓ることを肯せず庶民院亦國民の信用を持續して自説を主張するときは國王即ち其補弼は貴族院

に於ける反對派を制するに足る丈け新貴族を創設し或は創設する勢を示し以て立法部兩院間の調和を回復せざるべからず。國會は少くとも毎年一回必ず其事務所辨の爲め之を召集せざるべからず。内患外寇等緊急事件起り内閣若し通常以外に權能を要するときは直ちに國會の召集を奏請し以て國家防備の爲め必要な權力を得ざるべからず、然れども之れと同時に内閣諸大臣は法律を破ふるの危険を冒しても治安回復若くは外寇擊退の爲めに必要な臨機の處分を怠るべからず而して若し法律を破りたるときは赦免條令を發して國會の之を保護するを恃まざるべからず。

(甲)英國憲法(一七四—二二)頁參看

已上述へたる條規予故ら疎雜通俗体に之を述べたり及び同種類の條規數多相集て今日の憲法的道義を組成す。是皆な常に人の遵奉する所なり。然れども裁判所に於て之を強制すべき性質のものにあらざるか故に之を法律と視るべき事由存せざるなり。彼等は一見互に其價值のみならず其性質範圍をも異にするか如く見へて頗る多種多様なるか如し。然れども巨細に之を鑑査すれば其間自から一



の普通性ありて存するを見ん。即ち此等の格言たる皆或は少くも其多數は國王（即ち國王の臣僚たる諸大臣）の專斷權施行の方法を定むる規則なり。而して尙ほ細かに鑑査すれば此特性は前に擧げたる總ての條規は勿論憲法的默契の（全部にはあらずとも）最多數には普通なる状態なり。然れども此事は正當に之を會得せしめんとするには尙ほ一二の説明を要するなり。

政府の專斷權とは國王又は其臣僚が新に制定法に基く權能を國會に請求せずして法律上自己の意見に依り施行することを得る各種の處分を謂ふ。例へば國會の召集、解散、宣戰、媾和、貴族新設、大臣免官若くは其後任者任命の如き、國王は新に國會の法令を待たずして之を專行し得るなり。此等の處分は少くも法律上國王の裁量中に在りて政府の專斷權即ち裁斷權に屬す。此權能は國會の法律に起因するとあるべく、二三の場合に於ては實際國會の法令に依りて生じたる。即ち千八百七十年の歸化條例か或は場合に於て外國人を歸化せしむるの權利を國務大臣に與へ千八百七十年の犯罪者引渡條例か（該條例の定めたる要件の下に）國の通常法律に拘はらず外國人を其本國政府に引渡すの權利を國務大臣に與へたる如き

是れなり。然れども國會法令か國王又は其臣僚に與ふる專斷權の施行に就ては吾人之を度外に置きて可なり。斯の如き專斷權を施行する方法は多少明瞭に法令其物に依りて定められ得べくして往々法律の爲めに嚴しく制限せられ實際法律の制裁を受け、憲法的道義の範圍を脱して正當に所謂法律の範圍に入ることあり。國王の專斷權は通例の國會の法令に起因するにあらずして「大權」(Prerogative) 憲法上の語にして此語程學者を煩はしたるものなし——より生ずるなり。

「大權」は其沿革より見るも又た今日の實際より見るも其當時法律上國王の掌中に遺され在る專斷若くは專制權の殘餘に外ならざるか如し。國王は今日名義上所有する權を往昔は實際に享有したり。即ち國王は元と縱令法律家の所謂主權者にあらざりしとするも少くとも主權力の最も有力なる部分を占め居りしなり。千七百九十一年に庶民院か大臣等の反對なりしに拘はらず、時の政府に迫りて、庶民院の權能を貶し大に國王の大權を高めんとの説を爲したることに就き、英國法律史の著者リーヴス氏 (Mr. Reeves) を審問に附せしめたることあり。リーヴス氏が之を公にしたる爲め訴へられたる論述中に國王を大樹の幹根に比し國家の他の部



局を其枝葉に比したる冗長の比較論あり。此比較は國法は凡ての法律的權力の源泉にして國王の權力を打破するは英國人か此庇護に依りジャコビン主義 (Jacobinism) の暴風雨を避けたる大解樹を伐截するものなり。庶民院其他の機關は枝葉に過ぎずして之を截るも該樹に大害を及ぼすことなけんとの結論を生せしむるの目的を以て之を掲けたるなり。人心激昂の時期に當てリーヴス氏の説の如きものを出版するは不注意なりしの感を免かれず。然れども幸にも陪審官は其内亂煽動にあらざるを發見したり。何となれば氏の意見は歴史上の事實の確實なる根據に基きしこと疑なければなり。

國王の權力は實に庶民院の權力より古く發生し、ノルマン侵略の時より千六百八十八年の革命に至るまでは實際國王は主權の大部を占めたり。大權は國王の元來有したる權能の殘部に附したる名稱なり。故に既に述べたる如く其女皇親から施行せらるゝと其大臣が施行するとを問はず、當時國王の掌中に遺されたる專斷權の遺留部に附したる名稱なり。行政府か國會法令の准許命令を待たず合法的に施行し得べき行爲は凡て此の大權に基くなり。故に若し外人條例の一例の

如く國會法令の國王若くは其臣僚に與ふる權力を除けば吾人は大權なる語を行政府の專斷權と同義に使用し憲法的默契は重もに大權施行の方法并に精神を定むるの教戒若くは實は同じことなれども國王の大權に據り合法的に舉行し得べき處分例へは宣戰媾和の如きを舉行する方法を定むる教戒なりと言ふを得べきなり。此言は制定法に基く權力を除くの外行政府が施行する凡ての專斷權に適合するなり。女皇が實際其の一個の意志に従ひ親から爲す行爲にも女皇及び其大臣の實際共同して施行此の場合現時の憲法學者の思ふ所より實際其の附會多しする處分にも又其數既に多く、且つ常に増加しつゝある所の女皇の名に於てするも其實全く内閣の行爲に外ならざる諸般の措置にも適合す。之を要するに憲法的默契は國王に残り居る專斷權の施行を律せんことを期する條規なり。而して其權は女皇親から施行すると内閣にて施行するとを問はざるなり。其の然る所以は此等の默契は容易に且つ術語上正確に大權施行に關する規則の辨裁に言ひ表はすことを得るを以て知るべきなり。例之内閣若し重要な問題に就て投票上敗を取るときは通例其職を退かざるを得すと言ふは國王が其意思に依り



大臣を免するの大權は國會兩院の意思に従ひて之を施行せざるへからすと云ふに同しく國務大臣は他日國會兩院の承認を得ざるか如き條約を締結することを得ずとの語は條約の締結に關する國王の大權——米國人の所謂「條約締結權」なるものは——國會の意思に反對して之を施行すへからすと云ふの意なり。又國會は少くとも一年一回必ず開會せざるへからすと云ふの條規は其實國王が其意思を以て國會を招集するの大權は國會か一年一回開會する様に施行せざるを得ずとの規則なり。

此の憲法的默契の解説に對しては其の含める意義丈けに就て見れば眞理なれども其不充分なること明かなりとの正しき異論あるへし。何となれば王權の施行に全く關係なき憲法的習慣慣例の一二存するものあればなり。例之貴庶兩院永く其意見を異にして相争ふ場合には或る段階に於て貴族院は庶民院に譲らざるへからすと云へる默契——甚だ漠然たる默契なり——の如きは此類に屬し又貴族の司法的職務は法務貴族のみ之を扱ふと云へる慣例の如き又離婚に關する事務を目して司法的手續となし立法的手續となさざる慣行の如き亦此類の默契に

屬し若くは少くとも曾て之に屬したり。此類の慣行は畢竟國會の各院別々に若くは兩院合同して其專斷力即ち歴史的の名稱を用て云へは其「特權」を施行する方を律する慣例條規なり而して特權なる語を用ゆるを見ても諸般の憲法的默契を概括して之を一項目中に收むるを得べきこと明かならん。「大權」(Prerogative)と「特權」(Privilege)とは其間酷た相似たり。大權の國王の專斷權に附したる歴史的名稱なるか如く特權は國會各院の專斷權に附したる歴史的名稱なり。去れば大權施行を管理する默契は有主權躰の一員即ち國王か其專斷權を施行する方法を定め若くは定めんと期し又特權の施行を管理する默契は有主權躰の他の要部等か其專斷權を施行する方法を定め若くは定めんと期するものなりと言ふを得へし。故に結局憲法的默契は之を一括すれば國會に於ける國王たる有主權立法躰の三要部か國王の大權と稱すると國會の特權と稱するとを論せず各其專斷權を施行する方法に關する慣例冥合なりと定めて可なり。然れども憲法的默契の最多數最緊要なるものは畢竟特權の施行に關する慣行なれば憲法的默契を以て行政部の專斷權即ち術語上大權と稱するものを正當に使用する方法國民の斯



く使用さるへしと豫期する方法を定むる條規若くは慣例と爲して説かは寧ろ簡短にして而かも明瞭なるを得へし。

吾人既に憲法的默契は概して國王の大權の施行を律する條規なることを慥めたるは是より其性質の解説を一步進むことを得へし。彼等は皆同一なる究極の目的を有す其目的は國會若くは間接に國會の任命する内閣が結局夫の今日の英國に於ける真正なる政治的主權者即ち選舉人の多數即ち全く明確ならざるも通俗の語を用ふれば國民の意志を實行することを確實ならしむるに在るなり。

是に於て吾人は既に論じたる「法律的の主權」と「政治的主權」との區別の益緊要なるを見る。單に法律の上より見れば國會は英帝國の無限主權者なり。何となれば國會の各法令は大貌列顛領土内を通じて各裁判所の遵奉せざるを得ざる所にして國會の法令に反する條規は其の道德的なるを法律的なるを問はず、全國を通じて一裁判所をも檢束せざればなり。併しながら國會は法律の眼に於て最高立法部なるも代議政體の骨子は立法部が政治的主權者即ち選舉人即ち國民の意志を代表即ち之に實際の効用活動を與ふるに在り。立法部各部の行爲は立法的主權

者の行爲と政治的主權者の意志との間の調和を保つを目的とする條規を以て之を定めざるべからざることば概括的考案より推知し得べき理なり。若し英國の真正なる統治者即ち政治的主權者をして昔日の如く國王ならしめば立法は左の二方法の一に依り國王の意志に従ひて行はれん。即ち或は國王親から勅令若くは布告を以て制法すべく或は樞密院又は國會其物の如き他の團體に許して其の團體が國王の意志に稱ふ間立法の事を扱はしめん。若し其第一方は行はるゝときは憲法的默契を容れ若くは要するの場合なけん。若し第二方を取るときは制法體の行爲が國王の意志に反せざることを確實ならしむる所の條規を以て立法部の行爲を管理するの必要を見ん。然るに今や英國に於ては選舉者は事實の主權者なり。然かも選舉者は親から立法せず、又其性質上立法し能はず、且つ重に歴史上の原因より理論上至高の立法部を自己以外に生ぜしめたり。事態夫れ斯くの如し。故に元來法律を以て管理するを得ざる立法部の行爲を律するに國會が國民の意志に従順なるべきを保する默契的慣例を以てすべきは自然の結果なるべし。是れ吾人の推理し得べき所にして又實際此の結果を生ぜしなり。今や憲法



的默契は(歴史上の起元を問はず)現時に於て庶民院及び結局民選なる庶民院を経て國民の至高力を確保する爲めに維持する慣例より成立するなり。英國今日の憲法的道義の經典は間接ながら外國に所謂「人民の主權」なるものを保全するなり。其然る所以は彼の經典の主たる一二箇條を考査せば明かなり。國王の權力は國會の兩院議員中より出て庶民院の信任を荷ふ所の大臣を経て之を行はざるへからすとの條規は實に立法部は間接の手續を以てなれども實際行政府を任命するの意にして且つ國王又は内閣は結局庶民院の意志を實行し、或は少くとも之に反すへからすとの意なり。然るに代議制度は畢竟代議躰即ち庶民院の意志をして國民の意志と合せしむるの一方便に外ならざるを以て政府の任命及び監督を主として庶民院の掌中に置くの條規は即ち結局行政部の選任及び結局の監督を國民に與ふるの條規なり。重大なる政治上の論争に於ては貴族院は或る段階に於て國民の熟慮したる意志を代表するものとして庶民院の意志に譲るべきものとすとの慣例又は比較的近來發達したる慣行なから現今の憲法的倫理の一大箇條たる貴族若し終に下院の決議に同意するを拒む場合には國王は當に新貴族を造

りて貴族の抵抗を無効ならしむべきものなりとの慣行の如き皆同し精神なり。人或は問はん、兩院相争ふ場合に於て最早貴族か譲り又は國王か新貴族増員の特權を用ゐざるを得ざる其段階は如何に之を定むべきやと。此問は無益にあらす何となれば之れに對する答は英國の憲法經典を組成する條項の性質目的を明かにすればなり。其答は貴族か譲り又は國王か干渉すべき段階は庶民院か論争中の事件に就き國民の熟慮したる決意を代表することを終結的に表はすものに依て之を定むるを正常とす。此答の眞なることは殆んど疑ふへからざるなり。然るに選舉者の熟慮したる決意を以て最終決定と爲すは實際貴族院及び國王の行爲に關する默契慣行は正眞なる政治的主權者即ち換言すれば選舉者の結局の無上權を擔保するを目的とする規則なりと言ふに異ならざるなり。凡て憲法的默契に普通に具はれる眞意の最も著しき例は一見憲法的道義の原則の一大例外なるか如き觀ある事項に於て之を見るなり。國會解散の場合に是れなり、庶民院に於て少數に陥りたる内閣は現今一般に許されたる教義に依り國會の解散を請求するの權を有す。之に反し或る場合に於ては國王は國會の多數を制



する内閣を免黜し其内閣を援助する國會を解散するの權を有す。之を要するに解散の大權は代議躰即ち世俗國會の民院と稱する者の意志を蹂躪する様に使用さるゝとあり。是れ初見には或る場合に於ては大權は國民の意志を無にする様に用ひらるゝことありと言ふか如く觀ゆ。然れども其實決して然らず。國王の專斷權は特に現在の庶民院の權能を剝奪する爲めに之を用ゆることを得べく又憲法的前例に依り時として之を然かく用ゐざるを得ることあり。然れども該院が憲法に依り其權力を奪はれ若くは解散せらるゝに至るの理由は該院の意見は選舉者の眞意にあらざることを假定すべき正當なる事由あるに因るなり。立法部の意見實際國民の輿望と異なり又は異なるへしと假想する充分の理由あるとき解散は單に許すべきのみならず實に其必要あるなり。

是れ千七百八十四年及び千八百三十四年の有名なる意見衝突に依り確定されたる主義なり。此の二回の場合に於て孰れも國王は庶民院の信任ある内閣を免黜し庶民院を解散し以て國民に訴へたり。千七百八十四年には國民に訴へたる結果は國王が庶民院の意志に反して職に就けたるピット(Pitt)及び其關係の勝利に

歸せり。千八百三十四年に國民に訴へたる結果は之れも亦國王の下院の意志に反對して職に就けたるピール(Peel)及びウェルリントン(Wellington)に不利なる裁決を來たせり。吾人の注目すべき要點は此二回の爭議は共に内閣が其職を持續するの權利即ち政治上殆んど之と同一なる勢力を終局的に決定するものは政治的主權者即ち國民なりとの原則を實際に認めたるに在り。

千七百八十四年の解散若くは千八百三十四年の解散の合憲なりや否やの問題に就ては演説に文章に之を論したる者頗る多し。此等の論争は或る程度までは單に言語上の争に止まり「合憲」なる語の意義に依て決するなり。若し吾人之を「合法」と解せん乎誰かジョーシ三世及び其子か法律を破らすして國會を解散し得たるを疑ふことを得んや。若し之を「通常」と解すれば何人も二君主か庶民院に於て多數の望を負へる内閣を免黜したるは甚だ異常なる處置に出たることを首肯せざるを得ざらん。若し又「合憲」は「憲法の根本的原理に従ふ」の意なりと解せばジョージ三世の行爲に就ては吾人躊躇なく之を合憲即ち今日の世に解せらるゝ憲法の原理に従へるものなりと斷言せざるを得ず。彼は國民の庶民院が經營する政策



を賞讃せざるを信したり。而して其意見は誤まらざりしなり。現今の憲法學者は何人も庶民院の権能は其國民の意志を代表するより生ずること及び解散の主たる目的は國會の意志と國民の意志との符合するや否やを慥かむるに在ることに異論を唱ふるものあらざるへし。然らば則ちジョージ三世の解散大権を用ゐたるは其存在の目的に適合したるなり。故に現今の憲法上の理論に従へば彼の行爲は解散に關する丈けは嚴正なる意義に於て合憲的なり。然れども千七百八十四年に在りては王の行爲は當時世に行はれたる主義に對しては有益ながら實際一の變動には非ざりしかの問題に至りては疑なきにあらず。ジョン・ウイルクス (John Wilkes) の名と共に知られたる諸問題又は英國と亞米利加殖民との争義に就きて講究したるものは皆ジョージ三世及び時の政治家の多數は千七百八十四年に至るまで國會主權に就き國會を以て嚴正なる意義の主權的勢力と爲す意見を抱きたるを知らん。フアックス (Fox) の如きは其壯年にしてトーリー (Tory) 黨に屬したるときも晩年に至りホキック (Whig) 黨に在りしときも常に此主義を持したりチャナム (Chatham) 及び其子の俊傑なる所は其國王の背後否國會其物の背

後にチャナムの所謂大公衆即ち吾人の國民と稱する者の存すると及び國會の権力は結局國民の意志に因ることを觀破したるに在り。千七百八十四年にジョージ三世は時の危急に促かされチャナム及びピットの意向を採用せり。王は奇異にも其常に熱心に辯護したりし國會の主權より其平素惡みたる人民の主權に訴へたり。此訴告の憲法的と稱すべきや又革命的と稱すべきやは今日左まで緊要ならざれども此訴告は英國現行憲法の根本的原理たる政治上より言へば國內の最高無上權を有するは國會にあらずして國民なりとの主義を確定したり。常に民主的變動に反對したるバーク (Burke) 及び無限國會主權説と本來此説と兩立せざる人民主權説とを常に混同したるフアックスが前者は其恒に易らず後者は寧ろ不定見にも彼の所謂懲罰的解散を非難したるは實に此論據に基けるなり。

(イ) 附錄其五「憲法律の意義」の條參照

ウイリアム四世の行爲に就ては斷言するに苦むなり。千八百三十四年の解散は憲法上より觀れば一の失策なり之を辯解するの理由は若し有りたりとせば庶民院が國民の意志を代表せざりしことを王の信したりと言ふに在りき。此王の意



見誤なりしこと事實に表はれたり。然れどもピールが得たる投票の少數なから多かりしとホキツグ黨の勢力の傾くことの速かりしは王は公衆の思想を忖度するに誤まりたるも國會は既に國民の意見を代表し居らずと信する根據を有せざりしにあらざることを證せり。偕て今若し庶民院が實際其選舉者を代表せざるに至りたる場合に國王か之を選舉者に訴ふるは正常なりとせば其訴を受けたる選舉者か其代議士の意見を助くるの故を以て其解散は違憲なりと主張するは頗る困難なり。既に選舉者は國家の政治的主權者たることを許せば自然の結果として國會解散の手段に依り彼等に爲されたる訴は苟も其代議士が既に其意志を實際代表せすと信するに足るべき正當有理の根據あるときは凡て合憲なりと言はざるへからず。故に千八百三十四年に於ける解散の合憲なりしや否やは結局一層疑はしき王及び其補弼者は果して時の庶民院は國民の信任を失ひたりと思考するに足るべき有理の根據を有したりしや否やの問題に依て決するなり。此の問題に就き歴史家の答ふる所如何に係はらず、兎に角千七百八十四年及び千八百三十四年の前例は確定して動かすへからずして解散の大權の基く原則を定め

近時に於ける國會解散に関する條規は他の憲法的默契の如く國家の真正なる政治的主權者たるべき選舉者の終局の無上權を確保するを目的とすること、即ち要言すれば憲法的格言の正否は人民主權なる根本的原則に従屬し之に依て決すべきものなることを示すなり。

解散の必要は國會主權の存在と密接の關係を有す。合衆國に於けるか如く立法部に主權の存せざる國に於ては解散の權利は或は之を廢するも可なり。斯る國にては憲法中に國民に訴へずして重大なる變更を爲し遂ぐるることなきを擔保する個條を設けあり、且つ規定の時期に於て立法部の全部若くは一部の改選に依り立法部の性質を變更するか故に立法部の意見の早晚國民の思想と調和すべきこと確實なり。然るに英國の如く國會に無上權ある國に於ては此調和を確實ならしむる爲めに尙ほ他に之か擔保を設くるの必要あり。此擔保を與ふるものは即ち國王又は内閣をして立法部より國民に控訴するを得さしむる所の解散權なり。此の擔保は絶對的に完全にはあらざるなり。國王、内閣又は國會か選舉者の意に適せざる憲法上の變革を企つるか如きことは想像し得ることにあらず。英國



士に於ける七ヶ年條例、愛蘭土國會に於ける愛蘭聯合條例の如きは若し之に先立て選舉人に訴へたらんには、蓋し之を通過し得ざりしならん。此點に於ても他の點に於けるか如く米國憲法は英國憲法より一層硬性なるを見るなり。然れども現今の政治上の狀況に在ては英國に存する解散權に關する默契は立法部の行爲と人民の意志との間の調和に對し米國憲法か其立法權に加へたる制限と殆んど若くは全く同様なる擔保を與ふるなり。此場合に於ても他の場合に於けるか如く米國各州の敷憲法及び聯邦憲法の明文に掲ぐる原則は英國制度の運用中に含蓄せられ居るなり。國會解散權は人民に對する控訴權なり、隨て法律的主權と政治的主權とを調和するを以て目的とする憲法的諸默契の基礎たり。

### 第十五章 憲法的默契を強行する制裁

憲法的默契を強行する結局の制裁は如何。

是れ憲法を講究するに當て遭遇する理論的問題中最も人を惱ます問題なり。吾人は人をして一の難點の存在を認知せしむるは一旦之を認めたる上にて其説明を會得せしむるより遙かに困難なりと云へるペレイ(Paley)の格言を服膺し先づ

多數の學生か微かに其存在を認むる所の難問の真相を了解せんことを勉めん。憲法的默契の法律に非るは一般に人の許す所なり。そは裁判所の強行する規則に非るの謂なり。今若し首相にして庶民院に於て譴責投票通過後尙ほ在職し且つ(同様な事態の下にバルマー・ストーン卿(Lord Palmerston)の爲せし如く)國會を解散即ち正しく言へば國王をして之を解散せしめたる後バルマー・ストーン卿に似ず新選の庶民院の爲めに再び譴責せられ而して凡て此等の事の起りたる後尙ほ依然政府の首位に留まることあらんか、斯る首相の行爲を以て違憲なりと爲さるものなけん。然れども裁判所は其行爲を問はさるなり。又重要なる一法案兩院通過後國王之か裁可を拒む即ち(通俗語にて)之に對して不認可したることありと假定せよ。是れ大に慣例を破るものなり。然れども英國法律の認むる手續に依り之を裁判官に提出するの途なし。更に他の例を舉げん。滿一ヶ年を過ぎて尙ほ事務處辨の爲めに國會を召集せざることありと假定せよ。是れ違憲の最も甚しき措置ならん。然れども一年已上國會を召集せざるの故を以て之を訴ふるの法廷なし。然りと雖も憲法の默契的條規は世人の常に稱する如く殆んど或は全



く法律と同様の強制力を有し多数の制定法と全く同等に且つ他の多くの制定法より一層重く尊重せられ若くは尊重せらるゝの觀あり。難點は此背後に裁判所の強制力を有せざる規則をして習慣的に行はれしむる其力如何を觀るに在り。此の問題の困難は憲法的默契に對して必らず守らるべきものと前定さるゝ、違由其者既に多少空想的なるを觀察せば全く之を脱すること能はざるも之を避け且つ大に其度を減ずるを得べし。默契的經典の格別なる箇條に違背すること屢あり。例之國務大臣時としては其反對黨の主張する所に依れば憲法上其職を辭すべき場合に尙ほ之を退くことを拒むことあり。今の反對黨が内閣は權利請願中に含める規定に背きたることを世人をして其説に首肯せしむるに足らずとするも尙ほ甚だ巧みに論じたるは近年の出來事なり。千七百八十四年庶民院はピットが故意に憲法上の原則を無視したると一にして足らざることを單に議論を以て主張したるのみならず屢投票を以て之を責め千八百三十四年のホキグ黨はウエルリントン及びピールに向て同様の攻撃を加へたり。且つ若しハンサード(Hansard)の著書に就き搜索せば此の他に尙ほ由來久しく且つ有名なる憲法的

格言の蹂躪せられたる實例を發見すべきや疑なし。憲法的默契に對する違由の不確實なる實相は憲法的條規違反の遂げたるものに遣へば之を以て其格言の真正に憲法の一部にあらざりし證として論ずる常套語の爲めに掩蔽せらるゝなり。若し慣例又は格言の無視し得べきものは其故を以て憲法的道義の一部にあらざるの證とせば、自然真正なる憲法的條規は曾て背かるゝことなしと云ふの結果を來すなり。

斯く格段なる憲法的格言默契に對して守らるべきものと假想されたる服従は或る程度まで虚妄空想に屬すと雖も、然れども憲法的默契は法律の力を有すとの言は決して意味なきにあらざるなり。憲法的默契の或る一二は嚴密に遵奉せらるゝなり。例へば國會が年々召集せらるゝの確實なることは恰かも天然法を以て其規定を設けたるが如し。且つ此より一層緊要なること格段なる默契即ち個々の格言は其効力不確實たるを免かれざれども既に吾人の學べる如く憲法の默契的諸格言の根本たる大原則即ち彼の政治は庶民院の意志即ち結局該院を経て發表されたる國民の意志に従て之を行はざるべからすと云へる原則に至りては國



王も又國王の吏員も未だ曾て之に對する服従を拒みたることなし。此原則は一の法律にわらず制定律全書中に之を掲げず、普通法の一格言にもわらず、又通常裁判所之を強行せざるなり。然らば此原則及び之と密接の關係ある數個の默契が法律の力を有するは何故ぞ。是れ實に吾人の尋究せんとする難問の最も簡短なる形骸にして大に解説を要するなり。然るに多くの大家憲法を講究するに其法律的現象より入らざるか故に此の講究を要する問題の困難をも充分認めざるなり。彼等或は之を看過するか、然らざれば共に真理の一分を含めども孰れも單に言語上の操縦を以て瞞着せられざらんことを期する學者の疑惑を解き盡すに足らざる二個の解説の一に甘んずるものゝ如し。

世間に往々提出さるゝ第一の解説は憲法的默契に對する服従は結局彈劾に依て強制せらるゝと云ふに在り。

若し此意見正しくんは此等默契は默契にあらずして正當に稱する法律たるへく、唯其異なる所は其違反の獨り一の非常裁判所即ち國會の高等法廷に於てのみ之を罰し得るの一點にあらん。憲法に服従するの習慣は元と彈劾の爲めに發生し

確定したることば吾人之を許す——是れ大切なる事實なり——と雖も然れども塔獄又は斬首臺を恐るゝ心の現今の政治家の行爲に著しき勢力を有すへしとは到底信すへからざるなり。憲法違反の爲めに彈劾を行ひたることは(此問題に就てはマックルスフィールド(Lord Maclefeld)ウワローレン、ヘースチングス(Warren Hastings)及びメルツイル(Lord Melville)に對する彈劾は度外に置きて可なるか故に)最近百五十年餘曾て之を見ざる所なり。グラッドストーン(Gladstone)氏若くはソルズバリー卿(Lord Salisbury)をして若し望なき少數に陥るときは必ず退職せしむる手續と世人の想像する方法は既に陳腐に屬せり。往昔自由に對する侵略を退けたる武器は永く之を用さりし爲め腐蝕し、憲法の古器物中に列せられ且つ再び鞘を拂ふことなからんことを信す。何となれば實際憲法の徳義の遵奉を強制する一手段としての彈劾は常に重大なる欠點を免かれざりければなり。彈劾を受けんどの恐怖心は最も重大なる一の政治的慣例違反を政治家に思ひ起さしめたり。則ち彈劾を恐れたる大臣は國會か之を彈劾する唯一の法廷なるか故に自然國王に奏請するに國會を召集するなからんことを以てしたるならん。國務大臣が若



し國會開會すれば必ず彈劾せられんとの恐怖心の爲めに國會開會を國王に奏請せんことを強らると云ふは稍や前後撞着の言に似たるものあり。若し國會の懲罰に對する恐怖か憲法違反に於ける唯一の制裁ならんには大膽なる政黨主領は今日に於ても前數世紀間に於けるか如く國會をして開會に至らざらしむることを謀る場合あるべきなり。

(甲)英國憲法(一五一—一五三)頁參看

此問題に對し世に行はるゝ第二の解説は憲法の默契的條規は輿論の力に依て行はると云ふに在り。

此說の一の意義に於ては眞なること争ふへからざるなり。國民は國會の毎年召集さるべきを豫期し庶民院の信任を繋ぐ能はざる大臣の其職を去るを豫期す。而して此等國民の期望に違はんことを思ふの首相は未だ會て有らざるなり。故に輿論か政治家の行爲に關する規矩に効力を附すと言ふは眞なり。唯其欠點は此叙述は更に説明を加ふるにあらざれば殆んど今解説せんとする其問題を反覆するに過ぎざるに在り。何となれば今答へんとする問題は結局輿論か少くとも

外見上憲法的默契に對する服従を強制するに充分なる制裁となるは何故なるやの問題にして默契は輿論に依りて行はると云ふは此問題に對する答にあらざればなり。且つ夫れ輿論の充令援助する行爲の規則にして口々に犯さるゝもの少からず。見よや輿論は契約の履行を奨励し犯罪を非難す。然れども契約は履行せざるへからずとの輿論は商人の詐欺を防ぐに足らず又世間一般に血を流す惡漢を憎惡するも殺人罪を豫防するに足らざるにわらずや。輿論は勿論幾分か肆行罪惡を防止するに相違なし。然れども此場合に於て輿論の作用は法律及び結局國家の掌中に在る物質的勢力の助力を藉るなり。輿論は警察の助を借るも尙は其力薄弱なり。然るに其犯則者裁判所に訴へらるゝの危険なき默契的條規を強行する巨大の力を輿論に歸せんとするは無理ならずや。憲法的默契の強制力を獨り公衆の賞讃にのみ歸せんとするは國際的默契は獨り道德上の勢力に據て命脈を保つと云へる同種の主義を主張するに酷似せり。一二妄想家を除くの外何人も今日國際的德義を重するは主として道德的勢力に由るにわらずして多くの場合に於て輿論を支持する所の陸海軍なる物質的實力に因るを知らん。而し



て憲法的默契も少くとも英國に於ては輿論の賞讃已外に若くは之に加はりて一物の之を強行するものなきかを疑はざるを得ず。

然らば則ち其「物」とは如何。予は法律の方に外ならずと答へん。今の世に行はるゝ政治的道德は彈劾の恐怖心に起因したる所もあるべく又た輿論の更に其勢力を加へたるや疑なし。然れども最も大膽なる政治的冒險者をして憲法の根本的原則及び其の原則の顯はれたる默契を遵奉して敢て背かざらしむるものは之れに違反するときは直ちに裁判所及び法律と衝突するを免かれざるに由るなり。是れ予が前に提起したる問題に對する真正なる解説なり。然れども此解説や説明と辯解とを要するや疑なし。

今世に行はるゝ憲法的格言は法律に依て維持せらるゝとの叙述并に此叙述の據て立つ所の根據を明かならしめんと欲せば、或る最も疑なき憲法的格言の違反より必然續出する法律上の結果を観察するに如かざるなり。

憲法的默契の最も確立して疑なきものは國會は少くとも一年一回必ず集會せざるべからすと云へる原則に如くものなけん。此格言は前既に示す如く普通法よ

り來りたるにあらざること明かにして又制定法に基くにあらず。偕て今國會を一年已上停會すること二回即ち二ヶ年間ウエストミンスターに國會の閉會を見ざることありと假想せよ。此に吾人は明かなる憲法的慣行違反を見ると雖も法律違反を見ざるなり。然れども之れより續發する後係は如何なるべきや。概して言へば今日此種の違憲を認許し又は宥恕する如き内閣及び其政府と關聯したる人々は直ちに國土の法律と衝突すべし。

(甲)英國憲法二四頁參看

瞬間の考慮以て其當に然るべきを知るに足らん。先づ第一に常備軍設置條例は滿期失効せん。然るに該條例其効を失へば法律を破ぶるとなくして軍隊を統御するの手段は凡て休止せん。軍隊を解放するか將た軍隊を維持し法律上の権能なくして規律を保持するかの二途其一に出さるべからず。前者に依らんか國家の法律秩序を保つ手段止まんのみ。後者に出でんか陸軍總督已下軍隊の管理に參かる各將校并に上長の命令を施行する各軍人は日として其自ら行ひ又は裁可して行はしむる行爲の爲めに犯罪者として法廷に立たしめられざると無きを



發見すべし。而して又諸税の多數は尙ほ主税局に入るべきも歳入の大部分は法律上徴收すべからざる者となり、之れが徴收を取扱ひたる官吏は常に公私の訴訟を受くるに至らん。且つ歳入の既に收入したる者も之を適法に政費に支出することを得ざるべし。若し内閣歳入を握らば爲めに裁判所に出頭せざるを得ざるが如き明かなる法律違反を避くるの困難なるを發見せん。然れども内閣は故意に法律を無視せんことを期するものと假定せんか、其犯罪的膽力は未だ以て其企圖を達するに足らざるなり。内閣は數多の人の承認助成を得るにあらざれば歳入を握るを得ず。而して此等數多の人士中或る一部は行政官なれども他の一部は會計監査長官、英蘭銀行支配人等の如く行政に關係なき人々より成れり。此等の人々は法律上の責務に對し政府又は國王より何等の保護を受くる能はずして政府を助けて行動すれば各自皆直ちに裁判所の後援ある抵抗に出合はざるを得ず。何となれば法律は是れ常に記憶し居らざるへからざる事項なり、二個の殊別なる方法に依り働くものなり。一方に於て違法者を罰すると同時に他方に於て(孰れも同様に大切なる作用なり)法律を尊重する公民をして違法の命令に對して

服従を拒むことを得さしむ、即ち法律は受動的抵抗を許すなり。此種の合法的反對は英國に佛國の行政法に類する制度なく又大陸各國政府の有する所の彼の廣大なる專斷權のあらざるか爲めに大に其効驗を増せり。されば行政府若し國會毎年の開會を廢せんとすれば其部下の吏員をさへ服従せしむる能はず、國土の最も明かなる法律に背くの覺悟あるにあらざれば諸人の反對を受くるのみならず、全く援助なき境遇に陥らん。

(甲) 英國憲法(一三六―二四二)頁參照

(乙) 英國憲法(二四九―二六五)頁參看

故に國會は二年一回之を開かざるを得ずとの條規は嚴正に言へば一の憲法的默契にして法律にあらす。隨て裁判所之を強行することなしと雖も、然れども尙ほ一の慣例にして特に政府の勢力に服従すべき位地に在らざる數百の人士をして裁判所の問ふべき明瞭なる違法行爲に陥らしむるにあらざれば之を怠るを得ざるものたること明かなり。故に此の憲法的默契は其實國土の法律に基き法律の爲めに擔保せらるゝなり。



右は殊に賭易き場合を擧げたるに相違なし。予か充分に之れを査覈したるは其の殊に賭易き一例なると之を充分に了解すれば憲法的諸默契の有する制裁力の基礎たる原理を講究するの指導を得るとに由るなり。

其然る所以を知らんか爲め爰に暫く政府が憲法的道德格言の中最も默契性のもの即ち内閣若し庶民院に於て信任欠乏の投票を受くるときは辭職せざるを得ずとの條規を破りたるよきの結果を觀察せん。政府が斯かる投票を受けたる後千八百八十九年(譯者曰く本書)に於て千七百八十三年にピットが爲せし措置に出て庶民院を通過したる譴責投票の面前に依然其職を持續すと假想せよ。是れ明白に一の憲法的道德違反の觀を具へり。其の結果明かなり。若し内閣にして憲法の範圍内に於て行動せんと欲せば其選舉民に訴ふる目的なることを公言すべし。然るときは庶民院も或は解散を急にせんことを助くるならん。此場合に於ては法律の違反は凡て免かるべし。然れども其法律違反に陥らざる理由は内閣の行爲は此場合に於て憲法的德義を破らざるに由るなり。何となれば此の憲法的條規の眞意は内閣は庶民院に譴責せらるゝときは其職に在るを得すと云ふに

あらずして内閣庶民院の譴責を受け國民に訴へて更に政府を助くる庶民院を得ること能はさるときは其職に留まるべからずと云ふにあればなり。去れば予の想像したる場合に於て内閣が國會の解散を奏請せざるか又は之を解散したる後再び新選庶民院の爲めに譴責せられて尙ほ其職を辭せざることありと假定せよ此場合に於ては憲法的默契の破られたること自畫の如く明かなり。然るに庶民院が結局内閣をして憲法を遵奉するか若くは法律を破るかの一途に出でざるを得ざらしむるの手段を掌握し居ると亦同様に明白なり。早晩常備軍設置條例又は政費配當條例を議すべき時期來らん。庶民院は此等法令の孰れかを通過することを拒めは内閣をして一年を越えて國會を召集せざる場合に予か既に示したる直ちに續出する所の避くべからざる逆遇に陥らしむべし。故に純粹に默契性の條規即ち英國法律の理論には全く知らざる、且つ之に反對なる格言に違背するも其結果終に其犯罪者をして疑ふべからざる法律と直接に衝突せしむるを見るべし。然らば則ち吾人は結局憲法的道義に對する服従を強制するの力は法律の力に外ならずと言ふを得るなり。憲法的默契は法律に非らず。然れども其實



際強制力あるものは何人も之に背くときは終に法律を破り違法者の罰を受けざるへからざるの事實より其制裁力を得るなり。

憲法的道義の制裁力は結局法律其物に歸すと云へる主義に對して多少の力を以て唱へらるべき一二の異論を講査するは無益の業にあらざるなり。

或は言はん政府は實力を用て暴築策<sup>ウツプキ</sup>を行ひ法律を蔑視するとあらんと。此異議は真なれども全く不適合なり。如何なる憲法と雖も革命又は暴築策に對して絶對的に安固なると能はざるなり。然れども法律か暴力を以て蔑視さるゝとありと言ふも憲法的默契は法律を根據とすと云へる説に關係なく又之を駁するに足らざるなり。憲法的默契は法律其物より更に多き力を有せざるや勿論なり。千八百五十一年の佛國大統領の如く法律を蹂躪するを得る大臣なれば無論憲法をも破壊すべし。予の提起したる説は單に憲法的默契か殆んど法律と同等なる力を有するときは其力は法律を犯すにあらざれば默契を犯す能はざるの事實より由來することを證せんとするに過ぎず。誰か法律は決して蔑視さるゝとなし又は憲法は決して蹂躪せらるゝことなきを證せんと是れ決して證し得べき事柄に

あらずするものあらんや。

尙一步を進て注意し置くべきことあり。そは國會に主權あるとは憲法に對する過激なる侵害を豫防するの傾向ありとの一事なり。革命黨又は反亂黨は通例國民多數の贊助を得居るものと自信し其業の遂ぐるものは通例此自信の誤まらざるなり。然るに英國に於ては如何に過激なる黨派と雖も國民の同情を有するものは國會の多數を得て以て革命の成功に依て得らるべき凡ての目的を達し得べきなり。反動的又は革命的精神の國內一般に勢力を得るときは政黨か過激手段を用ふるの要なくして國會は反動的若くは革命的の政策を施行すべし。十七世紀に於ける復古時代の壓制的立法及び革命の初めよりジョージ三世の治世の終に至る間のトリーパー黨の非革命的立法は憲法に對する過激なる侵害を防ぎたり。精神の變化は形跡の變化を避け憲法の軟性なりしは其適ま鞏剛なるを保せり。稍や力ある問を起して言ふものあらん。若し政治的德義の維持果して國會か毎年の常備軍設置條例の如く國家の秩序の維持否な社會其物の生存に欠くべからざる法令を通過することを拒むの權利に由るとせば英國國會か未だ曾て憲法に



對する服従を強制する此極端の手段を採らざるは如何と。

此異議に對しては左の如く答ふれば眞なるを得ん。曰く凡ての憲法的條規中主たる且つ最も根本的なる條規即ち國會毎年の開會を要するの條規は常備軍設置條例の有期性なるか故に國會の行爲を待たずして確實に擔保せらるゝなり又常備軍設置條例の通過を拒み以て其意志に對する服従を強制する國會の權力は極めて完全なるか故に單に其權力の存するのみにて之を使用するの必要なきなりと。事實に徴するに千六百八十九年の革命已來如何なる内閣も國民の援助を信するにあらざれば即ち換言すれば政府の政策を助くる庶民院を得るの見込み充分なるにあらざれば曾て庶民院を無視したることなし。且つ國務大臣か庶民院を無視したる稀有の場合に於ては該院は常備軍設置條例の通過を拒絶せんとを以て威赫し又實に之を拒絶せんことを謀りたり。ピットの聯合派(譯者曰くフナリ合)に對する勝利を以て國會は政費を給し又は軍隊の規律に必要な法令を通過することを拒むを得ざるの證として論すること通例なり。然れども精密なる注意を以て聯合派事件を研究したるものは此事件は其證として之を引用する議

論を助けざるを知るへし。フロックヌ及其政友は庶民院の有する凡ての合法的權力を極端まで使用せんとを以て威赫し又實に之を使用せんと企圖したり。彼等其企圖を遂ぐる能はさりしは單に彼等か終に國會の多數は國民の意志を代表せざりしとを觀破したるか故のみ。此事件の示す所は内閣若し國王の援助を有し隨て解散權を握り且つ庶民院か選舉人の援助を有せざるときは庶民院の意志を無視するを得と云ふの事實なり。是に至りて吾人は再び現今の憲法政治の根本的主義即ち國會の法律的主權は國民の政治的主權に隸屬すと云へる教義に歸來するなり之れ實際千七百八十四年の出來事に依て確定したるなり。ピットか慣例に背けるは其憲法の原理を確定したるか故なり。彼は必要なる場合には蓋し法律を損するとなくして憲法的慣例を蹂躪したり。彼は必要なる場合には蓋し法律其物をも破りて而かも其罰を免かれたらんなり。何となれば若し聯合派其權利を極端まで振ひたらんには千七百八十四年の新國會は不人望派が國王貴族及び國民の援助を有せる大臣を退けんと謀りたる爲めに促されて止むとを得ずして行ひたる且つ之か爲め恕すへき理由を生したる違法處分に對して赦免條例を發



したるべければなり。そは暫く置き兎に角ピット、フックス間の有名なる争闘は決して國民の助を有する庶民院が憲法的道德を無視する大臣に迫りて辭職革命其一を選ましめ以て憲法的道德を強行するとなしとの觀念を助くるとなし。憲法的默契と法律との關係を明かにすれば學者並に註釋者を惱ましたる小問題の自から解し得らるゝもの一にして足らざるなり。往昔行はれたる彈劾又は政費拒絶の如き國會の權力を強行する方法の用られざるに至りたるは何故ぞ。

之に答へんには此等の方法用られざるは今日の憲法政治の基礎たる原則即ち國會を経て發表されたる國民の意志に服従すべしとの原則に對する結局の服従は法律と甚だ密接の關係あるを以て通常法律を破ふるにあらざれば之に違背すること能はざるか故なりと云はんのみ。故に國民の熟考したる意志を強行するには嘗て必要なりし非常手段は凡て廢滅に歸せり。此等の強行手段今尙ほ全く廢滅するに至らざるは其原因は一部は英國國民の保守的性質と一部は通常の法律を以て適當に罰し得ざる隨て國會高等法廷に於て之を處分すべき犯罪の尙ほ時と

して行はれんとの正當なる考案とに在るものゝ如し。

憲法的默契に不明不定の元素あるは何故なるや。

此不明不定の格段なる場合を擧ぐれば何人も如何なる事態に際し主相其職を辭せざるを得ざるやを明定し得ざるは何故ぞ。何人も貴族院の庶民院の意志に對する反對は如何なる場合及程度に於て違憲となるやを明示し得ざるは如何貴族院が嘗て今日之を行へば通例憲法的德義違反を以て目せらるゝ如き方法を以て立法の手續を妨ぐることを得たるは如何。何人も國務施行の上に時の君主が正當に及ぼすべき勢力の限定を明示し得ざるの理由は如何。ジョージ三世及びジョージ四世すら尙各其個人の意志を國政の上に挟みたることヴィクトリア女皇が嘗て自己の勢力を國事の上に行はんと擬せられたるとは全く其程度及び趣を異にするは何故ぞ。

此等其他同種の問題に對し概括的に答ふれば凡そ人は先づ庶民院の決議に表れたる意志及び結局國會を経て發表されたる國民の意志に服従せざるべからずとは憲法の一大原則なり。政治的道德の默契的經典は既に説きたる如く單に此原



則の遵奉を確實ならしむるを目的とする格言の集合體に過ぎず。此種の格言中或る者——例へば國會は少くとも一年一回召集せざるべからすと云へる條規の如き——は國會即ち國民の權力に對する服従と密接に關聯して革命を企つるの覺悟あるものにあらざれば敢て之に違背するとなし、此類の條規は確定したる國民の賞讃を得たるものにして之に對する服従は何人も之を破り若くは之を破ることを助けたる者は直ちに一の法律違反に陥るの事實に依り確實に行はるゝなり。其他の憲法的格言は之と全く異なりたる位地に立てり。此等の格言は幾分か國會の無上權を確實ならしむる傾きありと雖も其格言其者が既に不明不定にして何人も國會又は國民の意志は如何なる程度まで此等の格言の嚴正なる遵奉を要求するやを明言し能はず。故に此類の默契は單に不定不明の服従を受くるに過ぎざるなり。

例之庶民院の信任を失へる内閣は退職せざる可らずとは明瞭なる條規にしてその精神を永久に怠る如きは全然國會政治と兩立せざるものにして終に之を破りたる大臣をして疑なき違法行爲に陥らしむべきなり。然れども讀者若し國會か

内閣に對する信任を撤回したることを知るの徵候は如何——例之重要なる政府室の敗北又は政府黨の少數等を以て政府其職を退くべき徵候と爲すべきや——を問はば讀者は絶對的の回答を得へからざる問を起すなり。吾人唯之に答へて内閣は庶民院か其内閣の退職を希望することを發表したる後は其職を予か前に論したる一の取除あるは勿論なりを繼續す可らずと言ふを得るのみ。故に一大臣又は一内閣は若し庶民院か信任欠乏の投票を通過したるときは其職を辭せざるを得ざるは勿論なり。然れども國會の不承認の徵候にして時の事情に依り或は大臣の職を去らざる可らざるの充分なる通告と解すべく、或は然か解すべからざるもの百を以て計ふへし。骨子は内閣は國民を實際代表する議院に服従せざるを得ざるに在り。然れども議院か果して内閣は宜く其職を捨つへしとの意志を間接に示したるや否の問題は之に關して明瞭なる原則を定め得ざる事項に屬するなり。首相及び其閣僚の其既に議院の信任を失へりと自から認めざるを得ざるの點を定むるに就て今日存する困難は前世紀の政治家か大臣か既に當時最も必要なりし國王の信任を失ひたりと自から認めざるを得ざる點を定むるに苦みたる



る困難と全く類似せり。ピュート卿(Lord Bute)の既に辭職すべき時期來れりと明瞭に暗示したるに拘はらずニウカッスル公の大藏長官の職に戀々たりし笑ふべき行爲は輓近の内閣か時に議院は政府の交代を希望することを示したるに厚顔にも其職を固守せんとしたる不名譽なる所爲に類似せり。主人か直接に其從僕を解雇せざる間は其雇主の行爲か果して從僕の自から其身を引かんことを暗示するや否の問題は疑惑と爭議とを生すべき問題なり。而して若し時として國會の意志如何を慥かむるに困難ありとせば國民即ち選舉人多數の意志如何を慥かむる更に一層困難なりと云はざるべからざるなり。

貴族院は立法上の事項に就ては結局庶民院に譲らざるべからずとの概則は現時の憲法的徳義の確定したる格言の一なり。然れども若し人ありて如何なる場合に於て貴族は讓るべきやと問は、稍や眞に近き答たも附することを得ず。唯漠然と貴族院は庶民院の意志か國民の熟議意志を代表するの明證あるときは必ず譲らざるべからずと答ふるに過ぎざるなり。而して其證跡は事情に隨て變易して一定ならざるなり。

一旦此問題の真相を觀破すれば憲法に關する出來合の學說にては説明に難んずる一事項を解すること容易なり。近時の内閣か貴族院に對する關係則ち是れなり。半世紀已上も内閣にして上院の信任なきもの、常に存し且つ斯る内閣か貴族の著しき反對なくして貴族の賛成せざる政策を大膽に施行し得たること疑を容れざるなり。而して貴族は其好まざる數多の案を通過せしめられたると同時に彼等は又數々立法進行の上に不同なから漠大なる監督を施したることあるも亦た事實なり、千八百三十四年と千八百四十年との間に上院はリンドハースト卿(Lord Lyndhurst)の主動の下に屢々既に庶民院を通過したる政府案に反對して其功を奏したり。猶太人は貴族か之を容れざる爲めにのみ多年國會より斥けられたり。讀者若し此の如き事態の眞原因を索むれば政黨間の爭議に用ひられたる盛感的言辭に掩蔽されたる一事實即ち此等の場合に於ては選舉者か内閣の貴族院を統御するに必要なる手段を施すことを助けさりしに由ることを發見すべし。選舉者か鞏固に決意し居る事柄に就ては實際庶民院の代表者たる大臣は貴族増員の手段に依り貴族院を強制することを得るなり。英國の如き國に於ては此極



端に至ることは稀なり。其勢力存在の知覺は常に其實地に使用せらるゝことを豫防す。是れ實に一人の上院に就ても亦然るものあり。見るへし多數の人は法廷に引出さるゝことなくして其負債を辨償するにあらずや。然れども裁判所及び州宰の強制は負債辨償を確實ならしむるに與て力あらずと想像するは無稽なり。貴族が其賛成せざる案に對して首肯する所以のものは結局現時の憲法に依れば國民は甚だ複雑なる機關を経て貴族を強制して貴族院の意思は終に庶民院の議決に譲らざるへからずとの默契的條規を遵奉せしむるの勢力を有するに由るなり。然れども此默契的條規其者は漠然たるものにて之に對する服從の度は常に不定なり。何となれば國民の意志は明かに發表せられず且つ此事に就ても他の場合に於けるか如く其意志も亦不定たるを免かれざればなり。蓋し現今の英國に於ける憲法制度の運用圓滑なるか爲め憲法的機關を運轉する力の却て掩蔽せられて吾人の之を見るに易からざる所あるべければ英國殖民地の經驗を觀察せば吾人を益すること尠からざるへし。代議院が上院をして終に己の意志に従はしめんとを勉むるの方法に就き其例を求むるに千八百七十八年及千八百七十九

年の間にヴィクトリヤに於て彼の地立法部兩院の間に起れる爭論に如くものなし。當時彼の地の下院は排斥されたる案を國費配當案に挿入し以て上院をして其の賛成せざる案を通過せしめんと企てたり。上院は其返報として國費配當案を斥けたり。是に於て執政は保安官州裁判官等之に俸給を支拂ふことを得ざる諸官吏を免し下院のみを通過したる決議の効力に依り大藏省より支拂金を得んとせり。然れども此の點に於て執政は國會法令即ち法律に牴觸するに至れり。上下兩院の爭は輿論變動の爲め上院と提携し得る下院を選出せしむる種々の形跡を以て續けられたり。その結果如何は吾人の關せざる所なり。然れども爰に三點の注意を要すべきものあり。先づ此の爭も結局選舉者の發表したる意志に従て終れること次に元老院(上院)は民選なるか故に執政上院議員の數を増加し以て兩院をして調和せしむる手段を有せざりしこと最後に若し知事にして元老院議員を指名することを得たらんには上院は必ず下院の意見に下ること英國貴族等の結局庶民の意見に譲るか如かりしならんこと是なり。又政治の實行に對する國王個人上の關係を律するものと假定されたる條規に甚



だしき不明不確實の性質あるは如何。

(甲)英國憲法一六二—一七三頁參照

此の問題は吾人か貴族院と内閣との關係に就て追索せると同様なる思想の連關に依て少くも幾分か之を説明し得べし。抑も政治の歴史に徴し政治社會の現況を觀察すれば古來英國制度の活動の實況を掩蔽する陳腐の學說の爲めに隱蔽され居る二個の點を全く明瞭にするを得べし。第一國務は總て國王の名に於て施行さるゝと雖も眞の英國行政府は内閣なると第二國王は其名の下に行はるゝ巨多の國務には實際毫も關係せずと雖もヴィクトリヤ女皇の祖宗も女皇自身もテイエルの創意に係る『國王は統ぶれども治めず』(the King reigns but does not govern)と云へる格言を曾て服膺され又服膺するの假扮を装はれざりしと是れなり。ジョルジ三世は行政の中樞に當り其二子は各程度狀況を異にすれども共に其一個の意志を國政の上に顯はせり。何人も憲法治下に女皇一個の意志の頗る重大なる勢力を有すへき範圍存せずとは實際想像せざるなり。但其限界不明なるのみ。此の事態の奇異なる所否寧ろ幼年の時より英國憲法政治の奧妙と形式を貴ぶ習

慣とに馴れざる者には奇異なるへき所は國王自己の行爲を律する條規即ち慣例なるもの全然不明不定なるに在り。國王一個の勢力の行はるゝは國務の形式上國王の名に於て處理せらるゝか故にあらすして法律的主權者即ち國會も亦政治的主權者即ち國民も共に當代の君主の國政の上に全く勢力を有せざるを願はざるか故なり。女皇の個人的勢力の作用を規定し若くは監督する慣例の不明不定なるは政治家が此の事を以て明確なる規則を以て律すへからざるものと爲し居ると如何なる程度如何なる限界まで國民は君主の勢力を有せんとを願ふやを知るものあらざるとに依るなり。吾人の確かに明言し得るは此事に就ては國王の習慣及び國民の意思は時と共に變更せりと云ふに過ぎざるなり。ジョージ三世はウイリアム三世の曾て用ひたりし所謂不裁可權を用ひたることなしと雖も彼は最も重大なる事項に就き其意思の遵奉せられんことを主張したること一再に止まらず。彼の子孫は一人もジョージ三世の例に倣て自己の意思を大政施行の終結の決斷となさんことを試みたるものなし。小事に於ても大事に於けると同しく何人も嘗て國王の實際行ひたる諸勢力を内閣に移すの傾向あるを發見し



得へし。ジェニーデイン(Jennie Denis)と女皇カロライン(Queen Caroline)との間の出来事はジョージ二世の治世に於ける事態を良く描出するものなり。ジョージ三世の強硬なる終にドクトルドッド(Dr. Dodd)を罰せしめたり。今や特赦の権利は實際内務尚書の掌中に在り。今日ジェニーデインの如き者わらは内務省の處分に委せらるへく又たドッドの如く民望ある宣教師が果して其刑を實行せらるへきや否やの問題たる今日は内閣に於て決すべきなり。

(甲)英國憲法(一七一—一七二)頁参照

又國王大權の今尙は遺存するものあるが爲めに生したる實際の効果如何。

此の問題に就ては二個の相異なりたる事項を區別して論せざるへからず。即ち大權の存在か女皇一身の勢力に及ぼす影響及び其行政政府の權力に及ぼす影響はなり。

凡て重要な國務は女皇の名に於て且つ最も多數の場合に於ては女皇の認知を経て之を行ふこと及び國務中裁判官の任命、僧正の創設、外交談判等の如く國會の直接なる監督又は監視を受けざるもの尠からざるとは時の君主に政務の施行上

に大勢力を使用するの機會を與ふ。去ればバデホット(Baselton)も例の如く精細に大臣等政務を行ふに當り女皇に謀り且つ之に告げざるを得ざるの必要か確實に立憲君主の權勢に廣濶なる活動區域を與ふるの狀態を寫したり。

國王の形式的權能の女皇に與ふる實力を蔑視するは誤の大なるものなれども此より遙かに緊要なるは大權の遺存か内閣の位地に及ぼす關係を觀察するに在り。大權の今日に遺存する事は國會の監督を脱して自由に施行し得へく、又實際常に施行する大勢力を首相及び其關係の手に委するなり。之れ外交上の政務に於て殊に然りとす。<sup>(甲)</sup>或は國會の外交政略に關して内閣を譴責することはあるへし乍去國王即ち實際内閣の締結せる條約は國會の允許承認を待たずして有効なり。加之行政部の條約締結權は或る場合には國土の法律をも超越し得ざるやは疑問に屬せり。そは兎に角國の外交を指導し交戦和親の諸問題を実際に決するものは國會にあらすして政府なり。北米合衆國建國者は英國憲法を模擬するに際し其加へたる最も著名なる改正の一ヶ條を以て彼等か英國憲法の下に在る行政政府に委せられたる此の種の權力の廣大なるを充分に知悉したることを表はしたり。



彼建國者は條約締結權を大統領一人の手に委せずして之を大統領及び元老院の掌中に置き且つ元老院に與ふるに大統領の官吏任命の權に對する不認可權を以てしたり。此等の措置は大權の制限が則ち行政部の專斷權に對する制限となるの模様を示す好材料なり。若し夫れ今制定法を以て貴族院に前記米國元老院の權利を附することあらんか其制度上の變更は術語的に云へば條約締結及び官吏任命に關する國王の大權に對する制限なりと言ふて可ならん。然れども此憲法的變更の實効果は内閣の專斷に法律上の制限を加ふるものたらん。

(甲)英國憲法(二二三—二二六)頁參照

大權の遺存は其の内閣に廣き專斷を與ふるか爲め生する一の結果あれども世人之れを看過するを常とす即ち大權の存在は庶民院及び結局該院を選出したる選舉者の權能を増進すると大なり。大臣等は總ての專斷權を施行するに當り必ず國內の最上權能に従はざるへからず。國王が主權躰の主員たりし時に當りては大臣等は名義に於けるが如く實際に於ても國王の臣僚たりき。貴族か國內最強勢方の團躰たりし時に當りては政府の行爲は多少誠實に貴族の意思を代表せり。

庶民院か主權躰中の最要部を占むる今日に於ては政府は其の裁量中の事を處するに當り該院の意志を實行し又は實行するの傾向を有す。然るも若し内閣か立法の手を藉るにあらざれば事を處する能はさるときは他の事情之に伴ふなり。凡そ法律は貴族院の承諾を要す。政府は決して上院の承諾を得ずして其の制法に基く權能を増進すること能はず。例へば國會の法令既に發したるときは庶民院の絶對的の意志を表はすにあらすして此の意志の貴族院の勢力の爲めに變更されたるものを表はすなり。貴族院は終に下院選舉者の意志に合同するに相違なし然れども貴族か下院の選舉者か庶院の協賛を得たる議案を賛成せず若くは之に對して冷淡なりと思惟するともあるべし。故に大權の効力に依て内閣の處理したるとは名義に於ては然らざるも實際に於ては代議院の直接なる監督を受くるとなるに單に制定法の効力にのみ依りて施行する諸權力は其起元に當り多少貴族院の意思に箝制せられ且つ其施行に當り裁判所の干渉力に拘束せらる。近年の歴史中好く此の區別の實際の効果を示すものあり。千八百七十二年に時の内閣は軍職購求の制を廢するの案を發し庶民院を通過せしめたりしが貴族院



は此の案を斥けたり。是に於て内閣は軍職購求の制は國王の特令即ち大權の施行に甚だ類似したる權能に依り之を廢し得ることを發見したり。乃ち彼の制は之か爲め當時廢されたり。人或は變更の成就するは庶民院のみならず選舉者の贊成を得たるに依ると言はん。然れども又若し彼の改革か制定法上の權能を待たざるを得ざりせば軍職購求の制は今日までも續て行はれたるやも計られずと言ふを得べきなり。此の場合に於ては大權の存在は政府をして直ちに選舉者の意志を實行することを得さしめたり。而して之れ近時の政況に在ては孰れの場合に於ても常に大權の遺存に俾ふの結果なり。國王の大權は取りも直さず人民の特權と成れり。而して庶民院は益々眞正なる主權者の直接なる代表者と成るか故に此等人民の特權か如何に廣く進長せられ得べき性ありやを知らんと欲する者は須らくパデホットが今日尙ほ國會の協贊を待たずして合法的に國王の施行し得べき權力を叙したるの語を玩味し且つ此等諸權力を今日施行し得る内閣は事實國王の臣僚にあらずして選舉者の命令に服従する代議院の臣僚たることを記憶せよ。パデホット曰く、

「余は本書中に若し國會に謀ることを待たずして女皇の專行し得べき事項且多なりと聞かば人甚だ驚くならんと云ひしが果して然るものなり。何となれば女皇が大權の處分を以て軍職購求の制を(貴族院の該案を斥けたる後に)廢したる時に當りては國民一般大に驚きたればなり。

然れども此の一事は之を女皇か法律上國會の協贊を待たずして專行し得べき事項に對すれば九牛か一毛のみ。他事は暫く擱き、女皇は軍隊を解散し(法律は女皇の使用すべき人員を限りと雖も女皇は何人も必ず之れを使用するの義務を負はず)陸軍總督已下諸將校を免し、凡ての水夫を解雇し、一切の軍艦及び海軍の貯藏品を賣却し、コーンウォール(Cornwall)を割讓して媾和し、或はブリタニー(Britany)侵略の爲めに交戦するも隨意なり。又女皇は合併王國內の公民を其男女を問はず貴族と爲し合併王國內の各寺區を大學區と爲し文官の多數を免し總ての犯人を特赦するを得べきなり。一言以て之を蓋へは女皇は總ての政務を覆へし不良なる戦争和親を以て國を辱め海陸兩軍を解散し、以て吾人をして外國に對する一切の防禦を失はしむることを得べきなり。」



若し夫れ國會政治の果して庶民院政治に變化することあらは其變化は必らず國王大權の使用に依て遂げらるへし。

吾人は暫時英國憲法を其法律に屬する側より觀察して得たる結果を概括し以て本書の局を結はん。

吾人の爲せし如く觀察すれば英國憲法は最早一迷路の觀を呈せずして二個の各別なる部分より成る。其一部は裁判所の強行せざる隨て法律なる語の正當なる意義に於ける法律に非る習慣例即ち默契より成り他の一部は裁判所の強制する隨て制定法に顯はるゝと否とを論せず法律なる語の正當なる意義に該當する法律にして眞の憲法的法律を組成するものより成る。

吾人は更に此の憲法的法律なるものは反對の觀あるに拘はらず英國政治の眞箇の基礎にして實に憲法の默契的分子にさへ其實際の効力を與ふることを發見せり。憲法的法律は又其各部門とも數代の英國政治家及び法律家の多少自覺的の盡力に依り漸々發達したる二個の主導的原則の結果なり。

此の原則の第一は國會の主權と云へることにて國王より日を逐て益々國民の意思を代表することゝなれる一團躰に漸々權勢の遷移するの謂なり。(1)斯く國王一個の勢力の次第に國會に於ける國王の主權と化する奇異なる變遷は二個の結果を生ぜり即ち君王の專制力を滅却し國家の無上權を害せず又損せず其全璧を保存せり。

(イ)主權が君主の手より漸々國會に移りたる順末に就き茲に一言を加ふるは蓋し無要にあらざるべし英國人民の主權は其の王權と争ふや革命的過激の時期にあらざるよりは國家の元首たる資格に於ける國王の權力を破壊し若くは滅殺せんを擬したること未だ曾てあらざるなり。幾百年を経て易らざる政略は國王の權力を保全し但國王の行爲をして一定の手續を守らしめ以て先づ法律の最高力を確定し終に國民の主權を扶植せんを期するに在りたり。國王を認めて國家の最上列官と爲したれども其司法權は其法廷に於て且つ其法廷を経て之を行はざるを得ずとの原則夙に確立せり。國王は唯一の立法者と認められたれども國王は國會に於ける國王たる資格を以てするにあらざれば有効の法令を作爲するを得ざりき又た國王は行政府の諸大權を其掌中に收攬したり。然れども久しき競争を経て定りたる結果國王は其秘密會議の議員にして國王の行爲に就き責任を負ふ大臣を経るにあらざれば此等諸大權を適法に使用するを得ざることなれり斯くの如く一己の意思は漸々王室の合法なる且つ適法に表はされたる意志に同化し變形したり。此の變遷を成就したるは絶えず法律上の擬成を利用したるなり。其法律家の創意に成りたる痕跡明瞭なり。其證を要せ



んが十八世紀の終に佛國の巴利門が充分發達したる君主專政の權力を殺かんが爲め  
それより久しき前英國の憲法家が名義を王室大權の蠶食を止むるに藉て實は其範圍  
を縮少したる法合に似たる擬成を用んご試みたる事實は其證として見るべきなり法  
律家の政治伎倆は孰れの國に於ても同一轍に出るものなり。

前記二大原則の第二は予の所謂法律の支配即ち英國の諸制度を通して通常法律  
の至高力を有すること是れなり。此の法律の支配は結局何人の犯したる違法行  
爲にても其の種類を問はず凡て裁判所之を罰するの權利を謂ふものにして實に  
英國諸制度の眞髓たり。國會主權か英國憲法の形跡ならば法律の至高力は其實  
質なり。之を要するに英國憲法は或る着眼點より觀れば單に習慣慣行の集合に  
過ぎざるの觀あるも其法律的見解を以て之を查覈し來れば合衆國憲法を除くの  
外世界に於て最も法律に基けるものたるを知るなり。

吾人既に英國政治の眞基礎たる原則の何たるを知らば又多少英國憲法を模擬せ  
んと試みたる政治家の此等原則に追從し得たるもの、稀なる所以を見るなり。  
國會の主權なる思想は代議政體を採用したる國の最多數に於ける不撓にして硬  
強なる憲法の基礎たる概念とは根本的に相兩立せざるなり。法律の支配と云へ

るとは英國に於て其の達したるより更に高度に合衆國に發達したる思想なり。  
然れども佛國及び佛國に倣へる大陸國の憲法制定者は全く此思想を知らざるに  
あらずして熟考の上之を拒絶したるなり。何となれば權力分立は佛人の解釋に  
依れば行政府か裁判官を監督するの權利を義とするに法律の至高力は裁判官か  
行政府を監督するの權利を義とすればなり。故に英國の解釋に依れば裁判所の  
權能は佛國に行はるゝ行政法の制度とは殆んど兩立せざるなり。否な吾人は更  
に一步を進み英國の法律制度は外國人の所謂行政裁判所に幾分か眞に類する官  
吏的團練の存在と殆んど兩立せずと謂ふも可ならん。之れ決して外國の政體か  
必しも英國憲法に及ばず或は開明自由の民に不適當なりと言ふにあらず唯英國  
制度を解剖し之を外國の制度に對照比較すれば其結果英國憲法は世人の想像す  
るより遙かに深く獨特の形状を有し且つ其諸特性は概括して之を國會の主權法  
律の支配なる二原則の結合に歸するを得べきを見るなり。



## 附 錄

## 其一 佛蘭西憲法の硬性

千七百八十九年國會スナッシュ・コンベンションの集會後佛蘭西憲法制定者の憲法を編制したるもの十二回に及べり。

此の諸憲法中に含蓋する若し之れ有らば憲法改修に關する個條を觀察すれば左の如き多少趣味ある結果を得るなり。

第一、佛國が經驗したる種々の憲法は僅かに二個の例外を除き他は皆「硬性」を具へたり。故に各派の佛國政治學者は皆國家の政治上の基礎は之を通常立法部の權限已外に置かざるべらず又た若し止むを得ず之を變更する場合にも大困難を経且つ通例變更に就て熟慮するの時口を國民に與ふる丈けの時を経るにあらざれば之を變更すべからずとの説を持せり。

此事に就ては千七百九十一年の君主政憲法は爰に論するの價值あり。該憲法は一院組織の立法部を造りたれども此立法議會即ち國會には憲法改修の權を與へ



ざりき。憲法改修權を附せられたる唯一の団体は改修議會なり。而して改修議會の招集を可成妨げ且つ其動作を制限することに就ては最も勉めたり。此目的を以て設けたる諸條項の實質は左の如し。——通常立法議會は其議員の任期二ヶ年なりき。凡そ憲法變更は相繼きたる三個の立法議會が憲法中の或る箇條の變更を希望するの意志を表はしたる後にあらざれば一切之に着手せざるものとす。三個の立法議會續て改修希望の決議を爲す時は次回の立法會議議員に更に二百四十九名を加へ、此増員したる立法議會を以て則ち憲法改修の議會を構成したり憲法の行文を以て成し得る丈け此の改修議會を制限し之に先立つ三個の立法議會の決議に依り該會に附せられたる事項外に涉りて討論論議すること無からしめたり。故に該會の權能は憲法の一部改修に限られ此の改修を了ると同時に二百四十九名の追加議員を引き去り、改修議員は直ちに再び通常立法部の位地に復せり。千七百九十一年の憲法にして永く存したらんには其個條中如何なる事情あるも六ヶ年以内には之を果すことを得ざりしなり。然れども斯く急遽なる立法に牽束を加ふるも尙ほ此の憲法の制定者の眼には疎漏なる變更を豫防するに

足らざりき。故に彼等は特に千七百九十一年の憲法發布後相繼きて集會する二個の立法部は憲法改正を建議するの權なきことを規定せり。其豫期したる目的は少くとも十年間(千七百九十一年より千八百〇一年に至る)は佛國政治の基礎をして變更することなく又變更し得ざるものと爲し置くに在りたり。

千七百九十三年の共和黨も千七百九十一年の憲法制定者と同じく國家の基礎を通常立法の範圍外に置きたれども改修に就ては別の方法を採れり。千七百九十三年の憲法に依れば憲法上の變更を以て通常立法部の作用に任せずして之を人民の意志に歸せり。共和國諸州の過半数に於ける第一民會の十分の一の要求あるときは立法部は總ての第一民會を召集し之に憲法改定の爲めに國民會を召集するの可否を問はざるべからざる義務を負へり。此等の第一民會は國民會召集チシヨナル、コングレガシヨシの可否及び憲法改定の可否を決せり。此等の議會に於て憲法改定を可とするに決するときは是に於て始めて國民會を召集し憲法に關し爲めに會議を要したる事項のみを審議せしめぬ。之を要するに公民の過半数の發表したる意志あるとき憲法の或る個條を改定する有限の權能を有する特別の立法部を召集するなり。



千七百九十五年の共和及び總督政憲法も亦前の二憲法と同しく憲法の改修を難からしむるを以て第一要事と爲す主義に基き且つ再び彼の有名にして嫌惡されたる國民會の如き專制的有主權議會を造るの危険を認めたり。

此の憲法が依て以て急遽なる改修と立憲議會の虐政とを豫防せんとしたる諸經營は總督政憲法の下に在りし立法部は二團躰即ち元老院及び五百名會より成立せしことを記憶するの人のあらざれば了解し能はざるなり。憲法の變更に關する建議は必ず元老院より起り五百名會の承認を経ざるべからず。斯く建議及び承認の手續を正當に經ること少くも毎回三年を隔て、九年間に三回に至るの後に始めて憲法改修の議會召集せらるゝ仕組なりき。此の議會は亞米利加人の命日 コンスティテューショナル・コンヴェンション 立憲議會と稱するものに該當せり。是れ一の被選團躰にして其集會は通常立法部若くは行政部の權能を中止することなかりき。且つ其權能は立法部が該會の審議に附したる個條の改定に限られ如何なる場合に於ても三ヶ月を超へて開會することを得ず、且つ共和國の第一民會等の審議に附すべき改正案を調制するの外一切他の任務を有せず、一旦此の任務終るときは改修議會は直ちに解

散すべきなり。此の憲法は獨り改修議會をして決して實際の政務又は通常立法事務に參與せしめざるの規定を鄭重に設けたるのみならず、又該會の發議したる改正案の人民の爲めに採用せらるゝまでは現行の憲法其の効力を有すべしとの規定をも設けたり。

執政及び帝政憲法は其間多少直間接の度を異にするも皆憲法の改修を第一に元老院の決議次に庶民多數の承認に依らしめたり。之れ憲法改正の那波來翁流儀の正風とも稱すべし。此の制は總ての憲法改修をして實際行政部の任命したる一團躰の意志に依らしめ、次て選舉者は行政部より附せられたる建議案に對し單に之を拒絶するか、然らざれば事實に於て常に彼等の爲す如く之を承認するかに止まるべき方法を以て之を庶民の投票に附するものにして提出されたる改修案に就き討議し又は之に修正を加ふるの機會を興へざるなり。千八百十五年四月二十三日の追加法令を以て組織されたる國會的帝政の下に於ても尙ほ憲法の改修を以て元老院の意思と民衆の承認とに依らしめんことを期したりと謂ふを得へし。然れども此追加法令には一の甚た著しき點あり。該令はボルボン家の復



與封建制的諸權利十分一稅及國立教會の再興を目的とし或は國家領土の賣渡を無効と爲すの建議、即ち佛國地主の權利を攪亂する建議は總て絶對的に之を禁したり。斯く或る原則を獨り通常立法部の權限外に置くのみならず憲法の變更の範圍外に置かんと試みたるの舉動は英國歴史を學ぶ者をして千六百五十三年のクロムウエルの憲法及び或る原則を以て根本的原理となし國會其他國家の如何なる團躰も之に觸るゝとを得さらしめんとしたる彼の決意を回想せしむ。千八百四十八年の共和政は再び立法部か其立法部たる通常の資格を以て變更し得べき法律と特別に困難なる手續を経改定の爲めに特に選出されたる議會に於てするにあらざれば變更すべからざる憲法條規との區別に重きを置けり。憲法改修の手續頗る嚴重なりき通常立法議會の任期は三年なりき。該會は自から何等の憲法條項をも改正するを得ざりき。然れども該會は其任期の第三年に於て憲法の全部若くは一部の改正を希望する議決を爲すを得たり。此の決議は少くとも各一ヶ月の時日を隔てたる三回の會議に於て三回表決し五百名の議員之に投票し投票の四分の三已上の多數に依て確定するにあらざれば凡て無効と規定

したり。

憲法改修希望の決議正當に通過するときは改修議會を選出するの順序となれり。此の會は任期僅かに三ヶ月にて其議員の數は通常立法部より多く主として其召集を要したる改修を任じせり然れども必要なる場合には通常法律をも制定することを得たり。去れば該會は通常立法部に超越する立憲議會たるべきを期したり。第二帝政は第一帝政立法制度の實質を復活せしめたり。而して憲法の變更は再び元老の議決と民衆投票の承認に依ることとなれり。

現今の共和政は多くの點に於て佛國政治家の造りたる前の諸制度に似ざるものあり。憲法の條項は之を一法典に收めず千八百七十一年に集會せし全國會の制定せる種々の憲法的法律中に散見す。然れども此等諸法律は通常立法部——元老院及び代議院——其の通常の立法的資格を以て之を變更することを得す。合憲的に憲法の變更を成し遂げんとするには立法部の二院は先づ各院別々に憲法改修を希望するとを決議せざるべからず。各院此の決議を通過したるときは二院合併す。斯く合併集會し全國會ナショナル・アセンブリー・コングレス即ち大議會として共同投票する時に至りて始



めて(實際或る部分を改定したる如く)憲法の全部若くは其一部を變更するの權能を有するなり。

千八百十四年ルイ十八世の欽定したる憲法典及びルイ、フィリップの採用したる千八百三十年の憲法典に就ては予は一言をも述べざりき。是れ故意に出でしなり。此等の法典は其改正に關しては何等特殊の規定を含みます。英人は此等法典の條項は通常立法の手續を以て自由に之を改廢し得べしと推測するならん。此の推測或は正しからん。千八百十四年及び千八百三十年の憲法編制者は英國風の立憲君主政を設立せんとを期したり、隨て或は國王及び兩院をして有主權國會たらしめんことを期したらん。然れども既に示したる如く此の推測は決して確實にあらず。ルイ十八世の如き或は國王の法典として欽定したる憲法の條章は欽定者の意志に依るにあらざれば之を變改すへからざらんことを期したるも未だ知るべからず。ルイ、フィリップは確かに其政治の基礎を法律上動すべからざるものたらしめんことを期したるか如し。乍去そは兎も角古來佛國の憲法制定者は其通例として憲法の基礎をして通常立法部の意志を以て急遽に之を變更すべ

からざるものたらしめんことを目的とせるの一事は確實にして疑を容れざるなり。

第二佛國政治家は古來未だ曾て憲法の表白したる硬性より起り得べき不便と危險とを充分に認知せず、彼等は國民の希望する改正を多年間拒絶するの權利を少數人の手に置くは革命の口實若くは理由を作るものたることを殆んど觀するなり。

現今の共和政創建者は此の點に於て稍や經驗より學びたる所あり。彼等は憲法と通常法律との區別を存したるに相違なしと雖も、彼等は憲法中には唯少數の條規を含ましめ憲法改定の手續を簡にし以て現在の兩院をして殆んど完全なる有主權國會と爲したり。大體より觀察して此の事の得失果して如何に就ては爰に意見を述べたるは大に恐なり。爰に余の主張せんとするは當代の佛國人は憲法も硬性に過くれば實用の爲めにも安固の爲めにも宜しからざるを觀破したりと云ふの點に在り。

第三英國の批評家は佛國に於て憲法を永久不動ならしめんとして非常の勞力を



費したるに拘はらず、實際其の憲法は平均十年保たざりしを見て笑はざるものなからん。第一の全國會ナショナル・アセンブリの秀才か建設せる制度は若し永續したらんには一千八百一年までは合法に變更し能はざるへかりしなり、——即ち其年は既に三個の憲法破却せられボナパルトか專制帝國を肇造しつゝありし時なり。——千七百九十五年の總督制共和國ディレクトリヤ・レピュブリックは若し連續したらんには實際帝政の既に隆盛を極めたる年なる千八百四年までは聊かたりとも之を變更し得へからざりしなり。

然れども天運の譏誚は當事者に其の愚を悟らしめず、且つ吾人若し佛國か憲法制定の經驗を始めたる當時の世況を視察すれば一國の根本法律は之を變更すると徐々たらざるへからずとの思想或は佛國諸制度か頻繁なる變更を要せずとの豫期に就ては決して笑ふべきものゝらざるなり。當時英國憲法は英國蘇格蘭の聯合したる外外國人の觀察し得る所にては毫も變動なかりしこと一世紀間に涉り且つ英國國會は理論上如何なる制度をも變更することを得たるも、ジョージ三世時代の國會か憲法的と認め得べかりし法律を變更するの傾向あらざりしは少くとも今日の國會か國王を廢せんとするの傾向なきか如くなりき。事實に徴す

るに英國政体ポリティカル・システムに著しき變動を生したるは國會開會コンヴェンションの年より殆んど四十年を経たる後千八百二十九年なりき。佛國又は英國に於て百年前には何人も今日の英人か殆んど其の奇を感せざるまでに慣れたる平和的革命の狀況を前見し得ざりしなり。又新制の合衆國憲法は不動性の標章を具備したりき且つ今日迄何等重要な形骸の變更なくして一世紀已上繼續せり。去れば千七百八十九年の政治家か良く編制したる憲法は久しく改修の要なく繼續すへしと思量せしは決して無理ならざるなり。

第四佛國に於ける憲法制定者の失策は其の成敗に依て之を判すれば主として二點に在るか如し。第一佛人は常に憲法は名義上其條項を變更せずして實際に其主義を破る法律の發布に依りて覆へざるゝことあるを見るの明を欠けり。故に彼等は合衆國の創立者の採用したるか如き違憲的立法を防ぐべき有力の手段を設けざりき。次に佛人は常に然るにはあらざるも、通例其の開會か常設立法部及び行政部の權能を中止するか故に革命的議會と成るべき恐ある立憲議會を召集するの危険を輕んじたり。



第五千七百九十五年の總督政憲法は理論上より見れば憲法制定事業に於ける佛國の諸經驗中最も多く趣味を有す。其編纂者は經驗に依り革命的變動に對する危険を知り、憲法改定に伴ふ危険を減するの計畫に其の伎倆を顯はせり。憲法改定の任務を特に選出され、單に其任務のみの爲めに開會し、又常設立法躰若くは行政部の作用に干渉し又は之を中止するの權を有せざる議會に委し以て米國風の意義に於ける真正なる立憲議會を構成し、且つ大西洋對岸の經驗に依て判すれば古來成文硬性の憲法を改定する方法中最も巧みなるものを採用したり。又憲法修正議會の決したる修正案は總て之を民衆の評決に委せざるへからず、且つ民衆の之を容るゝにあらざれば効力を得へからずとの原則を確定したるは今日瑞西國に確立し尙ほ將來總ての民主的政躰の一要部と認めらるべき傾向ある彼の民裁制(Referendum)の豫兆とも謂ふべきなり。千七百九十五年の憲法制定者の表はせる伎倆に就き讀者の注意を請ひたるものは其の伎能の豊富なる之を多數の佛國憲法制定者の創意力乏しきに比して全く反對なると總督政の行政的技能なきか爲め憲法制定に當りて總督政創建者の表はしたる伎倆を埋没したるといふ

るなり。

## 其二 聯邦國に於ける權力の分配

學者若し一の聯邦國に於ける國家即ち中央政府と諸州との間の權力分配を定むる諸原則を會得せんと欲せば須らく左の數點を查覈すべし、——第一單に定限ある權力即ち憲法の定限して授けたる權力のみを有する團躰の聯邦政府なるか將た諸州なるか、第二聯邦立法部の法令を裁判所其他の公衙に於て之を無効にし又は之を無視することを得べきや否や、第三聯邦政府の各州の立法事務を監督し得る程度は如何、及び第四若し憲法を改定するの權能を有する一體あらは其の聯邦政府及び諸州に對する關係是なり。

此等數點に就き四個の殊別なる聯邦制の規定を比較するは趣味ある研究なり。

(イ)合衆國——一、憲法を以て合衆國に附與されたる諸權力は嚴密に定限せられ各州に遺留せられたる諸權力は不定なり。憲法に據て合衆國に委任せられざる諸權力又は憲法を以て各州に其享有を禁せざる諸權力は凡て各州の保續すべきものなり。其結果合衆國即ち聯邦政府は憲法を以て明かに又は暗に合衆國に附與



されざる權力を一切享有することなく聯邦内各州は一獨立國に屬すべき權力にして特に憲法に據て直接若くは間接に諸州より取り去らざるものは凡て之を施行するの權を有するなり。

二、聯邦の立法も諸州の立法と同じく憲法に従屬し合衆國國會の法令なると一州立法部の法令なるとを問はず、苟くも憲法に反するものは凡て無効にして裁判所之を無効として扱へり。

三、聯邦政府は州の立法を取消し又は禁ずるの權力を有せず、州憲法は聯邦政府に據て存在するにあらす又其の批准を要せず。然れども合衆國憲法は各州に向て其の共和政たるべきを保障す。故に州憲法にして若し共和政ならざるものあらは此の正當なる定義如何に拘はらず、之を禁止するの權否な義務を有するなり。

四、合衆國憲法の變更は諸州四分の三の承認を要し憲法上何れの州も其の承諾なくして元老院に於ける他州と同等なる選舉權を奪はるゝことなし。

(ロ) 瑞西聯邦——一、通國政府即ち聯邦國の權力には定限あり、各州の權力には定限なし。

二、聯邦立法は裁判所之を有効として扱はざるを得ず。然れども聯邦議會の發布せる法律は三千人の公民若くは八個州より要求あるときは民衆に附して賛成若くは排斥を受けざるへからず。讀者は聯邦裁判所は憲法に違ふ州法律を不法として扱ふことを得ることを知らん。

三、聯邦諸公衙は州法律を無効となし又は禁ずるの權力を有せず。然れども州憲法及び其改正は聯邦國の保障を要す。而して州憲法中聯邦國憲法に違ふ條項に對しては聯邦此の保障を與へす且つ予か見聞に依れば州憲法中修正の個條は聯邦國の保障を得ざる間は其効力を有せず。

四、聯邦國憲法は瑞西人民及び瑞西諸州双方の過半数に依るにあらされは之を改定することを得ず、諸州過半数の承認を得るにあらされは合憲的に一の憲法改修をも遂ぐることを得ず。

(ハ) 加拿太領地——一、領地政府即ち聯邦政府の權力は不定にして各州の權力は定限せられ其權限極めて狭し。

聯邦制の點より見れば是れ一方に於て加拿太憲法と他の一方に於て合衆國若く



ば瑞西憲法との根本的差異なり。

領地國會は殊に州立法部に委任せられざる事項に就ては凡て自由に法令を制定することを得、州立法部は殊に委任されたる事項に就てのみ法令を定むるの権あり。之に反し合衆國國會又は瑞西國會は憲法に據て之に委任されたる一定の事項に就てのみ立法し、合衆國又は瑞西各州は憲法を以て彼等に其享有を禁せざる立法其他一切の權力を保有す。

二、聯邦即ち領地國會の立法權は各州の立法權と同様英國憲法例之千八百六十七年の北米英領條令の如きに従屬し憲法に牴觸するの法令は領地國會の制定に係ると州立法部の制定に係るとを問はず、凡て無効にして裁判所は無効として之を扱ふ。

三、領地政府は州立法部の發したる法令を禁止するの權を有す。此の禁止權は合憲なる州法令、即ち憲法に據て州立法部に委任せられたる權限内の法令に就ても之を施行し得べきなり。

四、領地憲法は一の英帝國制定法に基くなり。故に該制定法に規定したる場合を

除くの外之を變更し得るは帝國國會の法令を以てする場合に限るなり。領地國會は其自力を以て加拿太憲法の一部をも變更するを得す。然れども州立法部は合同するときは領地諸州間に法律の統一を維持する爲めに限りある程度までは憲法を變更することを得るなり。

然るに各州立法部は千八百六十七年北米英領條令第九十二條第一項に據り其の州の憲法を改正することを得。然れども州憲法を改正する州法律は他の州法令と共に領地政府の禁止權の下に立つなり。

(二) 獨逸帝國——一、憲法上帝聯邦國の權力は外見上定限せられ、聯邦を組成する諸州の權力は不定なり。乍去此の叙述は之に二個の意を加へて解せざるべからず、第一帝國政府に委任されたる權力の極めて廣大なること、第二帝國立法部は憲法を變更し得べきこと是れなり。

二、帝國の法令は若し正常なる手續を経正常なる形式を具ふるときは、違憲なることわり得へからざるなり。然るに州の法令は若し憲法又は帝國法令に牴觸するときは無効なるべきこと明ならん。



三、帝國政府に違憲の理由を以て州法律を無効とするの權力あるや否は甚だ明瞭ならず。然れども他國人の判断し得る所にては帝國憲法の下に斯の如き權力は存せざるなり。各州に起る内部の憲法上の爭議は場合に依り帝國の之を終局的に決定することあるへし。

四、帝聯邦(國)立法部は其の通常の立法手續を以て憲法を變更することを得。然れども憲法を改正するの法律案は聯邦議會に於て十四票の反對あるときは之を通過することを得ず。之れ憲法變更に對する拒絶權を普魯士及び他の二州に與ふるなり。

且つ其の州の承諾を以てするの外憲法上變更し得ざる權利を保續する州數個あり。

### 其三 正當防衛の權利

如何なる程度まで一個人は不法の暴行に對し強力を以て其の身軀自由及び財産を防衛するの權利を有すべきや即ち自己正當防衛なる語を通例之れに附せらるゝより一層廣き意義に用ふれば英國法律の下に於て自己防衛の權利を律する原

理は如何。

此の間に對しては曖昧不明なる答を爲し待るに過ぎざることを自白せざるへからず、到底明確なる解説を附すること能はざるなり。且つ其の不明不確なる亦敢て異ひに足らざるなり。何となれば自衛の權利を制限するの規則は其性質上方に於ては各公民をして暴行者に對する權利を維持せしむるの必要と、他の一方に於ては私闘を防遏するの必要との間を調和するものなればなり。自衛を挫折せんか良民は惡漢の奴隸とならん、自護を過勵せんか刀劍拳銃の裁判を以て法廷の裁判に代ふるに至らん。

且つ正當なる防衛權は法律の之を認むる場合に於ても襲撃の權利を含まざるなり。何となれば過去又は當來の被害の爲め人人互に襲撃するの要なく唯適當なる裁判に依頼して足ればなり。

凡そ人は其法律上の權利を保護する爲め必要なる丈け何程の強力をも適法に使用し得べく但必要の度を超ゆるを得ずとの觀念廣く世に行はる。是れ法律家の散漫なる用語と法律教科書類の曖昧なる語法とに欺かれたるものにて幾分か恕



すへき所あり然れども此の概念たる何程世間に行はるゝも畢竟一の謬見たるを免かれざるなり。若し此の説を正當に推歩すれば其結果私有地の境界を踰る者を銃殺することを正當とし九歳前後の小學兒童か其耳朶を引かんとしたる十八歳の悪戯者を刺すの行爲を適法と爲すに至らん。約五十年程前にキャプテン、モア (Captain Moir) なる者此主義を其論理上の極端まで實行せり。彼れ其所有地境界に侵入する者多くして煩はしさに堪へず尙強て犯さんとする非行者あらば發砲すへしとの制札を出せり。彼は其威嚇を實行して相當の注意を與へたる後一人の侵入者に發砲し其腕を撃ちけり。負傷者はモアの費用にて鄭重なる看護を受けたりしか計らず負傷の爲めに死せり。モアは殺人罪に問はれ陪審官の判決に依り裁判官の宣告を受け次の月曜日を以て絞罪に處せられたり。彼は權利と云へることに就き峻嚴に過ぎたる觀念を懷きたる好人物なりしならん。彼は法律を知らざるより死せり。其の顛末は以て凡そ權利は其の主張に必要な丈の強力を以て之を適法に防禦し得へしとの法律上の邪説に傾くもの、前鑑と爲すに足るなり。

一個人の權利を保護し又は主張するに必要な合法的強力使用に就て扶持し得へき即ち換言すれば吾人の問題に對して與へ得へき解説に二様あり。

第一説凡そ人其自由身躰又は財産を防禦するには、必要にして且つ、合理若くは、匹敵したる丈の腕力の量を適法に使用することを得と雖ども、何人も其權利を防禦するに不必要若くは不合理なる強力の量を用ゐることを得ず。而して、必要とは其目的を達するに足るの量を超へざるの意、合理若くは、匹敵とは強力を用て防かんとする損害の比例已上なる害を非行者に加へざるの意なり。

此必要にして合理なる腕力を以て適法なりと爲すの説は刑法典草案委員之を採用したり。今該委員の言を引用する方便ならん、——  
委員記して曰く、我々は左の事項を普通法の一大原則として認むるなり。則ち普通法は違法なる暴行に對し人の其の身躰、自由及び財産を防禦することを許し、犯罪を豫防する爲め、公衆の治安を維持する爲め、及び犯人を法廷に引致する爲めには強力を用ふることを許すと雖も、此れ皆左の制限を受くるものなり、曰く使用したる強力の必要なること即ち豫防せんと期したる損害の一層平穩なる手段を以



ては豫防し能はざりしこと及び使用したる強力の爲めに加へられ又は加へらるべしと合理的に豫期し得らるゝ損害の將に豫防せんと期したる損害に對して此例を失せざることは是れなり。此の最終に掲げたる原則は我々の提出したる案の數多を説明し證明すべし。此の主義は世間一般に許さるゝとは思はれず、故に吾人は獨り其將來法律と認められざるべからざるのみならず其現在に法律たることを吾人が思量するの理由を示すの必要ありと思考せり」と。

此に用ひたる「必要」と云へる語は稍や特殊の意義を有するなり。何となれば此の語は必要と合理との兩觀念を含めばなり。此の事を斟酌すれば委員の意見は既に述べたる如く、人は其の權利を防禦する爲めには其の保護に必要にして其豫防すべき損害又は若し同事物を他の側より觀れば保護すべき權利の價値に匹敵せざる損害を加へ又は加ふるの危険を履まざる丈けの強力を適法に用ふることを得と云ふに歸着するなり。是れ頗る道理ある教義にして最も披詳なる四大法官の信用に據て吾人に紹介せられ英國の法律か之に向て進行する原理を表はすものなり。然れども吾人は尙は一層簡單なる第二説の以て我が諸大家の論決を一

層明瞭に表はすに足るものありと言ふを得べきなり。

第二説人は其の身軀又は自由に對する不法の襲撃を排卻するに當りては其の侵襲者に對し襲撃を排卻するに必要なる丈けの即ち自己防禦に要する丈けの強力は加害者を死に致すに至るも之を使用することを得。然れども加害者の身軀に大害を加へ又は之を死に致すことは概して自己防禦即ち生命身体又は永遠の自由を防禦するの必要に出つるときに限り許さるべきなり。此の説は自衛に必要な強力を以て適法と爲すの説と名付けて可ならん。其の骨子は非行者の身体に重大の害を加へ又は之を死に致すの權利は身体又は生命に對する大危険及び其の身体の自由に對する重大なる箝束を排卻するに必要な手段を用ふることを得べき各臣民の權利に起因し又た之か爲めに制限せらるると云ふに在り。

必要にして且つ合理的なる強力使用を以て適法と爲すの説及び自衛に必要な強力使用を以て適法と爲すの説は大略實際同一の結果に歸着するなり。

孰れの説に依るも甲若し乙の爲めに襲撃せられ其の生命危険の場合に陥り他に其の襲撃を排卻し又は逃避するの途なきときは乙を殺戮するを得へし。一の説



に依れば甲の使用したる強力は必要にして且つ合理なり。他の説に依れば甲の使用したる強力は厳正に自衛の爲めに使用したるものとなるなり。孰れの主義に依るも乙が執拗に甲の所有地に踏み入りたる故を以て乙に發砲するの權利なし。何となれば甲が乙に加へたる損害即ち乙に其の生命を失ふの危険を與ふることは不合理なり即ち所有地に踏み入りたる行爲に依り甲に與へたる損害に全く比例せず又甲の境界を踏へたる者に發砲するの行爲は自衛の爲めにあらずして其の財産防禦の爲めに強力を使用するものなること明かなればなり。此二説は共に生命身軀の防禦の爲めにする場合に於ても他人を傷付け又は殺害するの權利を制限する所の精細にして一般に許されたる規則と兩立するなり此等の規則の主眼は何人も極端なる強力使用を避くるか爲め能ふ丈けの手段を盡したる已上にあざれば他人を殺害し又は甚しく傷害すべからずと云ふに在り。今甲なる者惡漢乙の爲めに毆打せられ甲其の衣囊中に拳銃を所持すとせん。甲は此の場合に於て乙を射撃すべからず犯罪を避けんとすれば及ふ丈け先づ遁れざるを得ず。乙之に追跡し甲障壁に逐ひ詰らる此の時に至り始めて甲は若し他に襲

撃を排卻するの手段なくんば乙に對して正當に發砲し得べし。前既に言へる如く惡漢に襲撃されたる者の其の襲撃者を反撃し得べき場合に關する精細なる規定は過去の社會に屬し多少陳腐に歸せることは吾人の許す所なれども其據て立てる所の原理は明了にして最も重要なり。そは非行者の爲めに襲はれたる者と雖も自衛の爲めに必要ならざる強力を用ふべからず又襲はれたるもの退却若くは換言すれば格段なる位地即ち其の法律上立ち居り得べき公地の格段なる部分に立つの合法的權利を暫時譲り以て其要を避くることを得るときは強力の必要有らざるなりと云ふに在り。要するに此に掲ぐる二説は孰れも必要なる強力の使用と云へることに關し孰れも必要を超へたる強力の使用を保護せざるなり。甲乙に襲はるゝに若し甲單に乙に對して戸を鎖して自己の安全を保護し得るときは甲は二説中の孰れに依るも乙を殺害し又は傷害する行爲を辨解するを得ず。二説共に能く不法襲撃の度を増進する如く自衛の爲めに合法に使用する強力も亦増進するの如何及び財産殊に家屋の合法なる所有權防禦の人身の正當防衛に變し易きことを説明するに足る。所有權を防禦する爲め擲打を正當として許す



は元と所有權防禦に起るも結局人身の防禦なり此の文は此の問題の主眼を含むなり。然れども之を讀むにはブラックストーンの痛論したる自護の權利は人を襲撃する行爲の理由と爲すべからずとの注意を欠くべからず。

正當防禦に關する前記兩説の或る場合に於ては各相異りたる結果に指導することなきやとは大に趣味ある問題なるも通例法廷に顯はれ來る事件に就きては左まで重要ならざるなり。此の種の事件に於て判斷を要するは如何なる程度まで人は襲撃を排卻するに必要なる力を適法に使用し得べきやの點に在り。而して之を決するには適法なる強力使用の標準か其合理性に在ると其自衛性に在るとは差したる關係あらざるなり。然れども強て此の二説の優劣を定むるの必要あらは人に重大なる身体の害を被らし若くは其恐ある又は人を殺害し若くは其恐ある強力——要するに「極端なる力とも稱すべきもの——」を使用するは嚴正なる自衛の爲めにする場合に於てのみ正當なりと假定する方英國法律家としては安全ならん。或は異論を唱へて正當防衛の權利に就き斯く見解を下すは公民が不正行爲に對し自己を保護するの權力を制限するに過くと言ふものあらん。

此異論の力を減するもの二點あり。

第一に公義進歩の爲めに各人は或る場合に於ては致死にも至り得る程の強力を合法に使用するの權を有し且つ往々之を使用せざるべからざる義務を負ふことあり。

是に由り一臣民は其の目前に起る治安防害を防止する爲め適法に干涉し其目的を達するに有理的に必要な丈の強力を使用することを得べく又一の重罪犯の行はるゝとき其の現場に居合はしたるときは一私人と雖も法律上犯罪人を逮捕するの義務を負ひ若し怠りて犯罪者を逃走せしむるときは科料及び禁獄に處せらるべきなり。「一の重罪犯され其犯罪者法律を逃かれんとしたるとき又は危険なる傷害を興へたる者ありたるときは其逃走を防遏する爲めに及ぶ丈の力を盡すべきは各人の義務なり而して其追跡中逃走者を殺すも他に之を捕ふるの途なきときは其殺人行爲は許さるべし何となれば斯る場合に犯罪を追跡することは單に法律上許さるべきのみならず實に法律の要求する所にして故意に之を怠るものは罰せらるべしなり。斯の如き極端の強力使用を正當として許すは勿



論重罪犯の場合又は暴虐なる犯罪を防遏する場合に限るなり。然れども英國現在の法律に依れば兇悪なる犯罪を豫防する爲に行ひたる殺人は正當として論せらるゝなり。例之若し強盜若くは殺害を爲さんとし又は夜間家宅に侵入せんとし其犯罪行爲中侵害を受け居る者又は家屋所有主又は此の二者の婢僕又は其他何人にてても其損害の豫防に關係する者の爲めに殺害さるゝことあるも殺害者は無罪として放免さるゝべきなり。但し此の規程は例之攫徒又は強盜放火等の豫備に伴はざる晝間の家宅侵入の如き暴力の伴はざる犯罪には適用せず。斯の如くなるか故に財産の保護としては正當視せられざる行爲も重罪犯を防遏し若くは重罪人を逮捕するの必要上正當視せらるゝこと往々有るべきなり。數人の夜盜(譯者曰く夜間人の住宅に重罪を犯す目的を以て侵入する者)甲の住宅に侵入し其寶玉を強奪し之を負ふて其の庭園の障壁を踰へつゝありと假定せよ。甲の生命には危険なし。然れども彼れ其の惡徒を追ひ之を喚ひ止むるも惡徒は肯せずして尙ほ逃走せしに甲は他に其の逃走を防遏するの手段なきを以て其一人乙を撃倒し乙其の爲めに死せりとせん。甲は獨り無罪なるのみならず實に一の公義務を盡したるを見るへし。

且つ甲なる者乙なる者に對し適法に重傷を負しめ得る——例之乙なる重罪人を捕縛する際の如き——場合に乙甲に抗抵するは不法行爲にして之か爲め甲に生じたる損害に就ては乙其の責を負ふなり。  
第二に凡そ人は單に其合法の權利を施行する間は其の行爲凡て適法なり。故に實際此の種の權利を施行するに用ふべき丈の穩當なる強力は之を適法に使用することを得べきなり。

甲其の家に歸らんとして公道を通行しつゝあり乙之を止めんとす甲乙を押し退く乙倒れて負傷す此の場合に甲は不正を爲さるるなり。彼は單に防禦の位地に立ち公道通行の權利を妨げんとするの所爲を排卻したるに過ぎず。然るに此の時に當り乙抜刀して再ひ甲を襲ひたりとせよ。此の場合に甲は若し他に——例之乙より逃げ去り又は乙を撃倒す等——自己を保護するの途を得るときは自己防衛の爲めに必要な丈の腕力を使用することを得べきなり。彼は乙を打撃し又は之に向て發砲し得べし。  
乍去爰に眞箇の難問題は來るなり。甲は乙を不具と爲し又は之を殺害するの危



險を冒さんより、寧ろ己れの権利即ち前の實例にては格段なる道路を通行するの権利を放棄すべき義務を如何の程度迄負ふべきや。例之甲は乙が合法の根據を以て格段なる道路の通行を止むるの権利を主張することを熟知し、且つ若し甲にして少しく迂路なから家に歸るべき他の道ありて之を行かば乙の爲めに害を被ふり又は所謂正當防衛に依り乙の身軀に甚たしき害を興ふるの止むを得ざるに立至るの危険を一切避け得べきことを知り得たりと假想せよ。甲が其目的の爲めに必要なる力を使用するの権利に就ては勿論左の如く言ふを得へし。甲は乙を押退るの権利を有す。乙の暴行其度を加ふるに隨て甲は之を排卻するの権利を有し、終には通行權の爭論を變じて甲の生命防禦の争闘と爲し、乙を殺害する行爲をも正當ならしむるを得へし。然れども之れ決して穩當なる見解にあらざるなり。甲が乙に向て發砲し又は之を刺すの行爲を正當と認めらるゝには甲は襲撃者に對する極端なる強力使用をして正當ならしむる二原則中の少くも一に該當することを明瞭に證明せざるべからざるなり。然るに彼れ若し僅少の距離を遁れ以て乙の暴行を避くるを得ば彼は二原則の孰れに依るも其の行爲を

辨解し能はざるなり。乙に對して發砲するは合理に非ざるなり。何となれば甲の乙に負傷せしむるの損害は甲の豫防せんとせし損害即ち甲が其の家に歸るに少しく迂廻せしめらるゝの損害に對して全く比例を得ざればなり。又乙に向て發砲することは嚴正なる自己防禦に出るにあらざるなり。何となれば甲は他の一路に迂廻せは一切の危険を避け得たるべければなり。甲は其の生命防禦の爲めにならずして格段なる道路を通行するの権利を主張する爲めに強力を使用するものなり。甲の位地夫れ斯の如くなることは他人より侵害を受ける者其侵害者に甚しき傷を負はしむる前方の及ぶ丈け退却せよと命する舊き規則に徴するも頗る明白なり。

近く千八百五十八年の審判に係る女皇對ヒューレット(Reg. v. Hewlett)事件の如き亦同結果に歸する司法上の教義を含めり今其の大要を擧げんに此の事件は甲なる者乙なる者の爲め殴打せられたり。是に於て甲小刀を抜き乙を刺せるより起れり。裁判官は説明して曰く「被告(甲)は強奪其他之に類する犯罪又は生命の危険又は重大なる身軀上の危険(單に殴ち倒さるゝに止まらず)を恐れたるにあらざれ



は自己防禦として小刀を用ふことを得ざりしなり」と。此の文の主眼は甲の使用したる腕力は正當と認むべからざるなり何となれば是に由り甲に来るべき危険——即ち毆倒さるゝの危険——を排斥したるものなるも甲の生命身軀の防禦には斯る強力が必要なかりければなり。裁判例は殊に有力なり。何となれば乙は自身の認めて權利なりと信するものを主張するの人のあらずして單純なる不正者なればなり。

此の事件を少しく變形し乙は一個の暴漢にあらずして警視總監の命令を遵奉して甲のマーアールアーチ(Marble Arch)に在る公園に入るを妨げんとする巡査なりと假定し更に總監か其の權能を誤解したりとし隨て甲か格段なる入口よりハイドパーク(Hyde Park)公園に入るを禁せんとするの行爲は法律上不正なりと假定せよ。事情斯くの如くなりしか故に乙巡査の行爲は勿論不正にして甲乙を押退くるを得べきこと知るべきなり。然れども若し甲單に乙を押し退くること能はざるときは彼は入場を遂行するに必要なる——例之乙を刺すか如き——強力を適法に使用し得べしと云ふの理由あるべきや決して斯る理由存せざるなり。蓋

し乙を刺すことは合理にも又自己防衛的の強力使用にもあらずはなり。

已上述ふる所を要するに法律上の權利に關する争論は裁判所之を決せざるべからず。何となれば君主及び其裁判所は損害の復讐者にして被害者には其の當に受くべき報償を與ふればなり。而して何人と雖も強力を以て自己の權利を主張することを許されざるなり。法律上の争闘は打撃を以て決すべからざるなり。前世紀に暴力を以て一名の代理登記役を蹴くるの權利を主張せんとしたる一僧正ありしか其の法律上の見解の誤まれることをベンチ法廷より訓戒せられアースキン(Arskine)の雄辯と詭論とに依り僅かに陪審官の有罪の裁判を免かれたり。已上論する如くなるか故に何れの點より見るも結局同一の結論に歸するなり。即ち一個人の權利を主張する爲め極端なる強力を使用することを正當として疑なきは既に掲けたる例外又は制限に従ふべきは勿論嚴正なる生命身軀の防禦必要に基くものに限り且つ此の必要により制限せらるゝなり。

#### 其四 公會の權利に關する問題

公會の權利に關しては攻究を要する重大なる問題四あり。



其の問題は第一公共の場所に於て集會する權利と云ふ概括的權利ジェネラルライツの存するや否、第二「違法集會」なる名稱の意義如何、第三違法集會を處分する國王又は臣僚の權利は如何、第四適法の集會が強制力を以て干渉され又は解散されたるべき其の參列者の有すべき權利は如何即ち是れなり。

此の諸問題を正當に會得するには先づ豫備として確然了會し置くべき二個の點あり是れ甚だ明白にして疑なきも尙ほ世の人の往々等閑に附する所なりとす。

其の第一は英國法律は政治上の目的を以てすると他の目的を以てすると同はず特別に公會の權利と稱すべきものを認めざることを是れなり。

集會の權利は畢竟個人的人身の自由及び個人的言論の自由に關し英國諸裁判所の有する見解の結果に外ならざるなり。

故に合法の集會に干渉するの行爲は一の公權を侵害するものにはあらず。甲若くは乙の個人的權利を害するものにして之を解剖すれば通例集會員たる各個人に對する數個の襲撃と成るなり。群集を解散したる不正者は一の集會を亂したりとして公私の訴を受くることなく若し何等の責あらず其の集會の一員たる甲

を襲撃したる行爲に就き公訴若くは私訴を受くるの責務あるなり。故に如何なる程度まで合法集會は其集會を解散せんとする措置に抗し得べき哉の問題は結局法律が定むる甲なる某公民に對する襲撃の刑罰又は排卻に關する規程の如何に依て決すべきなり。

爰に述べ置くべき豫備的注意の第二は公會に關する法律に纏綿する最も甚しき朦朧は一公民は如何なる程度迄其の身軀自由又は財産保護の爲め強力を適法に使用し得べきやの難問即ち吾人若し正常防衛なる語を最も廣き意義に用ふることを得は正常防衛の權利を律する眞個の原理の不明より生ずること是なり。

此の緒言的所説の已下に攻究すべき問題に對する密接の關係は本論に進むに隨て明瞭とならん。

第一公共の場所に於て集會する權利と稱する權利存するや。

此に對する答は易々たるのみ即ち斯る權利は英國法律の認めざる所なり。英國人は政治其他の事項の爲め公園共用地其他衆庶の隨意に入るを得べき公開地に集會するは事實なり。(英國に於ける戶外の集會は他國——例之白耳義國——



に於けるが如く特別の制限を受けざることも亦事實なり。公開地の集會は其の娛樂の爲めにする、政治其の他の事項を論議する爲めにする、繩躍師の演技を観る爲めにする、又政治家が自家の遁辭を述ふるを聞く爲めにする、に論なく會堂、會席に於て同一の目的を以て催されたる集會と全然同一の位地に立てり。之を要するに合法の目的を以て其會の占領する權利ある場所に集會し平温に事を採り常識ある人を驚かさざる集會は其のエキセター會堂(Exeter Hall)に於てすと、ハットフィールド(Hatfield)若くはハーワードン(Harwarden)の地に於てすと、又倫敦市内の諸公園に於てすとを問はず凡て適法の集會なり。斯くの如き集會には何人も干渉するの權利なく、之に出席するも決して法律上の責罰を被ふることなし。然れども概言すれば屋外の集會を禁せざる法律は、公衆が政論又は娛樂の爲め屋外に集會し得べき場所を設くることを規定するものにあらざるなり。制定法に依り、又は習慣等に依り、格段なる場所を公會の用に充て得べきものとして公衆の使用に供すること有り得べく、又實際斯くの如き場所所有ること勿論なり。然れども概括的の言語を用て云へば裁判所は或る場所の特に公會用に充てらる

ることを認むることなし。此の點に於ては一千人の群衆も一個私人と全く同一の位地に立ち居るなり。甲なる者若し講演演説を爲し、又は觀覽物を示さんとせば先づ其目的の爲め適法に使用し得べき場所を得ざるへからず。彼は之が爲め私有財産の權利を害し——即ち所有地侵入を犯すへからず、公衆の利便を妨げ——即ち公利妨害を犯すへからざるなり。

公共の場所に集會するの權利と稱するか如きもの存すとの觀念は一にして足らざる思想の錯雜と誤謬の假定とに起因するなり。公會の權利——即ち詳言すれば衆人か凡て合法の所作殊に政治上の講談論議の爲めに各適法に居り得べき場所に來會するの權利——と公衆の用に充てられたる場所を各人か集會を催す爲めに使用するの權利と稱する全く別種の一權利とを混淆するなり。此の二種の權利は若し兩種共存するとするも全く相異りたるものにして、全く別異の規則を以て之を律するの國多し。又空地道路等各人か適法に使用し得べき場所は必ず集會を開く爲めに使用し得へしとの假定を爲すものあり。此の假定は妄想なり國道を閉塞するの群衆は恐くは通俗の意義に於てのみならず、法律上の意義に於



ても一の公利妨害たるへし。何となれば通常臣民が法律に據て許されたる方法を以て其場所を使用するの権利を妨害すればなり。國道は公衆の用に供したるに相違なしと雖も通行の爲めに之を使用せざるへからず。故に適法の使用法が政治家の國道を公會所に使用するを許さると恰も俳優の國道を變して街路戲場と爲すを許さるるか如し。何の目的に出るを問はず、街路に集合するの群衆及び群衆を集合せしめたるものは、公利妨害を作為するなり。自己の欲するだけの人員を以て集り、其の欲するだけの時間、同等の権利を有する他人の妨害を顧みず、集會し居らんと欲する者の要求は、其性質に於て既に自由通行の権利と兩立せず且つ吾人の確め得る限内に於ては古來之を辯護するの根據あらざるなり。公衆は共用地に於てすら集會を開くの権利を構成すること能はざるなり。公開の場所に於ける公會の権利に關する妄想の根底は畢竟法律は政治上の論議若くは騷擾の爲めに開く集會を庇護すとの世俗の觀念と、法律は一の権利を許すときは之を施行するの方便をも給するものなりてふ臆斷との結合に在るなり。此觀念程根據なきものはあらざるなり。英國法律は政治上の集會を庇護すること音樂會

を庇護するに優ることなく、吾人が演説を聴くの権利を有するは恰かも音樂を聴き菓子麩包を食ふの権利を有するか如し。然れども孰れの権利も所有地侵入公利妨害盜偷等を防ぐの法律を守りて之を施行せざるへからざるなり。

人或は言はん已上の如く論すれば公會所無きか爲め、幾萬の有爲の臣民をして、其政治上の意見を適法に吐露するの途を失はしむること有らんと。此の言眞なり。然れども法律家の眼よりは全く不適合なり。各人皆ボンチ(譯者曰く有名なる人形演戲の主人公の名なり)を観るの権利ありと雖も、觀覽料を受けて劇場に於てボンチを演ずるときは、其の要する所の金員を出すこと能はざる人は彼を觀ることを得ざるなり。何人も音樂を聴くの権利あり。然れども若し公利妨害を作為することなく音樂會を開くべき場所を得るときは數千の良民皆音樂を聴くの権利を棄てざるを得ざるなり。人皆自己の宗風に從て天帝を拜するの権利を有す。然れども若し其寺區内の地主等がウエスレイ派(Wesleyan)の禮拜堂敷地に充つべき土地を供することを拒むことあらんには區民は美以美教會の禮拜堂に出席するの權を棄てざるを得ざるべきなり。



## 第二違法集會なる名稱の意義如何

違法集會なる語は其の目的の違法なる集會を謂ふにわらず。例へば五人の詐偽師詐偽を企て、讒誣を構成し、銀行紙幣を偽造し、又は偽誓を作為する爲めに、一室に會するときは則ち違法の目的を以て集會するものなり。然りと雖も、違法集會を構成するものとは殆んど謂ふへからざるなり。違法集會なる語は、英國法律に於ては一の術語にして多少定限されたる意義を有し、古來諸大家か之に附したる定義は多少明否の度を異にせり。然れども其の定義の互に相異なる所は、主として其の實質にわらずして、言語の上に存するなり。乍去定義の互に相異なることは、二様の點に於て注意を要するなり。第一に此等の異同は、一の集會を違法たらしむるの事情は、古來未だ絶對的に決定せられざること及び違法集會の必要なる性質に關する重大なる疑問は今に争議の中點に在りて一定せざることとを證し、第二に公會の權利を律するの規程は司法的立法の結果なることと裁判官の造れる法律は又裁判官之を育成することあるべき事、并に法律家若し一の集會に就き其の性質を決定せんと欲せば、諸判決例の言辭及び旨趣を鄭重に考查せざるへからざる

ことを示すに足るなり。

違法集會の普通にして著明なる性質は(如何に定義を下すも)誠實に大家の諸説を攻究する人には明瞭なり。違法集會は治安妨害を犯さんと企て又は實に之を犯し、又は他人をして其集會か之を犯すならんとの合理なる恐懼を抱かしむる數人の集會なり。此の治安妨害の實行又は威嚇は言はゞ違法集會なる語の表示する主腦的本性若くは「本質」なり。然れども世に容られたる諸説、若くは定義、又はサー、ジエームス、ステイウン(Sir James Stephen)氏法律集覽及び刑法典委員の造れる刑法典草案中に掲ぐる信據すべき諸説を鄭重に査覈すれば、違法集會の多少明確なる定義を造ることを得へし。

吾人は違法集會に定義を附して、違法集會なる者は左の各項に當る者三名以上の集會なりと言ふことを得へし。

- (一)治安妨害を犯す爲めに集會し、又は集會したる際に之を犯す者、又は
- (二)公然の暴力を以て罪を犯すの目的を以て集會する者、又は
- (三)公然と違法とを問はず共同の目的を以て集會地近隣の剛毅勇敢なる者をし



て集會の爲めに治安を妨害する、の恐を合理的に抱かしむる者、

〔四〕國王の臣民間に不満を鼓舞し、法律に據て立つ所の國の憲法及び政府を輕蔑し、其他一般に違法の謀反を舉行し、又は舉行するの準備を爲すの企圖を以て集會する者<sup>(イ)</sup>

(イ)此の定義中「の印中に在る部分は英國に於ては尙ほ疑問に屬するものと解せざるを得ず

尙ほ吾人は左の數項に注意するを要す。

一、一の集會治安を亂すか或は近隣の道理に通ずる人をして其の集會の爲めに治安を妨害さるべしとの恐怖心を抱かしむるときは其の集會は違法會合なり。

是の故に一の集會が果して違法なるや否を決定するには先づ其集會の催されたるとき公衆の感情參集する人員、集合の方法(例之集會者の武器を携帶するや否)集會の場所(例之其集會場は公開の共用地なるか又は人口多き都會の雜沓地なるや等)其他種々の事情を考査せざるへからず。

二、集會は其會合の目的合法なるの故を以て必しも合法集會なりとは言ひ難し。

在監人の解放を請願する爲め、又は繩躍を觀んか爲めに集まりたる群集は共に其目的合法なるも其の集會の違法なることあり、若くは違法集會に變すること容易なり。十萬の大衆か集會するが如き其目的の合法なると不合法なるとは或は治安破壊に關する恐怖の合理不合理には關係すること有らんも、單に其目的の合法なることは以て其集會の合法なるの理由とは爲すへからざるなり。

三、違法の目的の爲にする集會も既に示したる如く必しも違法集會にはあらざるなり。

集會の性質を定むる標準は其の集會か違法なる力を使用せんとするの意ありや否又は他人をして其の集會か違法の力を使用するならん——即ち女皇の治安破壊さるへし——との合理の恐怖心を懷かしむるや否に在るなり。

四、吾人は内亂を煽動し國民階級間の不和を煽動し、又は英國の憲法を侮辱せんとするの目的を有する集會は一見違法集會なり、且つ公共性の違法共謀を鼓動助長する集會も、縦合ひ直接に治安を脅すことなきも亦違法集會なりとの説を提起するを得べき幾分の根據有なり。



然れども此の事に就ては俄かに斷言せずして今提起したる點の英國裁判所に於て明瞭となるまでは判定未決に附し置くを安全なりとす。其目的獨り犯罪的なるのみならず又若し之を實行せば治安妨害を助長するか如き集會は違法の集會なりと云ふもの或は眞に近からんか。

五體かに尙ほ疑問の判定を要するもの二あり。

集會其物は全く平穩なるも將來國家の治安を亂すべしとの合理的恐怖心を鼓動すること、例之政黨の主領輩か一の集會に於て合理的に其閉會後内亂を煽動すべしと思はるゝ如き言語を以て演説を爲したるときの場合の集會は是の故を以て違法集會と謂ふべきや。

之に對する答は疑に屬して未だ決答を得ず。

又集會に違法の性質を與ふべき治安妨害若くは其恐は必ず其集會の會員の作爲に係るを要するや。

此に對し英蘭に於ける一の判決例は然りと答へたり。一の集會が其の會を惡む者をして治安を妨害せしむるに至るも此の故を以て其會合は違法なりと謂ふべ

からざるなり。例之無知にして激昂したる多數羅馬教徒の住する地に於て懺悔所又は聖徒拜崇を攻撃する爲めに一體の新教徒の催す集會は人皆其結果の必ず騷擾殺伐に終るを知ると雖も尙ほ違法集會にはあらざるなり。然れども英蘭裁判所に劣らざる普通法の闡明者たる愛蘭裁判所は此の見解に同意を表せず、且つ常識も亦或は現今英國の王室裁判廷クインスペンチの採る主義に同意せざるべし。此の點に就ても復た學者其の判斷を未定に爲し置く方良からん。

第三違法集會を處する國王及び其の臣僚の權利は如何

一、凡そ違法集會に參與する者は輕罪を犯す者なり。故に國王は其の犯罪に就き之を公訴することを得。

或る集會の現場に在る一人甲か其れが爲めに違法集會に參與するの罪を犯したる者となるや否は常に事實の問題に屬するなり。

甲は縦ひ其の現場に在るも集會員にあらざることあるべし。或は偶然其場に居合すことあるべく、其會の性質を知らざることあるべく、衆人元と合法の目的を以て會合したる場合もあるべく、武器を持出し又は騷擾を惹き起す等其集會をして



違法ならしむる事態の開會後に顯はれ甲の全く之に關せざることもあるべきなり。是に於てか國務尙書又は保安官等の發する其の集會は犯罪の目的を以て開かるゝ者なりとの告示を大切なりとす。其告示布令を讀みたる後出席する者は自ら危険を招くなり而して若し實際其の集會果して違法集會なるときは甲は其性質を知らずとの事實を以て集會に參與したる罪を抗辯するに足らざるなり。」

二、保安官警察官及び凡て國王の臣民は單に違法集會を解散するを得るのみならず、又實に若し必要あらば強制力を用ても之を解散するの義務あり。故に彼等は騷擾の起るまで又は暴動條例の讀まれたる後まで待たざるを得ずと假想するは大に誤まれり。此妄想の一般に行はれたる者實にゴードン暴動 (Gordon Riots) の際倫敦をして數日間暴民の手中に陥らしめたるの原因なり。違法的に集會したる群民を解散する方法、及び之が爲め正當に使用さるべき強制力の程度は事情に隨て一樣ならざるなり。

三、若し一の集會變して暴徒となるとき——即ち暴行を爲して治安を害するとき——は保安官は十二名以上の者が不法に暴動的に集合し以て公共の治安を妨害

すとの報告を受け俗に「暴動條例の朗讀」と稱する短き令達を發すべきなり。其の結果第一、十二名以上の暴徒は保安官が暴動條例の令達を發したる後一時間内に解散せざるときは重罪を以て論せらるべく、第二保安官及び其の部下は彼の一時間を超れば暴徒を逮捕し其の目的に必要なだけの強制力を用て其の集會を解散することを得べく、且つ之れを解散するに當りて暴徒に創傷を加へ又は之を死に致すも總て其責を免かるゝことを得べし。之を要するに保安官は暴動條例に據て前記の布告を讀み一時間を経て軍隊及び警吏に照會して暴徒に發砲し又は抜刀して之を撃たしむるの權を有するなり。爰に特に注意すべきは暴動條例を以て保安官に與へられたる暴民を處するの諸權利は決して普通法の保安官及び各臣民に與ふる治安妨害を防止し及び違法集會を解散するの權利を害することなし。

(イ) 本論第八章(二九四頁)参照

第四適法の集會か強制力を以て干渉され又は解散されるとき其の參列者の有すべき權利は如何



若し夫れ救世軍が其集會するの權利ある場合例之所有主か彼等の用に供したる公開の土地に於て、且つ適法の目的を以て、即ち説教を聽聞する爲めに、集會するに當り、其の會合を違法なるものと思惟し強制力を以て之を解散せんと試み又は之を解散することあらんか、斯る場合に於て説教を聽かんとして來りたる救世軍會員の權利は如何今や之を具象形と爲して左に研究せん。

適法集會を解散せんとする行爲は其の成否を問はず會合したる甲乙丙等の各人に對する多少の暴行を含めり。斯る集會を解散せんとして其の會員を侵害したるより起れる加害は既に示したる如く其會——法律上集合性の權利を有せざる團體——に對する加害にあらずして或は押し退けられ、或は衝き退けられ、或は打たる、等總て侵襲を受けたる甲乙又は丙なる一個人に對する加害なりとす。故に此の問題の實質は集會の一員たる甲が違法に襲撃されたるべきの權利如何に歸着するなり。而して此問題は又互に相異りたる、且つ之を明確ならしむる爲め町重に分離し置くを要する二團の問題を含むなり。

第一襲撃の爲めに甲か被ふりたる加害に對する救治法は如何

之に答ふること容易なり。甲は加害者に向て私訴若くは(一)の制限を除き(二)公訴を起すことを得。而して加害者は其官吏なると兵士なると警視官なると保安官なると警察官なると又は一個の暴漢なるとを問はず甲に對する襲撃に就て責任を有するなり。且つ若し甲殺害せらるゝときは之を殺害したる一人若くは數人は、情況に依り謀殺若くは故殺を以て公訴せらるへし。

甲の權利若くは(同一)の事を他の視點より云ふに過ぎざれども(甲)を襲撃する者の義務に關する前節の叙述には一の制限を附して解せざるを得ざるなり。そは兵士(巡查亦或は然らん)か其上官の命に依り(甲)を逮捕し又は甲に向て發砲するか如き素と不法にあらざる行爲にして而かも兵士の分として判断すへからざる事情の爲め例之其集會か法律上違法ならざりし故を以て、又は命令を下したる上官か其職權利を超へたるの故を以て不法と爲る行爲を爲したるとき其兵士の義務の種類及び範圍に就ては頗る疑問あるなり。

ウキルス (Wiles) 曰く「予は夫の上官の命令は如何なる程度まで其の部下の行爲の辨解と成るべきやと云へる難問を決定するの機に遭遇せざらんことを望む。



予にして若し此の問題を決するの運に遭遇せば予は多分上官の命令は實際交戦の時に於ては敵國人民に對しては勿論——其命令が法律上之を下すことを得ざるか如き性質のものにあらざれば英國出生の臣民に對しても其部下の行爲を辨解するの理由と爲すに足るへしとの説を持するならん。然れども上官の——必然又は明瞭に違法ならざる——命令に依り行動する士官若くは兵士の行爲は其上官の命令に出つるとの理由を以て辯護するを得へしとの説更に穩當なるを信するなり』云。

其論は最も考慮を費したる判決よりも價值あるウキルスが提起したる此説を一批評家の非議したるは寧ろ疎慮たるを免かれざるなり。且つシャステイスウキルス氏 (Mr. Justice Willes) の語は極めて有理なる一原則を叙せり。若し此の原則を許容せざるときは背理不正なる結果を生すへし。則ち各兵士は劇戦の瞬間に於て法律上の難問の老練なる法律家すら長く熟考するも尙ほ決するに苦むか如きものを決定することを要せられ又暴動鎮制に參かるべきことを上官に命せられたる兵卒は若し其命に背かは軍法裁判所の命令に依り銃殺せられ若し其命を奉

すれば通常裁判官の宣告に依り絞殺せらるゝの危険を履まざるを得ざるなり。爰に特に注意せざるへからざるは刑法典委員も賛成するシャステイスウキルス氏の説は刑法上の責務にのみ適合すべきこと明かなるの一事なり。充分なる合法なる辨解の理由なくして甲を襲撃若くは逮捕するものは縦ひ上官の命令に依て之を爲すも凡て民法上の責務を免かるゝを得ず。

第二如何なる程度まで甲は總ての襲撃者に對し強力を以て其の適法に公會に列するの權利即ち換言すれば其合法に立ち居り得る場所——例之所有主か甲の用に供したる土地——に適法なる目的——例之救世軍主領の演説を聽くか如き目的——を以て立ち居るの權利を主張し得べきや。

此の問題の正解を得んと欲せば吾人は正當防衛の權利を律する諸原則を記憶し且つ法律上の權能なくして救世軍の集會を解散せんとすることの起り得べき種々の場合如何を攻究するを要す。集會即ち換言すれば甲某に對する襲撃は純粹なる不正者の爲めに加へらるゝか將た誤解ながら適法の權利を施行し若くは法律上の義務を盡しつゝありと自信する者の爲めに加へらるゝかの二途なり。今



此二個の場合を各別に査覈せん。

吾人は第一に救世軍の會員及び其一員なる甲か所謂骸骨軍其他暴民の爲めに襲撃せられたることを假定し、且つ襲撃の目的單に其集會を解散するに在り隨て甲及び其他の出席員にして若し離散すれば其生命身軀に損害を受くるの危険なきことを假定すへし。

讀者は見るへし此場合に於て甲及び其會友は適法に其位地を固守し單に其現に在る場所に在留するの權利を主張するに相當すべき丈の適度の強力を用ひ得べきことを甲及び其會友は又骸骨軍の各個の會員に對し治安妨害の告訴を爲すを得へし。然れども暴民の數巨多にして其救世軍會員を襲撃するの切迫なる該會員銃砲其他の武器を用るにあらざれば其位地を保つこと能はさるとあるへし。此の如き場合には武器を使用するか如き強制力を用ることは一方より見れば必要なり、何となれば救世軍會員は之を使用するにあらざれば其集會を開くことを得されはなり。果して然らば此強制力使用は適法なりや甲及び其會友に最も利益にして且つ有力なる辨解は彼等の其敵手に對して發砲したるは一の治安破壊

を防遏せんか爲なりと云ふに在り。然れども畢竟斯る場合に銃砲若くは他の武器を以て集會の權利を主張するは法律の正當と認めざる所なるや疑なし。不法襲撃に對し自己防衛の爲めに極端なる強制力を使用すること襲撃を受けたる者か出來得べき丈け退却したる後にあらざれば法律上正當ならずとの原則は單獨に甲なる者に適合すると全く同様に甲乙丙丁等に適用すべきなり。爰に假定したる場合に於ては救世軍會員は各自皆其格段なる土地に立つの權利を防禦するものにて其生命を防禦するにあらざるなり。

次に救世軍を降散せんとする者骸骨軍にあらすして巡查なりとし其巡查は内務尙書か下せる救世軍の集會を禁すへしとの訓令は該會の集會を違法たらしむるものなりと誤解なから誠實に信したる保安官の命令に據て處分したりと假定せよ。

此の場合に於て警察官は明かに不正なり。甲乙又は丙を襲撃したる巡查は法律の認めて正と爲さざる處置を爲すものなり。且つ警察官か國王の臣所として其職務と信する所を施行する爲めに行動したりとの單純なる事實か甲に其集會を



脱去するの義務を負はしむるものなりと主張するとも亦容易ならざるなり。然れども巡査の位地と純粹なる通常不正者の位地と相異なる重要な二點あり乙なる巡査甲に立去らんことを命し強て立去らしむるも甲の生命身軀を危険ならしむることなし。何となれば甲は若し彼れ其會場を去れば更に苦しめらるることなく又若し平穩に逮捕せらるゝも一時監禁せらるゝと保安官の面前に招喚せられて法律に據て自己の權利を處斷せらるゝの外別に危険煩累なきを確知し居ればなり。且つ巡査乙は甲をして乙の甲か立ち居るの權利なしと信する場所より退去せしむる假定の權利を主張するものにして甲乙間の法律に關する争論に過ぎず事態斯くの如くなるか故に甲丙丁等の會員は單に防禦の位地に立ち乙其他の巡査の身軀に重害を負はしめずして留り得る間は其の場所に在るの權利を有するものなれば敢て強力を用ふるの要なしと論するを得べきなり。去ながら實際左り勝なるか如く多數警官の壓制を被りて救世軍會員棍棒、刀劍、拳銃等の武器を使用するにあらざれば其集會を繼續すること能はざる場合ありと假定せよ。此場合に於ても救世軍會員は此の種の強制力を使用するの權利を有せざる

や明かなり。甲及び其會友は生命危険の位地に立たざるなり而して甲等の格段なる場所に立つの權利を保守する爲めに巡査を殺害するは甲に與へられ、甲が卻けんとする損害に全く輕重の比敵せざる損害を巡査に加ふるものなり。故に甲若し乙を刺し又は打暈すれば何れの原則に據るも正當防衛の權利を主張するを得す。且つ既に言へる如く甲乙は互に法律上の權利に關する意見を異にするものにして是れ武器を以て決すべき事にあらすして訴訟を以て決定せざるを得ざる事項に屬す。

且つ右に擧げたる假定的場合は巡査の爲めには最も不利益なるものにして巡査は結局の適法集會たる集會を妨害しなからも通常の襲撃者より遙かに優りたる位地に立つべき場合あり。巡査は上官の命令に依り救世軍會員の使用せんとする土地を之に先て占領し餘地を残さゝることをも爲し得へし。此の場合には救世軍會員漸々其場所に到達するに際し其集會に用ひ得べき場所なきを發見し強力殊に極端の強力を用ふるにあらざれば巡査を逐退くることを得ざるなり。然るに救世軍會員は此の強力を用ふることを得ず若し之を用ふれば自己防衛の跡



なくして單に土地の格段なる部分を占領せんか爲めに暴力を用ふるものなり。斯る場合に至れば彼等の採るべき唯一の途は裁判所に於ける訴訟に依て自己の權利を辯護するに在り。

正當の權能を具へずして警官の施さんとする逮捕に對して強力を以て反抗するは如何なる程度までは法律上正當なるべきやの疑問に關する古き裁判例は今攻究中の問題を説明するには左まで用を爲さざるなり。何となれば此等の裁判事件に於て審議したる事項は多く甲某の警官に對する反抗の正否にあらすして其反抗の謀殺なりしか又は單に故殺に止まりしかに在るもの、如く見ゆればなり。乍去稍や近時の判決例中公會員が強力を以て其解散處分に抵抗するの權利に關するもの一二有り。此等の判決例は畢竟之を正當に解釋すれば前既に概括なる原則より推論し來りたる所と兩立せざるものにあらず。女皇對ヒューレット事件 (Reg. V. Hewlett) に於て提出されたる嚴正なる自己防衛の爲めにあらざれば甲は一私人たる不正者乙に對してさへ重大の躰傷を蒙らしむへからすとの主義は最も價值あり。千八百三十三年の判決に係る國王對ファーセイ (Rex V. Fursey) 事件は

集會の權利に直接の關係あり。同年倫敦に於て開きたる一集會に於て甲なる者米國の國旗を持ち居りしを巡查乙なる者之を取り上げたり。是に於てか甲は乙を刺殺せり。尋て甲はジョージ一世九年法令第三十一號第十二章に據て公訴せられたり。而して此事件に就き裁判官は若し此集會が適法のものなりとせば乙は甲の旗を取り上ぐる權利なしと雖ども然れども猶甲は若し乙其負傷の爲めに死したらんには故殺若くは謀殺の責を免かれざりしならんとの説を持したるもの、如し。國王對ファーセイ事件と全く調和するものを近年の女皇對ハリソン事件 (Reg. V. Harrison) とす。此事件を審問したる裁判官の言詞なりとして新聞紙に極めて縮小して報せられたる者の中には或は批評を免かれざるもの有るへし。然れども被告の宣告中に含まれたる即ち一の暴漢たるもの巡查又は巡查を助くる良民を打暈打惱し以て或る格段なる街路を通行せんとする彼の所謂權利を主張することを得すとの主義は善良なる道理なると同時に亦善良なる法律なり。且つ拳銃又は棍棒を以て法律上の權利を主張せんとするの要求は時々其説を扶持する爲めに引用さるゝ二個の判決例も之を援助せざるなり。



其一是ピーテイ對ギルバンクス(Betty V. Gibbinks)事件なり。此の事件の示す所は單に合法集會は徒に他より暴漢の之を打散らさんと企てたるの故を以て違法の集會とは成らず。即ち之を約言すれば一の集會をして違法たらしむる所の治安妨害は其集會員の所爲ならざるへからずして其集會を妨げんとする不正者の所爲に出づる場合にわらすと云ふに止まれり。

其二是マクレナイン對ウワーターズ事件(McClenaghan v. Waters)なり此の事件は巡查其長官の命令に據るも合法の集會を解散する時は其職務を施行するものにわらず。故に集會員は巡查の反對あるに拘はらず其集會を繼續せんとを主張し得へしとの主義を提出するものと解釋し得へきや勿論なり。此主義の果して絶對的に正理なるや否は疑問に屬す。兎に角此主義たる凡そ人は其權利の施行を妨げんとする者に對し適度の強力を使用するも尙ほ其權利を施行し得へしと云ふより已上の意義を必しも有するものにわらず。然れどもマクレナイン對ウワーターズ事件は合法の集會員は其解散を防ぐ爲めに必要なる丈の強力を用ひ得へしと云へる事を決するにわらすして救世軍會員か夫の所謂公會の權利を棄てん

よりは寧ろ巡查を打惱するの行爲を正當視するものにわらざること明かなり。然れどもマクレナイン對ウワーターズ事件は適法の集會を解散せんとする處置を防ぐか爲めに巡查に對し穩當なる抵抗を爲すを以て正當と爲すの主義だも扶持するものなるやは疑問に屬す。該事件の判決はピーテイ對ギルバンクス事件に依違するを期したり。故に裁判所か故らに彼の裁判例に含れたる原則已外に涉りたりとは解すへからざるなり。且つマクレナイン對ウワーターズ事件に就き裁判所の決すへき疑問は「控訴人(救世軍會員)の爲に襲撃せらるゝ時に當り巡查は法律上正當に彼等の行列を禁止するを得たりしや否や」即ち他語以て之を言へば救世軍會員の集會は適法なる集會なりしや否やに在りしなり。ピーテイ對ギルバンクス事件の前例あれば此疑問に對しては唯一の答あるのみ。而して裁判所は此答を附し「控訴人等か行列に加はりしは單に嚴正なる合法行爲を爲せしものなり、且つ此行爲か他人をして違法たるへき行爲を爲さしむへき傾向ありしと信したりとの事實は以て之に對する干渉を正當と爲すの理由とするに足らず」と議決したり。裁判所か之より已上の事を判決したりや否やは少くとも吾人之



を疑はざるを得ず。且つ若し或る論者の言ふ如く裁判所か巡査に對して控訴人の爲したる反抗を以て適法なりと判決したるものとすれば此の判決は其の非の最も少なるものと云ふもハリソンが犯せし如き行爲を罰するに苛酷なる刑を以てすること、兩立せざるものにあらざるなり。

乍去何人も反對者に對して一個の權利を強行すること、其施行に反對する者に對する不正當なる襲撃との間の境界は甚だ精密にして容易に決すべからざること及び適法なる集會員か之を解散せんとする者に對して爲し得べき抵抗の程度に就ては緻密なる疑問の今に決定せざるもの多きを疑ふべからざるなり。今後公會の權利を譲らんより寧ろ巡査を殺害若くは傷害する愛國者又は暴漢は探理的視點より見れば貴重なる法律上の試験とも稱すべく法律家には最も趣味ある結果を生すべき望ある試験を爲すものなり。然れども此の試験は之を行ふ者の行爲の程度に依り其自由若くは生命を犠牲にするに終るべきこと殆んど明かなり。

### 其五 違憲法律の意義

「憲法なる語は之を一個の法律に適用するときはその違ふ所の憲法の性質に依て相異なる少くとも三個の意義を有す。」

(一) 此語は之を一の英國國會の法令に適用するときには單に其法令例之千八百六十九年の愛蘭教會條例の如き法令か論者の意見に依れば英國憲法の精神に反すとの意義を有して其法令は法律の違反なり、又は無効なりとの謂にあらざるなり。

(二) 此語は之を佛國國會の發したる法律に適用するときには其法律例之大統領の任期を延長する如き法律は憲法の條項に反すとの意義を有し、必しも其法律は無効なるの謂にあらざるなり何となれば佛國の法廷か一の法律か違憲なるの故を以て之か實行を拒むことを必ずべからざればなり。此の語は佛人の之を用ふるときは必しも然るにはあらざれども概ね誹議の意を含むか如し。

(三) 此語は之を米國國會の法令に適用するときには單に其法令は國會の權限を越ゆるものなり。故に無効なりとの意義を有す此の場合に於ては必しも何等誹議の意を含まず。米國人は一の國會法令を目して善良なる法律即ち其の意見に依れば國を利するの法律なれども此法律は不幸にも「違憲なり」之を詳言すれば越權に



して無効なりと矛盾無く言ふことを得べきなり。

四〇六

英國憲法論 完

英國憲法



# 英國憲法目次

## 上編 法立部

第一章	總論	一頁
第二章	國會の集會	八
第三章	庶民院議員たるの資格	二八
第四章	庶民院議員の撰舉人	四〇
第五章	庶民院議員撰舉の方法	四七
第六章	庶民院の特權	五八
第七章	貴族院の組織及特權	八八
第八章	立法の手續	一一二
第九章	國會に於ける王室	一四〇
第十章	國會の司法權	一五〇

## 下編 行政部

英國憲法 目録



第一章	君主	一六二
第二章	内閣	一七四
第三章	行政各部	二〇八
第四章	司法制度	二九五

英國憲法目次終

英國憲法

上篇 立法部

高田早苗講述

第一章 總論

英國憲法を講述するに當り第一に訴へ置くを要するは之を明瞭に講説するの困難なること是れなり。ダイシー其著書の中に述べて曰く『英國憲法の曖昧模糊なるとは却て其特種の味なるへしと雖とも英國憲法を研究する者の身に取りては佛蘭西白耳義若くは合衆國の如き成典憲法を有するの幸福を得たる國の學者を羨むべき道理は必ずや之れあるべし。是等の國の憲法の個條は印刷したる公文の中に存し、人民皆之を知り、字を知る者、皆之を研究するを得るなり。彼の不成典憲法の利益は措て問はず、其個條を説明するの任に當れる講師は其不成典なるが爲めの特別の困難を感せざるを得ず』云々と。英國憲法を講説するの困難は實にダイシーの説の如し、若し余にして米國の憲法を講するの任に當らんか、其苦は英國の憲法を講するよりも遙に少なかるべし。米國の憲法を講説せんと欲せば、文



法の規則と米國法律の智識と米國の歴史及び判決例等を以て指南とせば足れり。彼のストリー若くはケントの如き有名なる憲法學者か米國憲法を講説するに當りても亦是等を指南と爲せるに過ぎず。之に反して英國の憲法は恰も八幡知らずの如し、殊に明文と實際との差違の如きは人をして五里霧中に彷徨せしむるに足る者あらん。人若しブラックストーンを繙きて英國憲法に通したりと爲し、而して英國憲法實際の働を見は忽にして自家の満足を毀ふへし。若しスチーブンの註釋を讀みて英國憲法の實際と比照せんか、疑團忽にして起るべきなり。然れども英國憲法は是非に講究せざるへからずして、他の憲法に先達ちて研究するの必要あり。何となれば英國の憲法は他國の憲法の標準なればなり、先祖なればなり。憲法學者の金科玉條として貴重するものなればなり。諸君か日本憲法を研究するの参考としても亦今日勉めて之を講究し置かざるへからず。近年英國憲法に關する二三の名著述英國に於て出版されたり、而して其中アンソンの著せる「憲法の法律及び習慣」最も参考に適せり、故に余は専らこの書に憑り、其の他の著述を参考し、成るべく明晰なる講説をなさんと欲す。

英國憲法が如何にして成立せるやを研究するは容易の業にあらす。ドクトル、スタブスは曰く「現在の根據は深く過去に蟠る」(The roots of the Present lie deep in the Past)と。英國の憲法が如何にして成立せるかを知らんとするには、英國憲法の沿革を研究せざるへからず乃ち英國の憲法史を研究せざるへからず。然れども憲法史は一大課目なれば別に之を講すべし。抑も英國の憲法なるもの何人か作りたりとて其人を指し示すべきにあらす。多くの星霜を経るの間に不知不識發達したるものなり。而して其發達も特に人工を加へて改造したるにあらす、常に修繕を爲しつゝ發達せしめたるなり。

佛國のトクビルは英國の憲法は成立せず(The English Constitution does not exist)と云へり。其漸次變更せるか故に成立せざるか如き觀あれども其變更は修繕を加へたるが爲にして大體は傳來のものに異なることなし。即ち數回の修繕の爲め家の體裁は少しく崩れたりと雖も間取便利となり他所に轉居も爲し兼ねると云ふは英國憲法現在の有様なり。

英國の憲法は理論と實際と相異なる點多し、是を以て吾人か之を研究するにも實



際に注意して明文に欺かれざらんとを要す。今一二の例を擧げん、先づ立法の事より云はんは、明文に依れば英國の立法は國會に於ける王室(The Crown in Parliament)これを爲すと云へり。之を解釋すれば、女皇が貴族と庶民を召集して立法を爲す、即ち女皇が立法の主任者にて貴族庶民に相談し其承諾を得て法律を作る次第なり。然れども實際を云へば、女皇貴族庶民の中にも最も立法に權力あるは庶民なり。總て財政の事に關する議案の如きは庶民が發議の權を有ち、又監督の權を有つ、又他の立法に關しても最も勢力あるは庶民なり。王室は如何と云ふにヘンリ一六世の時以來自ら主として法律を制定するの權を失ひ、貴族庶民が制定したるものを可否するの權力だけを有せり。女皇アンの時即ち今を距る百七十年前よりして可否も尙爲さず。庶民院を通過し貴族院を通過したるものは無論之を裁可することゝなれり。又行政の方を觀ても明文と實際との相違は甚た著し。又行政は會議に於ての王室(The Crown in Council)これを爲すと云へり、之は女王が行政會議に列する所の大臣を召して之に顧問し政治を爲すと云ふとなり。然るに實際を云へば女王は自ら行政の事に干渉せず所謂君主無責任、大臣責任と云ふ事

行政の上に行はれ、政治は總て總理大臣責を帶ふることゝなれり。又行政の局に當る諸大臣の如きも明文にて云へば、君主之を命じて君主の欲する時のみ在职せしむることなるも實際より云へば、儀式上君主の任命すること勿論なるも、間接には國會の多數が撰出するものなり。又明文の上にて云へば諸大臣は國會議員を兼ねざるも可なりと雖も實際は之を兼ね又兼ねざるへからず。

此の如く(文)と實際とは著しき相違あり。何故に斯る著しき相違を生したるか、と云ふに憲法が自然に發達したるか爲めなり。委しく云へば此の如く明文と實際との差を生したる原因に二種あり、第一は英國の憲法が所謂不成典憲法なるか故なり。尤も明文と實際との相違を生するは必ずしも不成典憲法を有する國のみには限らず、北米合衆國の如く成典憲法の國にても、今日に於ては此相違の甚しきものあり。其一例を擧れば大統領撰擧の如き是れなり。北米合衆國の大統領撰擧は復撰擧なり、即ち各州の人民が大統領撰擧者を撰擧し、此撰擧者をして更に大統領を撰擧せしむるの法なり。彼のアレキサンデル、ハミルトンを始めとして當時米國憲法を制定したる人々の考には、人民をして直接に大統領を撰擧せしめ



なは或は其當を得ざるの恐れあらん、之を複撰にし優れたる眼を以て撰定せしむるに若かすと思へり。即ち大統領撰擧者をして獨立の判斷を爲さしむるの精神なりしに相違なし。然るに今日の實際の有様は余はブラヤンを撰ふへし或は余はマツキンリーを擧ぐへしと明言せされば、人民は其人を大統領撰擧者と爲さず。此有様に由て見る時は今日の大統領撰擧者は人民か大統領を指名する爲めの使者たるに外ならず。決して獨立の判斷を爲す者にあらざるなり。因是觀之今日に於ける大統領撰擧者の地位と憲法制定者の意とは大に懸隔あるにあらすや。右の如く不成典憲法の國に於て尙ほ明文と實際との差を生ずるが故に、不成典憲法の國に於て明瞭なる成典なき爲めに其差を生ずること一層甚しきは怪しむに足らず。次に第二の原因は如何と云ふに、英國に於ては國會に於ける王室か主權者なり、即ち國會か最上權を握るか故に特に明文と實際との差を生し易しと謂はざる可らず。成典憲法の行はるゝ米國の如き憲法其物か最上なるが故にこれに齟齬したる立法は容易に爲すを得ず。是を以て其明文と實際と異ると尠しと雖も之に反して、英國の如く國會に無上の權力あり且つ傍に標準とすへき成典なき

國に於ては勢ひ差違を生ずるを免れず。以上の二理由あるが故に英國憲法の實際と相異なることあるは勢ひ已を得ざるなり。



## 第二章 國會の集會

八

英國憲法を講ずるに當り先づ立法部の事を論じ次に行政部に及すべし。而して立法部の事を論ずるに當て第一に知るを要するは立法に干係するもの果して誰々なりやと云ふ問題はなり。英國の立法は王貴族及び庶民之を爲すと雖とも名義上より云ふときは主として立法の事に當るものは王室にして貴族及び庶民は之に對し意見を述べ承諾を興るに過ぎず故に如何なる法律と雖とも其冒頭に左の文を掲げざるはなし。

『此國會に集りたる高僧貴族及び庶民の意見に従ひ其承諾を經且其保證に依りて女皇陛下は以下の如く制定されたり』。

法律制定の實際の手續及び王室と立法との關係の如きは後段に於て説明すべし。立法部の権力大なることは其組織と立法の手續とを説明する後に於て見るを以て順序なりとす。故に此處にては法律は國會の制定する所のものなり國會を組織する二院及び王室の同意に由りて制定せらるゝものなりと云ふことを述ふるを以て足れりとす。

余輩は次に國會に召集せらるゝものは誰なりや如何なる目的の爲に召集せらるゝか如何なる方法に由りて召集せらるゝか其職務の手續は如何其解散の方法は如何等を講述せざるへからず。而して之れを講述したる後余輩は國會の職務の何たるを發見すへし即ち國會なるものは單に立法の爲にのみ召集せらるゝにあらず總て公益に關する事を審議し大臣の行爲を批評し政略の大體に付て王室に建白し政治上の大罪人を審判する等種々の職務あるを悟るへし。然れども余輩の特に此に研究せんとするは國會の法律上の組織其議員及び各院の法律上の權利王室と共に立法を爲すに付ての其權力等是れなり。公益の事に關し審議する權利大臣の行爲を批評する權利等も亦憲法中の事項なるを以て國會の特權を論ずると共に説明するを必要とす。然れども先第一着に國會に召集せらるゝ者は誰なるやを説明せざるへからず。

國會に召集せらるゝものは誰なるやを説明するに付ては少しく歴史に溯るの必要あり何となれば各時代に於ける變遷の一般を知らずんば今日の實際を解し難きの虞われはなり。然れ共之を爲すに當て遠く遼孫時代の賢人集會若くはノル



マン大會議の時代に遡るを要せず。中央に來りて事を議するか爲に各地方の人士を集めたる手續は、千二百十五年に發布されたる大憲章の中に記載しあるもの最も古きか如くなれば先づ之を述べて其後の沿革を畧陳すへし。大憲章の第十二條に曰「スキューテージ及びエイド(租税)は王が廢はれたる時王の身體を償ふか、皇太子加冠するか皇長女始て嫁婚するときの外は一切國民の熟議を経たる後に非されは課するを得ず」と。又其第十四條に曰「スキューテージ及びエイドを課せんか爲め國民の會議を開くに當り、王は各別の召集狀を以て大僧正、僧正、アール及び大バロンを召し、一般の召集狀をシェリフ(地方官)に別ちバロン以下の直隸受領者を集むへし、集會の時日は四十日以前に報告すへく、召集狀には必ず召集の理由を記載すへし、但し當日出席したる者の決議は欠席したる者をして遵奉せしむるの効力あるものとす」云々と。之に由て見るときは當時已に課税の爲に人を召集する事あり、且つ貴族及び庶民の差別既に萌芽を現はしたるか如しと雖ども之と後の國會とを比較するときは大に異りたる所あり。即ち此召集法は代議制度ならず且つ單に課税の爲に召集するものにして、政治の大體に關し王に意見を述ふるか爲に召集せ

られたるものにあらず。蓋し大憲章發布の年貴族が王に抗するか爲に會議を開きたるに當り、各州をして四人の代議士を出たし之に參せしめたるにのみならず、州の會議に於ては是より以前既に代議制度行はれたりと雖ども大憲章の定めたる召集法は封建制度の下に於ける直隸受領者を集むるか爲に召集狀を發するが爲のものなるに外ならざるなり。千二百五十四年ヘンリー三世ガスコネーに赴き不在なりし時に際し、攝政は各州に令して四人の代議士を出さしめ、各ダイアシース(宗教上の區畫)より僧侶の代議士を出さしめたることあり。其後有名なサイモン、ド、モントフォルトは始めて各都府をして代議士を出さしめたりと雖も國會召集の法完全なるに至りたるは、千二百九十五年エドワード一世が彼の後世模範國會と稱する國會を召集したる時に在り。此國會を開くに當て僧貴族、俗貴族、僧侶及び州と都府との代議士始て召集せられたり。此時より以後今に至る迄英國の國會は僧侶、貴族及び庶民を召集して政を議するの所なりと雖ども實際に於て其以後又多少の變遷なきにあらず。即ち彼の僧侶は俗人と共に召集せられて課税の事を議するを好まず。其初めに於ては特に自ら會議を開き課税の事



を論したりと雖も後に至りては遂に之れをも爲さず今日に至りては僧侶別に代議士を出すことなく庶民と貴族とが議決したる租税を甘んじて拂ふことゝなれり。然れども今日に於ても彼の僧貴族は貴族院議員として國會に列なるものたるを知らざる可らず。以上述ふる處によりて之を見れば英國の國會は貴族僧侶及び庶民の三種族召集せらるゝものたるを知るを得へし然れども是れ名義上の事にして實際に於ては僧侶國會に出るを好まず遂に貴族及び庶民の二種族召集せられて國會に列席することなれるなり。

次に議員召集の目的を述べし。往時王の議員を召集するや其目的二つありしなり。其一は租税を得んか爲めにして其二は王の施さんとする政略に關し國民同意なるや否やを慥かめんか爲めなり。故に當時王は各州のシェリフ(地方官)に充分なる權力を有する代議士を出さしむへしと令せり。蓋し代議士租税を納るとを承諾するも庶民其議決を肯んせず之を拒絶するときは無効に屬するを以てなり。又庶民の代議士をして政略の大體に關し評議せしめ宣戰媾和の如き問題に付ても口を容れしめしは之をして快く租税を納めしめんか爲に外ならず。然

れども當時代議士は敢て進て政治に關する意見を述る時は其政略を實行する費用を政府に納るゝの責任を負はんとを恐れ謹慎を旨として唯に批評的精神を以て喙を容るゝに止めたり。之に反して現時に於ては庶民の權力大に増加し國家の財政は全く其監督に歸せり。今や國會の干渉なくして王室の收納し得る所のものは一日も政府を維持し得るの額に達せず。今日と雖も國會が毎年議決するを要せざる収入ありと雖も之を適用するに當ては國會の承諾を経ざるを得ず。故に財政の一點より論するも政府は毎年國會を召集せざるへからざるに尙ほ此他國會を召集せざるへからざる理由あり。今や政府の機關は往時の如く簡單のものにあらず絶えず立法を爲して以て足らざるを補ひ誤れるを正すの必要あり。國會の議決したる法令の如き一時經驗の目的を以て制定したるものあり。又立法部より行政部に附與する所の權力の中には一時限りのもの少なからず。其他種々雜多の必要よりして毎年立法を要すると少なからざるなり。故に今日に於ては毎年國會を召集するの必要あるのみならず今の國會は今の國會の如く立法を爲すに當り躊躇逡巡するか如きとあらざるなり。以上述ふる如く



英國の女皇が國會を召集するの目的は専ら財政及び立法の爲めなりと雖も召集の勅詔中には殊更に之を明言するとなく、只人民を會して國會に於て其意見を述べしめんか爲に云々と云ふに過ぎず。

議員召集の目的は右に述るか如くなるか之を召集するに當て女皇は勅詔を發するを常とす近代に在ては國會の集會に間斷なきを期するか故に女皇は同一の勅詔を以て一の國會を解救し直に次の國會を召集するなり、即ち此勅詔は現在の國會の出席の義務を解き更に人民の意見を聽くか爲めに新國會を召集せんと欲す云々と云ふの意を記載するものなり。且つ此勅詔中には大貌列顛及び愛蘭の司法官に召集狀を發すへき權力を附與したる旨を載す。勅詔出づるの後大法官は召集狀を發して議員を召集す。大法官の發する所の召集狀は凡そ五種の人に宛てたるものなり、即ち英國の俗貴族、英國の僧貴族、二十八人の愛蘭の俗貴族、高等法廷の裁判官、アトーチー、ゼチラル及びソリシトル、ゼチラル女皇のエンセント、サーゼント及び國會に議員を出すの權利ある各州各都府の復命官等は召集狀を受くる所のものなり。此召集狀は大憲章の中に於て定めたる所に從ひ其の發行の

四十日以内に復命せざるへからざるものなりしか、蘇格蘭と英國と合併したる後此期限を延はして五十日と爲せり、其後通信往復の便利大に開けたるか爲め今の女皇の御宇に至りて三十五日に短縮せり。

次に國會開設の順序を述べし各州各市より撰出したる所の議員は勅詔中に載せたる日限を誤らすウエスト、ミンヌル市に來り。同時に貴族院議員も亦來る。是に於て君主は國會を開設する理由を述ふるの順序なりと雖も其前種々の手續あり。庶民院の内に書記局あり是れ國會の書記か詰め居る所にて庶民院の建物の一部分なり。國會開設の當日となれば各地の議員皆此所に集りて先づ書記官に對面す。此書記官は國會開設の前に於て大法官の局(此局は我邦の司法省の如きものにして君主よりの召集狀を此局より發す)より議員名簿を受取り置き、議員は此處に來りて書記官の調査を受くるなり。即ち書記官は名簿に依りて、何州より何某と云ふ議員は今日來たれりやと問ふ議員は答て、到着し居れり余か其人なりと云ふ、乃ち帳簿と人物との引合せを爲すなり。是れ國會開設の第一の手續とす。



此帳簿と人物の引合せ終りて議員は盡く國會議場に入る。此時貴族院へ勅使來る。勅使の數は五人にして、其首席は大法官なり。勅使は貴族院に來り、人を庶民院に遣はして、曰く勅使貴族院へ來られたり、各議員は何れも貴族院へ出頭せられよと。庶民議員は一同貴族院に行き貴族院議員と列座して勅使の言を聞く。其言は即ち國會の組織充分整頓したる上女皇陛下の臨御ありて召集の理由に關する勅諭あるべし、就ては其前に議長を撰ひ置かれたしと云ふとなり。何故に勅使か斯く議長撰舉を促すかと云ふに、議長無き時は庶民院は外に對して關係を保つ能はず。議長は庶民院の代表者なり、故に議長を撰ふは庶民院に於て最も肝要の事とす。議員は勅旨を奉じて一同庶民院に歸り、議長撰舉の式を執行す、之れを開會第二の儀式とす。議長撰舉の會議を開くに當つては、先づ假議長を定るの必要あれ共、英國に於ては別に假議長を撰舉するとなく、書記官を以て假議長と爲すを例とす。扱書記官假議長となりて議長撰舉を行ふに當り、進歩保守兩黨派の中錚々たる一人の議員起立して、某は公明正大の人なれば議長に爲すべしと發言す。而して此發言を賛成する人出づる時は議場の問題となり、異議無きに於ては別に可否を

問はずして直に其人を擧げて議長と爲す。然るに若し發言に反對し別人を議長に擧げんとする者ありて之に賛成する人ある時は、兩方の候補者出て、演説を爲し直に採決を行ふなり。其順序は先づ第一の候補者に就き採決し、多數なれば無論其人議長となる、若し少數なるときは別に採決の勞を取らず後の候補者を議長と爲す。抑も英國庶民院の議長は政略に富み辨舌優れ庶民院中第一流の人物の如く考へらるれども必しも然らず。英國庶民院の議長は恰かも角力の行司の如きものにして政黨競争の外に在り。抑も議長を撰ぶの要旨は公平無私なる人を擧ぐるに在るが故に一方の黨派に屬する人の推撰は他の黨派の者も亦た概ね満足する所にて、議長撰舉に關し激論の起るか如きとは甚だ稀れなり。衆目の視る處最も老練にして最も公平なる議員擧げられて議長となるを通例とするなり。

議員の一人指名されて議長となるや先づ議長席に就き一同の議員に謝辭を述べざるべからず。昔は議長となりたる時儀式として一旦其職を辭退することなりしが、今は左る古風なる事は之を爲さずして、只不肖なる某を撰舉されたること甚



だ満足なりと云ふが如き謝辭を述ぶるの儀式に止まれり。議長の着席するや其卓上に現はるゝものあり、即ちメースと稱する笏なり。此の笏は昔我邦の公卿が持ちし笏の如き形にして平生は宮中の寶器局に納め置き、國會開設の時議場に持出だすなり。此笏は庶民院固有の權力を代表するものにて即ち議長は其笏を以て始めて庶民院の代表者たる資格を得る者とす。國會開設の間議長常に此笏を預り若し之を失ふ時は國會を開くこと能はず。現に英國大叛逆の時この笏紛失し民権黨庶民院を開くこと能はず、數日討論の末非常の場合なれば止むを得ず、笏なしに開會すべしと決したることありき。メースは此の如く大切なるものにして議長は片時も之と離るること能はざるなり。

議長撰擧の手續終ると共に庶民院は翌日迄延會し。翌朝議長は貴族院へ往かざるへからず。議長の撰擧終りたりとて庶民院より貴族院へ通知する時は貴族院に再び五人の勅使來り議長を召す。議長は二人の議員を從へて貴族院に赴き庶民院已れを撰擧したる旨を勅使に告げ且勅裁を得んとを請ふ。而して大法官は君主に代り議長撰擧を認可せざるへからず。往時は此認可を受くる時にも議長

は一應其職を辭退するの儀式あり。且其認可を爲すにも君主親ら臨御したりしが或時議長が儀式上其職を辭したる時王之之を聞届けたることありたるに懲りて辭職の虚禮を廢するに至れり。議長勅使の認可を経て眞の議長となると同時に權利の請求なる者を爲す。即ち國會の辯論は自由なるべし、國會議員及び其從者は捕縛の自由を有すへし、必要の場合には女皇陛下の謁見を許さるべし、議員の所置を寛大に酌量せられたし等即ち庶民院の古代より享有する其疑ふ可らざる權利なるものを要求するなり。大法官は又君主に代りて、之を許し議長は其許可を得て庶民院に歸り一々議員に報告す。

議長撰擧の事に續て議員は如何に着席の權利を得るかと云ふことを述ぶるを順序とす、左りなから之に先ちて貴族院議員の證明に關し一言せざるべからず。貴族院に於ては差官即ちガーダー、キング、アト、アームスと稱する官吏ありて世襲貴族の名簿を貴族院の卓上に呈し、又王室書記官又は蘇格蘭の書記官より送付したる所の蘇格蘭代理貴族の名簿を卓上に呈し。扱英國の世襲貴族は已れの受取たる所の召集狀を卓上に呈して其議員たることを證明す。又新たに議員に任せら



れたるものは、大法官に向つて其貴族に任せられたることを證明し、貴族院の書記官は之を全院に披瀝す。庶民院に於ては前にも述べたる如く、大法官局の王室書記官より庶民院の書記官に宛て遺はしたる所の復命書の寫に由て各州各都府より撰はれたる所の議員は果して其人なることを證明するなり。此復命書なるものはクラウン、オフィスと稱する局に備へありて、若し此事に付て問題起るときは何時たりとも照合するを得るなり。

貴族院庶民院の議員は如何にして着席の權利を得るかと云ふに服従の誓約を爲して之を得るなり。誓約の文面は古より種々の變遷ありしが今日は左の如し、

余は法律に従つて女皇ビクトリヤ陛下及び其子孫相續者に忠義を盡し眞實の服従を爲すべき旨を誓約す故に上帝余を助けよ。

貴族院議員も庶民院議員も皆此の誓約即ちオースを爲して、着席の權利を得ることなれどもクエーカー、モレビアン、セベレチストの宗派は宗旨の主義よりして誓約を爲すこと能はず。故に此等の宗派は誓約の代りに承認即ちアフアーメーションを爲すことを許せり。此誓約は何時に行ふかといふに貴族院にては國會を

開くと同時に此式を舉行し庶民院にては議長の撰舉が認可されたる後直に之を行ふものとす。又國會開期の途中にて補欠員として撰舉されたる議員は其復命書の寫即ち證明が庶民院書記官の手に達すると同時に誓約を爲すなり。若し議員にして誓約を爲さるときは議場の欄内に座するを得ず、又討論に關係するを得ず、決議に關係するを得ざるものとす。然れども縦ひ誓約は爲さるも議員に相違なし、故に此三件を除くの外は總て議員たるの權利を享有するものとす。今説明の序に此誓約の文面が時代に由り變更したる大要を述べんに、千六百八十八年以後は誓約の文章中に基督新教と云ふの語ありて當時は新教徒ならでは國會議員となり官吏となることを許さず、舊教は國家に害ありとて永く排斥されたり。然るにウキリヤム四世の時舊教解禁令の發布されてより、舊教徒も亦新教徒と同じく議員たるを得るに至り、遂に基督新教云々の文字を削除して單に基督教と爲せり。然るに開明の進歩に隨ひ耶蘇教徒のみ議員となり官吏となるを得て他の人種が權利なき道理はあらざるべしと云ふの議起り、猶太教徒も議員たるに差闕なきことゝなれり。抑も猶太教は耶蘇を磔殺したる宗徒なれば、古來一般の耶蘇



教徒に嫌悪されて之れと併立することを得ざるの有様なりしか、此時以後他の人民と對等の地位を保つに至れり。是れ畢竟猶太人の血統にビーコンスフェルドの如き大政治家若くはロスチャイルドの如き財産家を始めとし英雄豪傑頻々として現出したるか爲めなり。然り而して誓約中基督教の三字はこの改革と共に削除せられ單に上帝の二字を存したり。然るに近頃ブラッドローと稱する無神家は神を信せざれば誓約を爲す能はずと主張し而して庶民院は神を信せざれば議場に列席するを許さずと云ひ誓約の度毎に葛藤を生ぜり。之に由て考ふれば英國の國會は結局誓約の言葉を變し上帝の二字をも亦削らざるを得ざるに至るやも計られず。

次に女皇が召集の理由を演説するの手續を述べし。庶民院議長の撰舉終りて議員誓約の式を終るや女皇は貴族院に行幸ありて、宮内大臣をして庶民院議員を貴族院に召集せしめらる。此時の使者を名けてカレンント、テフ、ゼナラック、ロッド黒笏差官と云ふ若し女皇事故ありて親しく貴族院に行幸せられざる時は勅使代て庶民院議員を貴族院に召集す。女皇親ら行幸ありて開會の趣旨を演説せらるゝときは、庶民院の議員に向て出頭を

命すると云ひ、若し勅使代りて召集の理由を述る時は出頭を希望すと云ふ。而して庶民院議員は此命令若くは希望に應じて貴族院に出頭し召集の理由を聞くを要す。女皇親ら召集の理由を述べらるゝ時は大法官の奉呈する所の勅書を朗讀せらるゝなり若し勅使代て此の式を行ふときは大法官勅書を朗讀す。此勅書なるものは當時の内閣が作りたるものにして其政略の大体を示したるものなり。勅書朗讀のこと終れば議員は一時延會して更に集合し、勅書の奉答を議するを要す。併しながら庶民院は古來勅書の奉答を議するに先だち、他の議事を聞くを例と爲せり。何が爲に此の如きことを爲すかと云ふに、庶民院は王室より命せられたる所の問題を議するのみならず、自ら問題を出だして評議するの権利あることを證明するが爲に過ぎず。而して此事は只儀式に止るが故に庶民院議員は直に勅書の奉答を協議し勅書に關して院議のある所を定め、委員に命して之を女皇陛下に奉答せしむるなり。以上を國會開設最終の手續とす。右の手續は新に國會を開く手續なるが、若し新に開く場合にあらずして、去年の國會を今年又引續きて開く場合には議長撰舉等に關する手續は勿論之を省き、女皇の召集の趣旨を演



説さるゝを第一着歩とし、直に平生の事務に着手するを例とす。

國會を開く手續は説明し終りたれば、次に國會は如何にして終るものかを述べん。國會の終局に三種あり、第一解散(ディゾリュション)第二停會(プロ、グーション)第三延會(アジヨルンメント)是れなり。解散と云ふは國會をして終らしむるものなり、停會は國會の開期を終らしむるものなり、延會は國會中の一院若くは他院の事務を數時數日若くは數週間中止せしむる所のものなり。

先づ延會の事より説明せんに、貴族院若くは庶民院は他の院に關係なく其欲する時に延會を爲すを得。議院延會して再び議事を開く時は延會を議決したる際の議事を引續きて議するを得。又王室は議院延會の期限未だ終らざるに更に延會を命し、若くは開會を命すること能はず、又延會に關しては議院必ずしも王室の命を奉ずることを要せず。扱て停會は王室の特權に依て行はるゝ所のものなり、停會は二院同時に行はざるべからざるものにして、之と共に總て討議中の事務は終るものなり。例へば茲に一の原案ありて、己に二院を通過し將に勅裁を得んと欲するに際して、停會を命せらるゝ時は其議案を次會に於て再び始めより議せざるべ

からず。國會に停會を命ずるときは、女皇が自ら國會に來て貴族院及び庶民院議員を召集し大法官に停會の命令を朗讀せしむるか、又は女皇自ら來らず勅使をして其旨を通せしむるか、又は大聖を鈴したる勅書に依て停會を命ずるか、又は勅令プロクレイションに依りて停會を命ずるかの方法の一に由るものなり。右の諸法中にて最も多く用ゐらるゝは勅令に依りて停會を命せらるゝの手續なり。國會の解散は王室の特權に由るか若くは期限の滿るに依るかの場合に於て行はるゝものとす。王室其特權を用ひて國會を解散する時は、停會の場合の如く、自ら國會に臨みて解散するか、又は勅使をして解散せしむるなり、若し國會の停會中に於て之を解散せんとするときは勅令を以てするを例とす。此諸種の方法中にて最も普通に行はるゝは、先づ國會に停會を命し然る後に勅令に依りて之を解散する方法なりとす。期限滿るが爲めに國會を解散するは、ジョージ一世の時に定めたる七ヶ年法セブンニアル、アクトなるものに依り國會の期限を七ヶ年と定め期限滿る時は之を解散するか爲めなり。抑も英國の國會は無期限なりしが、チャールズ二世の如きは十七年の永き間議員を改撰せしめず、爲めに議員盡く腐敗して代表の實無くなりしが爲に、ウキリヤム



三世の時に至りて三ヶ年法トライエンテレルなるものを議決し、國會の期限を三ヶ年と定めたり。然るに女皇アン崩してジョージ一世ハノバルよりして英國に來り王となり、之れが爲めに英國はハノバル黨及びジャコバイト黨の二派に別れたり。當時若し三ヶ年法に随つて國會を解散する時は、舊王黨を奉するジャコバイト黨が多く議員を出すの虞あるが爲め、止むを得ず三ヶ年の期限を七ヶ年と爲すの議決を爲し、遂に今日の例となりしなり。次に王の崩御の場合には國會は解散すべきや否やを見るに元と國會は王の名を以て召集したるものなれば王崩御の場合には一度解散して新王の召集を待つを以て至當とすと雖も實際より之を云ふ時は、王の崩御の爲に政務殊に多端なる場合に當て國會を解散するは最も不便なりと云はざるべからず。是を以て古は王の崩御と共に國會を解散する仕組なりしを今は改めて解散するを要せざることなれり。然れどもこの改正に種々の變遷あり、ウキリヤム三世の時王の崩御の後六ヶ月間は従前の國會が解散を見合すると定まり、又ジョージ三世の時國會解散の後に王崩御となりたる場合には向六ヶ月の間從來の議員事を議すべしと決し、遂にグキクトリヤの御宇に至りて人民代表法な

るものを發し王の崩御と國會の期限とは全く關係なきものとなれり。



## 第三章 庶民院議員たるの資格

國會開會の手續は己に前章に於て述べ盡したれば更に一步を進めて庶民院の議員たるべきものは如何なる資格あるを要するか、庶民院議員を撰擧する者は如何なる人なるべきか、庶民院議員を撰擧する方法は如何、庶民院議員は全躰として若くは一個人として如何なる特權を有するか等の問題を討究せざるべからず。而して第一着歩に庶民院議員に撰擧せらるゝものは如何なる者なるかを述べんと欲す。

庶民院議員に撰擧せらるゝ者は如何なる者なるかを知らんと欲せば却て如何なる者は庶民院議員たる能はざるかを知るを以て最も簡單なる方法と爲す。庶民院議員たる能はざる個條の中には未丁年者若くは瘋癲白痴と云ふが如き固有のものあり、又職業若くは官職に由るものあり、又は重罪、破産、賄賂等に原因するものあり。

サー、エドワード、コークの説に依るに、未丁年者は議員たる能はず、然れどもウヰリヤム三世の時法律を以て之を定むるに至る迄は、未丁年者の國會議員となれる例

なきにあらざり、其後と雖ども未丁年者當撰し着席したる例なきにあらざり、例へば有名なるチャールズ、ゼームス、フォックスは未丁年の時撰擧せられ着席して而して演説を爲せり、有名なるロード、ジョン、ラッセルの如きも丁年に達する一ヶ月前に撰擧せられたり。然れども千八百三十二年撰擧法改正案議決されたる以來は此の如き例又之れならず。

瘋癲又は白痴は普通法に於て庶民院議員たることを許さず、若し庶民院にして議員の瘋癲到底治療すべき見込なしと考ふる時は其座席を空虛なりと宣言し、議長をして更に新召集狀を發せしむ。議員瘋癲にして職務に勝へすと云ふ問題は撰擧區よりの請願に由りて起るとあり、又は議員中よりの動議に依りて起ることあり。千八百十一年に議員アンコック氏の撰擧者、氏が瘋癲となれる爲め職務を盡す能はざるを以て改選したき旨を國會に請願せり、國會は委員を設けて調査を爲さしたるに委員は氏の瘋癲は療治の見込なきにあらざりと報告したるを以て國會は此請願を拒絶したりき。其後議員スチュワルト氏の事に關し此問題再び起りたり。議員ローバック氏はスチュワルト氏が瘋癲となりて治療中なるに關は



らず議場に出席し決議に與りたるを以て之を不問に置く時は國會の特權に關係すべしと主張し之を調査せんが爲め委員を設くべしと動議したるも庶民院は其動議を採用せざりき。此二例の中一は撰擧者の請願に由り一は議員の動議に由り瘋癲に關する問題起れり。而して是等の例に由りて是を見るも庶民院が容易に議員の瘋癲なることを見認めず輕々しく其座席を奪ふことなきや明瞭なりと謂ふべし。

外國人は議員たるの權力を有せず千七百年より以前は外國人歸化する時は撰擧せらるゝを得たり。然るにウキリヤム三世の時に至り縦ひ歸化するも其双親英人ならずんば議員たる能はずと定められたり、今上キクトリヤの御宇となりて外國人が英人と同じく有するを得べき權利を定めたるも參政の權は例外と爲せり。然るに同時に外國人にして歸化する時には英人と同じく政治上の權利義務を有するを得べく國會議員となるを得べしと定められたり。

貴族は庶民院議員となることを得ず英國の貴族は庶民院議員たるを得ず。蘇格蘭の貴族と雖も蘇格蘭代理貴族の一人なると否とに關はらず庶民院議員たるを

得ず愛蘭の貴族は之に反して貴族院に出頭すべき愛蘭貴族の代理たる廿八人中にあらざれば大貌列顛の州若くは市の代議士たるを得べし。

英國々教の僧侶及び蘇格蘭國教の僧侶は庶民院議員に撰擧せらるゝを得ず羅馬舊教の僧侶も亦撰擧せらるゝ能はず。僧侶の國會議員に撰擧さるゝ能はざることゝなれるはジョージ三世及びジョージ四世の法律に依るものなり。其後此事に關して多少の變遷ありたるも遂に、ビクトリヤ女皇の御宇となりて英國々教の僧侶に限り若し其僧位を辭するときは庶民院議員となるを得ることゝなれり。種々の官職を帶ふる者亦庶民院議員となる能はず而して其中普通法に由りて禁ずるものあり又は國會議定の法律に由りて禁ずるものあり。先づ普通法に由りて禁ずるものより擧げんに彼の州宰カウンティの如き庶民院議員となる能はず然れども若し州宰にして其州外より撰出さるゝ時は庶民院議員となる能はざるにあらず。假令ばハンブシャー州の州宰はサザンプトン市サザンプトンより撰出さるゝも妨げなし。近年に至りて管に州宰に限らず總て復命官即ち撰擧に關係ある吏員は皆其地方より撰出さるゝ能はざることゝなれり。是を以て市の復命官の如きも其市の代議



士となる能はず。彼三種の普通法々廷の裁判官の如きも普通法に由りて庶民院議員たることを禁せられたり。蓋し普通法裁判所の裁判官は貴族院の裁判官たることあるを以てなり然れども此事は近年に至りて特に國會議定の法律を以て禁することゝなれり。

國會議定の法律を以て庶民院議員たることを禁したる場合は實に錯雜にして容易に説明する能はず蓋し千六百八十八年の革命以後庶民院の勢力を漸く増加したるが爲に王室は議員に官職を興へ以て庶民院の勢力を掣肘せんと企て庶民院は又之を妨げて其獨立を維持せんと企て屢々法律を以て官吏の庶民院議員たることを禁したればなり。千七百年に制定したる王位繼承條例に由れば王より官職若くは利益ある地位を受けたる者は庶民院議員たる能はずとあり然るに此個條は女皇アンの第四年に削除せられ同女皇の第六年に至りて現行法律の根據たる立法を見るに至りたり。其第二十四條に定むる處に依れば千七百五年十月二十五日以來置れたる新官職を王室より受くるところの者は撰舉せらるゝ能はず又其以前に置れたる者と雖ども或る官職に限り之に任せらるゝ者は撰舉せらるゝ

能はず。又王室より無期限の年金を受くる者も撰舉せらるゝ能はず。其第二十五條に由るに千七百五年十月二十五日以前に置かれたる官職を受るものと雖ども之れを受ると同時に庶民院議員の職を辭せざるを得ず然れども再撰せらるゝを得べし。又其二十七條に定むる處に由れば海陸軍の武官は此法律の範圍外に在り此法律出でたる後と雖ども國會は屢々特に新舊の官職を第二十四條若くは第二十五條の部類に編入したるが故に今日に於て如何なる官職を受くる者は庶民院議員たるを得るか如何なる官職を受くる者は庶民院議員たるを得ざるか明瞭に指示すること頗る困難なり若し之を爲さんとすれば英國政府の官職を表に製して示すの外手段なし。然れども此の如きことを爲すの必要多からざるべきを以て余は今之に關する大體の類別を爲し以て示す處あらんとす。

甲 英國政府に於ける或る官職を受くる者は同時に庶民院議員たるを得ず。此部類に屬する者は女皇アンの法律中の所謂新官職是れなり。此部類の中には千七百五年以後に置れたる官職にして法律を以て特に除きたるものゝ外盡く含蓄するものとす。立法部は女皇アンの法律出でたる以來屢



々議決を以て或る官職を新官職の部類に屬すべき者と定めたり假令は印度會議の議員たる者は國會議員たる能はずと云ふが如き其一例なり。印度會議の議員たる職は勿論千七百五年以後に置れたるものなるを以て女皇アン條例の所謂新官職中に含まるべきものなれど國會は尙ほ特に其中に含まるべきものなることを議決したり。又この法律に由れば舊官職に屬すべきものなるも其後に至りて庶民院議員たる能はずと議決したるものなきにわらず例へばマスター、オフ、ゼロールスの如き其一なり。

乙 或る官職は之を受くると同時に議員の職を辭せざるべからざるも再撰せらるゝを得べし、女皇アン法律中の所謂舊官職なるものは此部類に屬すべきものなり。然れども其後に至り國會の議決を以て特に新官職と同一になせるものは此限にわらず。又其以後に置れたる官職と雖ども特に法律を以て舊官職と同じく再撰せらるゝを得へしと定めたるものは此部類に屬すべし假令は地方政務局の局長及び書記官の一人の如きは新官職なりと雖ども庶民院議員として再撰せらるゝを妨げざるものなり。

丙 行政に關する官職中には之に任するも國會議員たるに妨げなく又再撰擧の必要なものあり例へば各省の政務次官の如き是れなり又國民軍の士官の如きも此部類に屬す。

抑も官吏が國會議員を兼ること付て此の如き制限を設けたる所以を考ふるに、王室が國會議場に於て暗に勢力を占むるを妨ぐる爲めなりしと雖ども今日の時勢より云ふときには之れが爲に此の如き制限を置くの必要なしと云ふべし。然れども今日は又別に此制限を存するの必要なしにわらず、則ち政治上に關係なき適當なる事務官を備ふること及び政治に於ける各省の長官と其下に在りて事務を取扱ふ者と同じく國會に入り討論の際反對の地位に立つが如き不都合なからしむること等は此制限を必要とする理由なりと云ふべし。然れども此理由は女皇アン第二十五條に定むる處に當て符まること能はず。女皇アンの法律二十五條に於て國會議員政務官となるときは一度議員の職を辭し再撰せらるゝを要すと定めたるは今日に在て實に不必要のこととなり、實に不必要なるのみならず頗る不便利のことと云ふべし。此個條あるが爲に内閣更迭の際入閣する議員は其撰



舉區に至りて再撰を乞はざるべからざる必要あり、隨て政務を滯滞せしむること  
 少なからず。

王室より無期限の年金を受くるものは女皇アンの時國會議員たる能はずと定め  
 られたり。ジョージ一世の時に至り、或る年限の間年金を受くる者も亦國會議員  
 たる能はざることなれり、然れども久しく外交官となり又は政府の事務官とな  
 り居たるが爲に退職の後年金を受くる者は此部類に屬せず。

間接若くは直接に政府の仕事を請負ひ政府と契約を爲すの地位に立つ者は國會  
 議員たる能はず、然れども公債の所有者の如きは此部類に屬せず。

叛逆若くは重罪を犯したる嫌疑あるものにして有罪と定まる時は王室より特赦  
 せらるゝ、か若くは刑を受けて満期となるに至る迄國會議員たる能はず。

身代限の處分を受けたる者又國會議員たる能はず、若し撰舉せられたる後身代限  
 となる時は着席及び投票を爲す能はず。然れども其義務を果し且品行よりし  
 て是に至りたるにあらざることを證明するに於ては再ひ其權利を復するを得べ  
 し。已に撰舉されたる人身代限の處分を受け六ヶ月内に其義務を果さざる時は

其座席空虚となるものとす。

國會議員たるに當り賄賂の如き鄙劣手段を用ひたる者は生涯其撰舉區より撰舉  
 せらるゝ能はず。七ヶ年後にあらざれば他の撰舉區よりも亦撰舉せらるゝ能は  
 ず。然れども若し已れ其事に與らず撰舉の際に用ひたる代理人の意を以て此の  
 如き手段を盡したること明瞭なるときは其撰舉區より七ヶ年間撰舉さるゝ能は  
 さるのみにして他に制裁あることなし。

宗教を信せざる者國會議員たる能はず。此事に付ては前に述べたるが如く多少  
 の變遷あり往時は基督新教を奉するものにあらざれば國會議員たる能はざりし  
 が其後羅馬教を奉する者猶太教を奉する者も亦國會議員たるを得ることゝなれ  
 り。然れども彼の有名なるブラッドローの訴訟に於て明瞭なるが如く神を信せ  
 ざる者は誓約を盡す能はず誓約を爲す能はざれば座席に就く能はず、議決に與  
 る能はず、故に無宗教の徒は實際國會議員たる能はずと云ふべし。

以上述べたる制限の外に往時は有効なりしも今は廢止されたる制限なきにあら  
 ず。假令は住居制限の如き其一なり、千七百七十四年に至るまで國會議員たるべ



き者は其撰舉區内に住居するの必要ありたり。又財産の制限も千八百五十八年に至る迄有効なりしなり。即ち州の代議士たるものは毎年六百磅市の代議士たるものは毎年三百磅の收入ある土地を有するの必要ありたり。然れども是等は皆過去のとにして現在にありては右述ふるもの、外國會議員たるに必要な制限なし而して一度國會に撰出されたるものは國會解散せらるゝか若くは死するにあらずんば其の職を退くことなし。國會議員の職は辭する能はず一の撰舉區を辭して再び他の撰舉區の撰舉を争ふが如きこともまた爲すことを得ず。國會議員は右に述べたる制限に觸るゝか若くは議員かその座席を空虚なりと宣言するにあらずんば退職することなし。而して議員が容易に座席空虚の宣言を爲さるゝことは前に瘋癲の場合に述べたるが如し。此の如く一度國會議員となるに於ては容易に辭職すること能はざるが故に茲に一種の便法ありて實際に辭職を爲すの道備はれり。即ち一度議員たりしものその職を辭せんと欲せば大藏省の管轄内なる有名無實の官職を受け而して強いて前の制限に觸れてその職を辭し、然る後その官職を辭するを得べし。此等の官職はチルテルンハンドレッズ地方

のスタワルド(主宰)若くはイースト、ヘンデレッド、ノースステッド、ヘンブホルム、ムンステル等諸地方の主宰官等なり。但しムンステルの場合に於てはスタチュワードと云はずしてエスチートルと云ふ。



## 第四章 庶民院議員の撰舉人

庶民院議員の撰舉法は古代より今日に至るまで種々の變遷ありて且極めて錯雜したるものなりしが千八百八十四年の條例出づるに及びて稍々一定の制となれり。抑も此條例は種々の古き條例を含蓄するものにして、且其定むる處既往の制と關係を有すると少なからず。然れどもこゝに沿革を論ずる時は反つて多岐亡羊の嫌あるが故にこゝには右條例の大要のみを述べし。

千八百八十四年に發布せられたる人民代表條例は從來英、愛、蘇、三ヶ國に行はれたる撰舉制限の錯雜を匡し、之を一定ならしめんとするの精神を以て發布せられたるものなり、今此を説明するに當り先財產制限の事より説明せん。財產制限を大別し財產、占有及住居の三大區別と爲す。

甲 財產 財產制限は英、愛、蘇、三國の州に限る而して英國に於ける州と同一なる都府にも亦此制限あり、今之を細別せんに英國の財產制限は左の如し。

- 一 毎年四十シリング(即ち二鎊)の純價格ある自由所有地、但し相傳の財產若くは占有する財產若くは婚姻條約遺言或は寺院の住職たる

が爲め又は官職を帶ふるが爲めに得る處の財產に限る。

- 二 毎年五鎊の純價格ある自由所有地、但し一代の財產若くは占有せざる財產若くは上に述べたるが如き事情に由りて得たるものにあらざる財產に限る。

- 三 登記所有地を始めとし自由所有ならざる方法を以て所有する土地にして毎年五鎊の純價格あるもの。

- 四 借用所有地の六十年以上の期限なるものは毎年五鎊の純價格あるを要し、若し二十年以下の期限なるものは五十鎊の純價格あるを要す、此價格の借用所有地の内を借用する者と雖ども若し之を占有する時は投票を爲すの權あり。

蘇國の財產制限は左の如し。

- 一 毎年五鎊の純價格ある所有地、及び相續地(但し地價表に由る)。
- 二 借用所有地にして一代若くは五十七年の期限なるものは毎年十鎊の純價格あるを要し、十九年以上の期限なるものは五十鎊の純價格



あるを要す。

愛蘭の財産制限は左の如し。

- 一 毎年五磅の純價格ある自由所有地。
- 二 毎年二十磅の純價格ある一代借用所有地。
- 三 六十年以上の期限なる借用所有地は毎年十磅の純價格あるを要し、十四年の期限なる時は二十磅の純價格あるを要す。

乙

占有 占有の制限は英、愛、蘇三國の間に殆んど差別なし。其大要を云へば英及び蘇の市及び州に於て十磅の價格ある土地の所有者若くは借用者として撰擧者の内に記入せらるゝ前十二ヶ月間占有者たる時は選挙の資格を得るものとす、而して其計算の方法に至ては多少異なる所なきにあらず。即ち英國に於ては純價格に依り蘇格蘭に於ては地價表に現はれたる毎年の價格に依り、愛蘭に於ては最後に收めたる救貧税に由る。又撰擧者の住居制限に付て少しく異なる處あり英國及び蘇格蘭の州愛蘭の州及び市に於ては住居の制限を設けずと雖ども英國の市に於ては市の七哩内に其年

の六ヶ月間住居せざるべからずと云ふ制限あり、蘇格蘭の市に於ては市の七哩内に一ヶ年間住居せざるべからずと制限す。又た納税の事に關して制限あり英國に於ては州及び市の占有者は救貧税を拂はざるべからず、且その年一月五日迄の分を同年七月二十日迄に拂はざるべからず、市の占有者は常に救貧税のみならず惣ての租税を其時迄に納むるを要す、蘇格蘭に於ては州の占有者は其年五月十五日迄の救貧税を同年七月二十日迄に拂はざるべからず、市の占有者は七月六日迄の惣ての租税を七月二十日迄に拂ふを要す、愛蘭に於ては州及市の占有者は一月一日迄の救貧税及び其他の租税を七月一日迄に拂ふを要するなり。

丙

住居 住居制限には住宅制限及び寓居制限の二種あり。住宅制限は合衆王國中何れに於ても同一にして、租税を拂ふべき一軒の住宅若くは一個の住宅として占有し得べき一軒の住宅の一部分を所有者借用者として若くは或る官職或は職務の爲めに住居する者は選挙権を有す、但し其家の租税は或る時限迄に拂はざるべからず、其時限に付ては英、愛、蘇三國多少の差違



あり。寓居制限も亦合衆王國何れの州にても同一にして一ケ年十磅の無造作の寓居を寓居人として占有するものは選舉權を有するを得べし、但し此十二ヶ月を計算する方法は、英、愛、蘇、三國に於て多少の差違あり、又英、蘭、及以愛蘭に於ては一軒の寓居に他人と共に占有すると雖ども若し全價格にして十磅に上る時は選舉權を有するものとす。

右三種の制限は現行法律の採用する處のものなり。蓋し現に行はるゝ所の選舉制限にして古來行はれたるもの二種あり。其一は州と同等なる都府の四十シリングの自由所有者に選舉權を與ふる者にして、其二は千八百三十二年以前より選舉權を有する都府の府民に選舉權を與ふると是なり。倫敦府の如き今尙は此の制限行はる。然れども倫敦府に於ては只に都府の自由民たるのみを以て選舉權を有する能はず、都府組合員(リパリーメン)たるを要す。以上述べたるものゝ外尙は一言するを要するは大學校選舉區の選舉制限あり、オックスフォード、ケンブリッジ、ダブリン、倫敦等の大學評議會(ユニヴァーシティ)の議員及びエジンバラ、グラスゴウ、セントアンズ、ブル、アバーチーン諸大學の總長、教授、及び評議員は若し丁年に達し、法律上の不

能力者ならざる時は其各大學の代議士を選舉するの權を有す。

左に掲ぐる者は不能力者若くは不合格者にして選舉權を有する能はざるものなり。

甲 女子。

乙 未丁年者。

丙 貴族。

丁 復命官復命官は通常の場合に於て投票を爲す能はずと雖ども若し二人の候補者の得たる投票數同じし時は己れの欲する所の候補者に投票し勝敗を決するを得べし。

戊 或る種類の吏員之を大別する時は政府の吏員及び選舉の爲に使用せらるる吏員の二種類となる、然れども政府の吏員中收税吏等は近年に至りて制限を脱したるを以て目下此制限中に在る者は警察官のみなりと云ふも可なり、選舉に關係する吏員は今日と雖ども盡く投票を爲すを得ず。

己 外國人。



庚 瘋癲白痴(白痴は固より撰舉權を有する能はずと雖ども瘋癲は甚しきものにあらざれば撰舉權を失ふことなし)。

辛 叛逆罪若くは重罪を犯したる者(刑の期限満ちたる者若くは特赦されたる者は此限にあらず、又撰舉の際賄賂等を用ひたるか若くは之を受けたるの嫌疑ある者は七ヶ年間撰舉に關係する能はず)。

壬 救濟を受けたる者(其年七月三十一日より十二月以前の中に之れを受けたる者に限る、然れども醫藥料等の名義を以て之を受けたる者は此限りにあらず)。

## 第五章 庶民院議員撰舉の方法

庶民院議員撰舉の方法を説くに當りては之を座席分配、名簿記入、撰舉の方法の三項に分ちて論ずるを以て適當と爲す。庶民院議員撰舉の方法を論ずるに際しては先づ議員を撰ぶ處の撰舉區の事に付て述ぶる處あるを要す。現に英國に行はるゝ處の座席分配法は近頃發布の條例即ち千八百八十五年の條例に由るものなりと雖ども之を述ぶるに先達ちて古來各撰舉區が如何なる割合に依りて代議士を出したるやを簡畧に説明するを要す。彼のエドワルド一世が千二百九十五年に召集したる標準國會には各州より二人の士人、各都府より二人の府民、各市より二人の市民を出したり。而して其事を司れる州宰は召集狀の明文に合格する者と、思考したる都市にのみ代議士撰出の事を命じたるが如し。而して州の代表は千八百三十二年撰舉法改正の時に至るまで著しき變動なく、唯千五百五十六年千五百四十三年千五百七十三年等に於て從來代議士を出たさうし一二の州新たに代議士を出だすことなれるのみ。而して英國蘇國と合併したるが爲に州の代議士三十人を増し其後愛蘭の議院英國の國會と合併せるが爲め又州の代議士六



十四人を増せり。然ども市の代議士の数の如きは千八百三十二年撰擧法改正の時に至るまで非常の變動ありたり。エドワード一世の時に於ては市の代議士は三百三十二人の割合なりしと雖も實際出席したる者は百九十八人に過ぎず、其中倫敦府は四人の代議士を出せり。蓋し當時都府及市は代議士を出すに當て其入費を拂はざるべからざるが故に之を出たすを欲せざるが如き有様なりき。其後種々の變遷ありてヘンリー八世の時チャールズ二世の時の如き代議士を出たすへき都府及び市の數大に増加したり。是れ王室より新に特權を附與し若くは一時中絶せる特權を回復して代議士を出たさしむると爲せる故なり。ゼームス一世の時又之れが爲に代議士の數大に増加せるに至りたり。蓋し王室が此の如く新に權利を都府及び市に附與し之れをして代議士を出たさしむる所以を考ふるに其都府若くは市を重要視し之に特權を附與するにあらず其土地小にして其人民少なく王室の欲する所の代議士を自由に其地方より出ださしむる便利あるを以てなり。其後曾て繁昌を極めたる土地にして漸次に衰頽し、少數の地主若くは財産家の左右する處となりて其指揮に従ひ代議士を出たすの地方又大に増加す

るに至りたり。今若し千八百三十二年以前に於ける撰擧區の小なること及び其代表に名ありて實無き事を知らんと欲せば前世紀の終に於ては三百六人の議員、百六十人の勢力によりて選舉せられたる實例あること及び千八百三十二年の選舉法改正は各々僅かに十五人に過ぎざる選舉人を有したる九箇の市の代議士選出の權を奪ひたりといふ事實によりて悟るを得べし。

千八百三十二年及び六十七年の改正の詳細なることは姑く之を措き、其結果に付て云へば千八百三十二年以前に於て英蘭及びウェールズは五百十三人の議員を國會に出たし、蘇格蘭は四十五人、愛蘭は百人を出だしたるに千八百三十二年の改正以後に於て英蘭及びウェールズは四百九十九人、蘇格蘭は五十四人、愛蘭は百五人を出だすことゝなれり。然り而して千八百六十七年の改正に於て英蘭及びウェールズの所有なる六席は移りて蘇格蘭の有となれり。以上の如き改正を経て遂に千八百八十五年座席分配改正法發布せられ又多少の變動を生ずるに至れり。此法の爲に英國に於ける三十六の市、愛蘭に於ける二の市は各々其議員の一人を失ひ、ラットランド州又議員の一人を失へり、坐席分配改正法は撰擧權の上に此の



如き變動を生じたりと雖ども之れが爲に一人の撰擧者たりとも其投票の權利を失ふことなかりき。何となれば此法律出づるに當て既に前にも述べたるが如く、占有住居及び寓居の制限各州及び各市を通して行はるゝに至れるを以て從來一人の議員を出だしたるが如き市は更に州の中に編入せられ其撰擧者は州の一部に於て更に撰擧者と爲るを得たればなり。此の如く選舉區の上には多少の變動を生じたりと雖ども選舉者は之が爲に其投票權を失ふに至らざりき。

千八百八十五年の座席分配改正法が從來の選舉法と異なる處の要點は其地方代表の主義を一變して人口に依り議員を出ださしめんと企てたること是なり。此法の發布せらるゝ以前に在ては人口と議員との比例州に於ては、七萬八千人に付き一人の議員、市に於ては四萬千二百人に付き一人の議員と云ふ割合なりしが、實際必しもこの比例に依らず、英國に於ての七十九の市は人口一萬五千人以下なるも議員一人を出し、三十六の市は人口五萬人以下なるも二人を出すが如きことなかりき。然るに此座席分配改正法は地方代表の事に掛念せず人口五萬四千人に付き一人の議員を出だすを以て計算の根據と爲さんことを企圖したり。是を

以て若し都府の人口一萬五千人以下なる時は従前一人の議員を出したるに係はらず、州の中に組み入ることなし、若し人口一萬五千以上五萬人以下なる時は之をして一人の議員を出たさしめ、若し五萬人以上十六萬五千人以下なるときは之をして二人の議員を出さしめ、是れより以上は人口五萬人に付き一人の議員を増加する割合と爲せり。州に於ける代議の方法も亦之と等しく數に準することと爲せり。然れども當時大學校は此條例の大主義より見れば例外なりと云はざるべからず。オックスフォード大學校の如きは投票數六千人、カンブリッジは七千人、ダブリン四千人なるも各々二人の代議士を出だすことなれり。而してグラスゴー及びアバディーンは聯合して六千五百人の投票者を有し、エジンバラ及びセント、アンドルースの聯合投票者も亦略々之と數を同じくしたるが、各々一人の代議士を出だすことなれり。倫敦大學の如きは投票者の數僅々二千人なるも同じく一人の代議士を出したり。

坐席分配改正法は此他に尙ほ一の新工風を爲し英國固有の代議制度より云ふとさには極めて斬新と云ふべき方法を設けたり。即ちオックスフォード、カンブリ



ッチダブリンの三大學及び倫敦府を除き是等は從來四人の代議士を出したるも此法の爲に減せられて二人の代議士を出すこと、なれり、及び五萬人以上十六萬五千人以下の人口を有し隨つて二人の代議士を出だすものを除き、總て選舉區は各一人の代議士を出すこと、爲せる是れなり。例へばウォルバーハンプトンの如きは從來二人の代議士を出だし、更に一人を増加すること、なれるも、其地方は三選舉區に分割されたり。リバープールは從來三人の代議士を出したるが之れが爲め九個の選舉區に分割され九人の代議士を出すこと、なりたり。ランカシヤは從來四部に分れ八人の代議士を出したるが此時増して二十三人となり、爲に二十三部に分れたたり。即ち此法律出でたるが爲め前に述べたる例外の外英國は總て所謂一議員選舉區なるものになれり、グラッドストーンは此新法を評して曰く此新法は舊法に比すれば頗る經濟なり、頗る單純なり、且彼の少數代表なるものを簡易に實行する所の方法なりと云はざるべからずと。次に述べべきは名簿記入のことなり。投票權を有する者、其權を實行するに先ちて先づ選舉者名簿即ち戶籍帳へ其姓名を記入するを要す。名簿記入のことは千

八百三十二年撰舉法改正以後始めて行はるゝこと、なれるものにして、之に關する規則は數種の法令に由りて定められたりと雖も、此講義の目的は撰舉法を講ずるにあらざるを以て、今千八百八十五年名簿記入條例に依て定められたる英國に於ける名簿記入の概畧の手續を茲に述べし。名簿記入を行ふに先だち州に於ける治安裁判官の書記、市に於ける市會書記は、毎年四月十五日若くは之れより一週日の間に各パリッシュ若くはタウンシップの管理官に宛て命令書を送るを要す。此命令書は投票者として記入さるべき人の資格及び管理官が名簿記入に付て爲すを要する處の事務の順序及び日限を記したるものなり。管理官は此命令書に依り左の如き手續を爲すを要す。

管理官は毎年四月若くは五月中に其地方に於て租税を拂ふ處の住宅の占有者として記入さるべきものは誰々なりやを調査し、而して其姓名を租税帳に記せざるべからず。而して六月二十日前に若し州の撰舉區ならば管理官は其地方の所有主の姓名を廣告し。且未だ租税を拂はざる處の十磅占有者に納税の注意を爲すを要す。七月二十二日前に管理官は七月二十日迄に租税を納めざる占有者にし



て選舉權を失へる者の姓名簿を調製するを要す。而して七月三十一日前に管理官はパリツシユの救濟事務員に就て救濟を受けたるが爲め選舉權を失へる者の姓名を調査するを要す。又管理官は七月三十一日前に十磅の租税を納め隨て選舉權を有する處の占有者の姓名を調製し、州に於ては彼の五十磅占有者の姓名簿も亦調製せざるべからず。管理官は又寓居人として選舉權を有する旨を申出でたる者の姓名簿を調製し、且州に於ては所有者にして選舉權を有する旨を申出でたる者の姓名簿をも亦調製せざるべからず。斯くして八月二十日に至り總ての姓名簿を調製したる上之に對する故障の申し出でをも添へてパリツシユ中の各寺院の戸外に掲示するを要す。八月二十五日に至れば管理官は占有者及び寓居人の姓名簿と其申出で及び故障とを添へ市の市會書記に之を送るを要す。又之に加ふるに所有者の姓名簿及び所有權に關する申出故障の書類を添へ州の治安裁判官書記に送るを要するなり。扱九月に至りて調査官リバイシツ、パリツシユなる者各選舉區を巡回し名簿中の申し出及び故障に就て審判する所あり而して始めて正確なる名簿を製するものとす。名簿は州に三種あり市に二種あり州に於ける三種の名簿と

は所有者、占有者及び寓居者の名簿にして市に於ける二種の名簿とは占有者、寓居者の名簿是なり。而して若し調査官の審判に服せざるものあるときは高等法院中クインズベンチ裁判所に控訴するものとす。以上述ぶる處の手續に由りて各選舉者中占有者の特に便利を有することを覺るを得べし、即ち所有者は其姓名を記入せらるるが爲めに申出を爲さざるを得ず、但し一度申出を爲す時には再び之を爲すを要せず、寓居者は之に反して毎年申出を爲さざるを得ずと雖ども幸福なる占有者は別段申出を爲すの勞を把らず、管理官に於て自ら租税帳に依り之を名簿に記入するの習慣なり。

次に論すべきは選舉の方法なり。復命官が召集狀を受取までの手續は既に前章に於て述べたるが故に此召集狀に基きて舉行する所の代議士選舉の事を茲に述べべし。現今英國に行はる處の代議士選舉は千八百七十二年に發布せられたる國會及地方議會撰舉法又匿名投票條例とも云ふに基くものなれば今此條例に由りて撰舉手續の概略を述べべし。復命官召集狀を受くるに於ては選舉を行ふべき當日及び場所を告知せざるべからず。而して若し選舉にして競争せらるゝて



どわりて投票を爲すの必要あるときは、其當日及び場所も亦告知せざるべからず。但し復命官は州に於ては召集状を受取りたる日より二日以内に、市に於ては一日以内に此告知を爲すを要す。選挙會は州に於ては召集状を受取りたる後九日以内に、市に於ては四日以内に開くを要す。候補者は復命官の定めたる選挙の當日に於て指命するものにして、之を指名するには口頭を以て爲す能はず、必ず書面を以て爲すを要す。而して候補者たるべきものは其選挙區の選挙人名簿に記入しある選挙者の一人に由りて發起せられ、他の一人之を賛成するを要す。且八人の選挙者は其指名に同意するものとして指名紙に其姓名を記せざるべからず。若し選挙の爲に定めたる期限内に充たすべき空虚坐席に超過する候補者指名されざる時は之を競争されざる選挙と稱し、復命官は其候補者を當撰したるものとなし、直に其姓名をを中央政府に於ける大法官の廳に通知するものとす。今又之に反し候補者の數を充すべき坐席に超過する時は、復命官は更に投票會を開くべき日を定めて之を告知するなり。但し投票會を開く日は州に於ては二日以上六日以内に、市に於ては三日以内に爲さるべからず。投票會を開く場所は地位の便利人口

の多寡等に隨ひ適當の場所に定むる者とす。投票會は午前八時に始まり午後八時に終るものなり。此時間内に投票者は匿名投票法に由り其地方の投票場に於て投票を爲すを要す。投票を爲すに先ちて投票會の主宰官は候補者の姓名を記せる紙を投票者に渡すべきを以て投票者は己れの欲する所の候補者の姓名の上に×の如き印を爲し、之を投票箱に投せざるべからず。投票會終りたる後投票箱は復命官の許に集まるを以て復命官は之を計算して其結果を告知し、而して後に大法官廳に復命せざる可らず。



## 第六章 庶民院の特権

庶民院の特権を論ずるに當ては先づ其特権の實行者に就て説明するを要す、庶民院の特権を實行する任を帯ぶるものは庶民院の議長是れなり。庶民院議長のこととは既に前章に於て少しく述べたることありと雖ども未だ之れを詳論したることなく、且此處に於て其職務を詳述するを以て至當の順序となすが故に多少の重複を厭はず更に陳述する處あるべし。庶民院は古より議長を有したること疑を容れず、而して古は之をスピーカーと稱せずスポークスマンと稱せり。議長の職は最も重要な職にして禮儀上習慣上及び立法上庶民院議員の上に坐すべきものなり。庶民院議長の職務を大別して二種と爲す。其第一は庶民院の代表者たる職務にして議長が庶民院の特権を要求し、其決議を通知し、其謝禮を述べ、其譴責を申渡すが如きは皆代表者たるの資格を以て之を爲すなり、議長は又代表者たるの資格に由り庶民院の特権を犯したる罪人を逮捕する爲の令狀を發し、且補缺撰舉の爲め、證據人の出席を促す爲め、庶民院の欄に罪人を召喚するが爲め令狀を發するものなり。又前にも述べたるが如く議長の職務を表章するノースと稱する

ものあり、此ノースは議長其席に在る時は庶民院の卓上に在り議長議長たるの資格を以て他に赴く時は差官之を摺ふて従はざるべからず。

議長第二の職務は議事を整理すること是なり。議長は議員の討議を整理し討議中起る處の院令に關する問題を裁決し、議員に向て議題を述べ、且其決議を宣告す。議長は議院委員會を開くに當て議長席を退くものとす。委員會の議長は方法委員會の會長之を勤む、方法委員會の會長は毎國會の始りに撰はるゝものにして、議員が全院委員會を開くに當り必ず其議長を務むるものなり。又庶民院に於ては別に副議長を置かず、故に議長病氣若くは事故の爲め出席する能はざる時は方法委員會の議長代て議事を整理するものとす。議長は各國會の始に於て新に撰舉するものなり。而して若し國會中に議長の欠を生ずる時は更に之を撰舉せざるべからず。議長は公平を要するものなるを以て黨派の争に依り之を撰舉するが如きは勉めて爲さざる處なり。又議長は國會毎に撰舉するものなるも前國會の議長を引續き次の國會に於て撰舉するを以て通例となす。議長は國會毎に撰舉せらるゝ役目なりと雖ども之に従ふ處の諸役



員は大概終身官なり。議長に従ふ處の終身官の重なるものを國會書記官及び其助役、國會の差官サセト守衛長シュエイチン及び其代理役と爲す。

庶民院の書記官は議事を記録するの任に當るものなり。庶民院書記官は又庶民院の命令に調印し、貴族院に送るべき原案に裏書し、且院中に於て朗讀すべき總ての書類を讀む。書記官は又庶民院の日誌を調製するの義務あり、書記官は二人の助役を要す、書記官は王室より命せらるゝ處の生涯官にして、助役は議長の指名に由り王室の命する處のものたり。

差官は王室の命する處のものにして國會開會中は議長に扈從せざるべからず。院内に於ける差官の職務は議長の出入に扈從し、院内の秩序を保ち、院に出席することを命せられたる人を院の欄に連れ來り、院に出頭して議長に面會せんと欲するものを案内する等是なり。院外に於ける差官の職務は院の欄に或人を護送すべしと云ふ院の命令を執行するが爲に議長の發したる命令狀の執行を爲すこと、及び其人を院の命に由りて監視すること、又は院の命じたる場所に之を禁錮すること等是なり。

院の特權に二種あり一は議長の請求する處の特權にして、一は議長の請求せざる處の特權なり。議長の請求する處の特權とは國會開會の際、古代なる疑ふべからざる權利として庶民院議員に代り議長より大法官に向ひ請求する處の權利是なり。此權利は議員の身体及び議員の從者は捕縛及び其他の妨害より自由なるべし。議員討論の際言論の自由を有すべし、議員は必要の場合に陛下に謁見するを得べし。議員の處置は總て陛下より寛裕なる解釋を受くべし等是なり。是等の權利は所謂古代にして疑ふべからざる權利なるを以て敢て請求を要せざるが如しと雖どもヘンリ八世の時より以來國會の開會毎に請求を名として其特權を有する所以を王室に示すこと慣例となれるなり。此諸種の權利の中謁見云々寛裕なる解釋云々は殆んど儀式上の特權に過ぎざれば、此二種を總括して第一に説明し次に捕縛の自由、其次に言論の自由を説明すべし。

甲 儀式上の特權 庶民院は言論の自由を有するものなるを以て殊更に其處置の寛裕なる解釋を受けんことを要求するの必要なしと雖ども王室に對する禮儀上國會の始に於て之を請求することゝなれるなり。謁見の權利は王室の勅諭に



對する奉答を爲すに當りて庶民院議員盡く議長に従つて參内し謁見を請ふの場合に必要なるものなり。貴族院の議員は其貴族たるが爲に王室の世襲顧問官たる資格を有するを以て何時たりとも謁見を請ふの權利を有すと雖も。庶民院議員は一個人として此の如き權利を有するにあらず。故に庶民院は場合に依り其議員中樞密院議官の職を兼ねたるものをして謁見を乞はしむることあり。樞密院議官の職を兼ねるものは之が爲めに何時にても君主に謁見を請ふの權利を有するなり。

乙 捕縛の自由 捕縛の自由及び言論の自由は前の特權の如く儀式上のものにあらず實際に於て極めて肝要なるものなり。此二種の權利は常に王室に對する權利なるのみならず又公衆に對する權利なりと云ふべし。捕縛の自由とは庶民院議員及其從者は國會の開期中及び其前後四十日間捕縛の自由を得べしと云ふこと是れなり。この特權は議員國會に出席し其職務を盡くすの妨害なからしめんが爲に設けたるものなること論を待たず而して其起源は古へ遡孫の時代に在り。然れども此特權は叛逆重罪及び治安妨害を爲したる議員を保護するものに

あらず。又千七百六十三年ウィルクス事件の場合に於て讒謗の書を著はし若くは之を出版したるものも亦此特權の保護する限りにあらずと定められたり。此時より以後此特權は總て刑事の犯罪に適用すべからざるものゝ如くなれり。又此特權は法廷を輕侮したるが爲め禁獄せられたる議員を保護する能はず。曾てロング、ウエレズリーなる人チャンセリー裁判所を輕侮したることあるが爲に大法官ブラハム卿に禁獄せられたり。當時庶民院は委員をして此事件を調査せしめたるが其特權は此議員を保護すべきものにあらずと云ふ報告を爲せり。然りと雖も此特權は民事の場合に於て永く債主を苦しめたり、何となれば負債ある議員は夫れが爲に捕縛せらるゝことなく、其財産を債主の爲めに差押へらるゝことなきのみならず、債主は此特權の朝限内に議員若くは其從者に對して訴訟を起すこと能はざりしを以てなり。此の如き有様なりしを以て千六百三年に當りサー、トーマス、ジャーレーと稱する議員負債の爲にフリートの獄に入れられたるを庶民院は其吏員を派出して解放を請求し、典獄之を拒みたるを以て一時典獄を禁獄し、其後督責を加へて禁獄を免したるが如き場合ありたり。債主は議員の特權の



爲に久しく損害を蒙りしが千七百年に至りて少しく此特権の範圍を縮め國會の解散休會及び十四日以上之延會の間は重なる法廷及び衡平法裁判所に於て議員に對し訟訴を起すを得、且其間に裁判を爲して之を執行するも妨げなしと定まりたり。然れども此特権の範圍縮少して道理上不都合なきものとなれるはジョージ三世の時に在り。ジョージ三世の法令は議員及び其從者に對して何時たりども訟訴を爲すを得ることゝ定めたり。然れども議員の身體を捕縛若くは禁獄すべからざるは前と異なることなし。此の如く議員の從者は終に全く權特を失ひ議員のみ單に國會開期中及び其前後四十日間捕縛の自由を得ることゝなれり。庶民院の議員に當撰したる者若し其當時禁獄中なる時は其禁錮は之を解かざるべからず、議員は又前の特権の期限間證據人として出席するの義務なく、陪審官たるの義務も亦免かるゝ者とす。

丙 言論の自由 言論自由の特権は國會の古へより有する處のものなりと云ふと雖ども其後屢司法上及び立法上の手續を以て之を確定したることあり。千三百九十七年に當り、ハクシイと稱する國會議員は王室の費用を節減すべき議案を

下院に提出し遂に可決せられたり。當時の英王リチャルド二世は庶民院議員が此の如き事項を討議したるを怒り原案提出者の姓名を申し出づべしと要求したり。是に於て庶民院は大に恐怖しハクシイの名を申し出てたるを以てハクシイは其後叛逆人として宣告せられ大僧正アルンデルの仲裁に依りて僅に死を免かれたり。リチャルド二世廢せられ、ヘンリー四世即位するに及びてハクシイは其曾て受けたる處の裁判を取消されんことを王に請求し王は貴族院議員の意見を聞きて終に之を取消したり。蓋し此事は王室及び貴族院が庶民院の有する處の言論自由の特権を司法上より認めたるものと見做すを得べし。當時王は又庶民の請求に依りハクシイに關する裁判は總て効力なきものと令せり。言論自由に關する有名なる事件の第二はストロードの事件と稱するものなり。ヘンリー八世の時ストロードと稱する議員コーンオール地方の錫鑛の事に關して或る議案を提出したるが爲めスタナレー、コートと稱する裁判所に於て審判を受け、禁獄に處せられ科料を課せられたるを以て當時の國會は之を不當とし、營にストロードのみならず未來の國會に於て議員が如何なる議案を提出し、如何なる言論を爲すも司法



の手を以て之を罰するを得ず、縦ひ之を罰するも無効力なる旨を議決したり。

右の如き先例あるに關はらず、チュールドル王統の諸王及びスチュワルト王統の最初の二王は屢國會に於ける言論の自由を制限せんと試みたり。蓋しチュールドル及びスチュワルトの諸王は言論の自由に就て極めて狹隘なる意見を抱きたるごと、曾て庶民院議長が特權の請願を爲せるに當り、汝庶民院議員の特權は可否の特權に外ならずと、大法官をして答へしめたるに由りても明なりと云ふべし。故に當時は議員の言語王室の意に適はさりしか爲め、樞密院に招喚せられ、牢獄に繋かれ、若くは議場に出席することを停止せられたる例甚た多し。然り而して司法部の言論自由のことに關して干渉したる最後の場合は彼のエリオット、ホーリス及びパレンタイン等が國會に於て不穩なる言論を爲し、且議長を讒謗したるが爲め、キングスベント法廷に召喚せられたることは是れなり。然れども其後此審判は貴族院の取消す所となり、且國會の議決に依りて國會内に於ける言論は國會外に於て審問すべきものにあらずと云ふ原則確定するに至りたり。ウイリヤム及びヒメリーの時に當りて、權利法典なるもの發布せられ、國會議員言論の自由は遂に確乎

不拔のものとなれり。蓋權利法典は彼の國會内に於ける言論の自由は如何なる法廷に於ても其他國會外の如何なる場所に於ても彈劾し若くは審問する能はずと言ふの主義を特に確定したるに過ぎず。

右に述べたるが如く、權利法典一たび出て、國會議員言論の自由は遂に確定したりと雖も、ワルポールの如き宰相權力を有し、ジョージ三世の如き王にして位に在るの時には手段を回らして言論の自由に妨害を加ふること敢て難からず。ワルポール及びジョージ三世の如きは手段のあらん限りを盡くして、議場に多數を占めんことを計りたるが故に、屢己れの意を奉ずるものには官職を與へ、己れの意に逆ふもの、官職を奪ひしなり。蓋し政黨内閣の制行はるゝの國に於て、下官若し上官の政界に反對し固く動かざるが如きことあるに於ては、其職を奪はるゝこと勿論なりと雖も、ワルポール及びジョージ三世が己れの用に供したる處の官職は此の如き政治的の官職にあらず。國會に於て述べたる言葉國會に於て爲せる投票若し意に適はざる時は、陸軍士官の職の如きも亦之を奪へるなり。例へば千四百六十四年コンウェイ將軍は、グレイルの内閣に抵抗したるが爲め、其主殿官



たる官職と陸軍に於ける地位とを併せて失ふに至りたり。然れども此弊害はその後遂に止むに至れり。彼のエドマンド、ホルクの説に由ればロッキンガム公の内閣は國會に於ける投票の爲に陸軍士官を免する弊習を止むるに付て最も與りて力ありしと。以上述ぶるが如くなれば今日に於て國會議員の言論は全く自由となれり。然れども國會の傍聴及び議事筆記出版のことに關し起りたる問題あるが故に之を次に述ぶることゝ爲すべし。

英國の庶民院は古より外人を退場せしめ、及び院の戸を閉ぢて討議するの権利を求め之を享有し居れり。庶民院が此の如く其議事を秘密にするの權利あるは二個の理由に基くものなり。其第一は住時議員席と傍聴席との區別今日の如く劃然たらざりしが爲め傍聴者往々議員と混同し、或る場合に於ては分決を爲すに際し誤て外人即ち傍聴者を計入したることあるが爲めなり。其第二の理由は今日の如く言論の自由確立せざる時に當り、自由に傍聴を許す時は議場の言論及び議員の舉動を政府に報告する者あるが爲め王室より譴責若くは恐嚇等を蒙ふることあるを以てなり。是を以て若し議員の一人外人の議場中に在ることを議長に

向て注意する時には議長は必ず之をして退場せしめざるべからざる制なりしなり。然るに千八百七十五年に於て此習慣に不都合を生じたることあり。此年開きたる國會に出席せる或る新聞社に關係ある議員は新聞社の探訪者が屢々退出を命せらるゝことを不便とし、手段を設けて此習慣を破らんと試みたり。即ち此議員は幾度となく傍聴者の議場に在ることを議長に向て注意し議長をして煩しきに堪へざらしめ隨て此規則を不都合なるものと爲さんことを試みたり。之に由て庶民院は討議の末將來議院會議中若くは委員會の會議中或る議員傍聴者の議場に在ることを注意する時は議長若くは會長は別に議員をして其事に關し討議せしむることなく直に其傍聴者を退場せしむべし、但し議長若くは會長が之を退場せしむるを適當と考ふる時に限ると議決したり。

議院の許可なくして其討議等を出版することを禁したるは彼の長久國會の時の庶民院を以て始めとす。此事に就ては爾後種々の事件起りたりと雖ども要するに報告の方法未だ發達せざる當時に在て往々誤謬を傳ふるの恐れありたるを以て庶民院の議論は常に出版を禁止する方に傾きたり。千七百三十八年に於て庶



民院は其の議事を出版するは庶民院に對して甚しき不敬なるのみならず其特權を破らんとするものなりと議決したり。然れども之に關はらず議事を出版する者往々にして之れあり。千七百七十一年の頃までは雜誌を發兌して議院の議事を世に公けにする者甚だ多く而して千七百三十八年に於ける議決に牴觸せざらんが爲め議員の名を避けて故さらば異名を用ひたり。其後新聞紙も亦議事を公けにすることゝなりて議員の名の如きは異名を用ふること前と同しく時に或は讒謗に類する異名を之に付したり。是を以て庶民院は甚だ不平に堪へず遂に新聞社と一大戦争を開きたり。庶民院は議事出版者の一人を捕縛せんが爲め倫敦府に向て使者を送れり。然るに出版者は議院の使者己れの家にて己れを襲撃したりと爲し警察官に之を引渡せり。是を以て議院の使者及び出版者は市長の官廷に喚出され審判の後市長は議院の逮捕状は自由憲章を有する倫敦府内に於ては無効力にして市の役人に紹介せず出版者を捕へんとしたるは不當なりと判決し遂に出版者を許し議院の使者を禁獄せんとせり。庶民院は此事を聞きて非常に怒り遂に倫敦市長及び長老二人を議院に召し遂に之をタワーの牢獄に繋げ

り。蓋し庶民院は法廷の處置にも干渉する權力あるものなれば此の如き嚴重の處置を爲すも固より咎むべきものにあらずと雖ども當時の處置は大に輿論を激昂せしめ倫敦府の人民の如きは殊に憤激したるを以て庶民院も亦少しく恐怖したるが如く其以後此特權に關して此の如き處置を施したることなし。故に議事出版の事は遂に大に行はれこれと共に報告の方法又完全するに至りたるを以て庶民院も正確なる議事筆記を世に公けにするの利益を悟り却て報告者に便利を與へんとて勉むるに至れり。故に今日に在ては庶民院の議事及び其他の出來事は細大となく世に公けにせらるることとなれり。

庶民院の議事細大となく世に公けにせらるることとなれるに付て殊に注意し置くべきは今日と雖ども議事の報告は庶民院の黙諾に由るものなることこれなり。即ち今日と雖ども庶民院は何時に關はらず外人を拒絶し報告者を退場せしむるを得るなり。又今日に於て議事を出版するは等しく庶民院の黙諾に由るものにして庶民院は何時たりとも議事の出版は其特權を破りたるものなりと稱し相當の處置を爲すを得るものなり。然り而して次に注意し置くべきことは議員の



言論場内に於ては自由なりと雖も若し其言論にして出版される時は出版上の制裁あること是れなり。若し出版者讒謗に類する言論を出版する時は縦ひ議員が議場に於て爲せる言論の一部なるも出版者は其責任を免るゝ能はず又其言論を出版されたる議員は讒謗律に照さるゝの恐れあるを以て庶民院に乞ひ其特権に由りて出版者を處置するを得べきなり。

國會開設の始に當りて庶民院議長が要求する處の特権は右に説明したるを以て次に議長の要求せざる庶民院の特権に就て述ぶる處あるべし。庶民院の特権中議長が特に要求することなきも古來其有する處にして屢之を實行したる實例の存する數種の特権あり。此數種の特権中第一に説明すべきは庶民院が其組織を完備する處の特権是なり。

甲 庶民院の組織を完備する権利 庶民院が其組織を完備するの権利を分ちて三種と爲すべし、其第一は國會の開期中議席空虛となるに當り召集狀を發するの權利にして、其第二は國會の坐席を充たすべき資格を具へざる者を退場せしむるの權利、第三は撰擧の葛藤を審判するの權利是なり。撰擧の葛藤を審判するの權

利は今や高等法院に屬すと雖も元來庶民院の有する所の權利なれば併せて茲に述ぶるを要す。

#### 第一 國會の開期中坐席空虛となるに當り召集狀を發するの權利

若し國會の開期中に於て法律上辭職せざるべからざる理由の爲に坐席空虛となるか、又は或議員二撰擧區に於て等しく當撰し、其一の議員となることを承諾したる爲め、他の撰擧區の議員を欠く時は庶民院議長、院の命令を奉じて坐席の空虛を充たす爲に議員撰擧の召集狀を發すべしと、大法官廳の書記官に宛て命令を發せざるべからず。若し其坐席愛蘭議員の充たすべきものなるときは愛蘭事務局の書記官に宛て、命令を發するを要す。蓋空虛の坐席を充たすが爲めに議長が發する所の命令は院の命令に基くものなるを以て國會の開期中にあらざれば之を發する能はざる筈なりと雖も別に法律の規定するある在りて此不便を補ふが如し。即ち議長は或る儀式を経或る制限を受けたる上は縦ひ國會の閉會中なりと雖も若し議員貴族となるか破産するか官吏となるか兎角其坐席を辭せざるべからざる事狀生ずるに當て其空虛を充たすが爲に令狀を發するを得るなり。



## 第二 國會の席坐を充たすべき資格を具へざる者を退場せしむるの權利

庶民院は撰擧の葛藤を審判する權利を法廷に引渡したるを以て若し候補者にして適當の手續に由り撰擧せられざるか又は投票すべき權利なき者之を投票したるか或は賄賂等の爲に左右せられて之を撰擧したりと云ふ嫌疑ありて隨て故障の起るが如き場合に當りて庶民院自ら審判を爲すが如きことは是れなしと雖も然れども庶民院は若し法律上不合格なる者撰擧せられたることを發見する時は其事に關係あるもの、訴へを待たずして、其坐席を空虛なりと宣言し、不合格の議員をして退場せしむるを得るなり。此權利を證明する爲めの實例は古來少ならずと雖もジョン・マイケルの事件の如き此事に關する庶民院の權利を最も能く證明するに足るべきものなり。ジョン・マイケルは其不合格の事情あるに拘はらず再度迄も當撰したり。其第一の場合に於ては敢て反對者の請願を爲す者なかりしと雖議員は其坐席を空虛なりと宣言せり。其第二の撰擧の場合に於ては管に請願を爲せる者あるのみならず他の候補者其坐席を充たすの權利ありと主張せり。是を以て庶民院は自ら審判を爲さず其問題を法廷に移して審判せしむる

ことゝなせり。夫れ此の如く庶民院は自ら審判を爲すことなく法廷をして之に與らしむると雖も坐席空虛の宣言を爲すに當りては敢て法廷の審判を待つを要せざるなり。

## 第三 撰擧の葛藤を審判する權利

撰擧の葛藤の問題を審判する權利は千六百四年以來千八百六十八年に至るまで庶民院の有したる處のものなりしが、其歳コンモンブリース法廷をして之を審判せしむることとなり、裁判所構成法の改正ありて以後高等法院のクインズベンチ局に於て審判することゝなれり。抑も撰擧の葛藤を審判する權利は二百五十年間庶民院の掌握したるものなりと雖も庶民院が元來此權利を有せしや否や疑ふべし。古制を尋ぬるに彼の各州のシエリフに宛てたる召集狀の如きは元來國會に對して復命したる者なりと雖もヘンリー四世の時より以降大法官廳に復命するとなり而して撰擧の葛藤の如きは貴族の補助に由て王の審判したる所たり。然るにエリサベス女皇の時に至りて庶民院は此審判の權利を要求し千六百四年に至りて之を得んことを強く主張したり。此歳パックス州の撰擧のことに關し